

官報

号外 昭和二十四年五月二十一日

第五回参議院會議錄第三十号

昭和二十四年五月二十日(金曜日)午前
十時二十七分開議

議事日程 第二十九号

昭和二十四年五月二十日

午前十時開議

- 第一 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案(補見養男君外十八名発議)(委員会審査省略求事件)
- 第二 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案(藤野繁雄君外十八名発議)(委員会審査省略求事件)
- 第三 日本国有鉄道法施行法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第四 通訳案内業法案(内閣提出)(委員長報告)
- 第五 船舶運管会の船員の給与基準の設定及び船舶運管会の役員員に対する特別手当の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第六 國家公務員のための國設備令に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第七 公認会計士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)
- 第八 たばこ専賣法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

- 第九 壙專賣法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第一〇 しょうら、腦專賣法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

- 第一一 復興金融庫に対する政府出資等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第一二 貸金業等の取締に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

- 第一三 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に関し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

- 第一四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第一五 社会教育法案(内閣提出)(委員長報告)
- 第一六 古物営業取締法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第一七 道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

- 第一八 船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第一九 昭和二十二年年度國有財産増減及び現在額總計算書(委員長報告)
- 第二〇 昭和二十二年年度國有財産無償貸付状況總計算書(委員長報告)

- 第二一 教育映画の暗幕配給に関する請願(委員長報告)
- 第二二 坑木危機打開に関する請願(委員長報告)
- 第二三 北海道内化学肥料製造用の電力対策等に関する請願(委員長報告)
- 第二四 日和田、平岡変電所間に送電線新設の請願(委員長報告)
- 第二五 薬上火力発電所建設再開に関する請願(委員長報告)
- 第二六 猪苗代、十和田間に送電線新設の請願(委員長報告)
- 第二七 岩手縣に電氣計器調整所及び電氣試験所設置の請願(委員長報告)
- 第二八 坑木生産供出あい路打開に関する請願(委員長報告)
- 第二九 小清水村に水力発電所建設の請願(委員長報告)

- 第三〇 中小企業團の拡充強化に関する請願(委員長報告)
- 第三一 水害地衣料団符加配点數の現物化等に関する請願(委員長報告)
- 第三二 労働用織維品配給に関する請願(委員長報告)
- 第三三 中國地方電力増強五箇年計画案実施に関する請願(委員長報告)
- 第三四 樽崎織維製品検査所川俣支所の木桁昇格及び小高支所設置の請願(委員長報告)
- 第三五 岡山縣の電力増強対策に関する請願(委員長報告)
- 第三六 猪苗代、八戸及び日和田、平の各変電所間に送電線新設の請願(委員長報告)
- 第三七 北海道の石灰もつ業工業用電力対策に関する請願(委員長報告)
- 第三八 衣料品卸賣業者登録申請に関する請願(委員長報告)
- 第三九 商工省工業技術廳の拡充整備に関する請願(委員長報告)
- 第四〇 理容師にクロス、ダオル及び手術衣増配に関する請願(委員長報告)
- 第四一 関西配電会社送電線第三号線架設に関する請願(委員長報告)
- 第四二 水産業協同組合法等改正に関する請願(委員長報告)
- 第四三 水産業協同組合全國連合会結成等に関する請願(委員長報告)
- 第四四 水産業協同組合法中一部改正に関する請願(委員長報告)

- 第四五 北海道尾札部村木直に船入ま渡設の請願(委員長報告)
- 第四六 阿仁合、角館兩駅間に鐵道敷設の請願(委員長報告)
- 第四七 美幌、斜里兩町間に國營バス運輸開始の請願(二件)(委員長報告)
- 第四八 御影、辺富内兩駅間に鐵道敷設の請願(委員長報告)
- 第四九 三重町、日向長井兩駅間に鐵道敷設の請願(委員長報告)
- 第五〇 直江津、六日町兩駅間鐵道敷設促進に関する請願(委員長報告)
- 第五一 山川、枕崎兩駅間に鐵道敷設の請願(委員長報告)
- 第五二 羽幌、朱鞠内間及び羽幌、遠別間に鐵道敷設促進の請願(委員長報告)
- 第五三 根北線全通促進に関する請願(委員長報告)
- 第五四 奥津、櫻井兩駅間に鐵道敷設の請願(委員長報告)
- 第五五 磐城西郷信号所を駅に昇格の請願(委員長報告)
- 第五六 中村、新地兩駅間に駒嶺駅設置の請願(委員長報告)
- 第五七 貝田信号所を駅に昇格の請願(委員長報告)
- 第五八 堂島停留所に客車停車數増加の請願(委員長報告)
- 第五九 大越駅名の呼称訂正に関する請願(委員長報告)
- 第六〇 会津若松、山都兩駅間の鐵道敷設變更反對に関する請願(委員長報告)

- 第六一 舞木駅名の呼称訂正に関する請願 (委員長報告)
- 第六二 仙台鉄道局福島管理移轉に関する請願 (委員長報告)
- 第六三 湊町、東京両駅間に直通列車運輸開始の請願 (委員長報告)
- 第六四 郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第六五 道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する請願(六十件) (委員長報告)
- 第六六 小野田港、小野田両駅間鉄道電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第六七 肥薩線入吉、渡内駅間に西入吉駅設置の請願 (委員長報告)
- 第六八 出石鉄道復活に関する請願 (委員長報告)
- 第六九 秋葉原駅名の呼称訂正に関する請願 (委員長報告)
- 第七〇 荒海、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第七一 岐阜、名古屋両市を中心とする省線の電化に関する請願 (委員長報告)
- 第七二 常磐線電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第七三 浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第七四 中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第七五 長島信号場を旅客駅に昇格の請願 (委員長報告)

- 第七六 三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第七七 広島鉄道局広島工機部廣分工場存置に関する請願 (委員長報告)
- 第七八 門司鉄道局小倉工機部熊本分工場存置に関する請願 (委員長報告)
- 第七九 秋田、上野両駅間に直通急行列車増発の請願 (委員長報告)
- 第八〇 類似、廣尾両駅間に鉄道敷設の請願 (委員長報告)
- 第八一 郡山市に測候所設置の請願 (委員長報告)
- 第八二 塩釜港修築に関する請願 (委員長報告)
- 第八三 汽船龍頭山丸移動促進に関する請願 (委員長報告)
- 第八四 機帆船用支海航路標識拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第八五 羽幌港船入ま修築等に関する請願 (委員長報告)
- 第八六 伊万里港修築に関する請願 (委員長報告)
- 第八七 台ヶ鼻燈台設置に関する請願 (委員長報告)
- 第八八 函館港ふ頭修築工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第八九 運輸省の枕木購入方法に関する請願 (委員長報告)
- 第九〇 機帆船海運政策に関する請願 (委員長報告)
- 第九一 長崎縣佐賀郡田河町名嶋に避難港設置の請願 (委員長報告)

- 第九二 長崎縣佐賀郡田河町瀧ノ上に燈台設置の請願 (委員長報告)
- 第九三 高知縣の海上輸送に燃料増配の請願 (委員長報告)
- 第九四 山形測候所存置に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第九五 二俣、佐久間両駅間に鉄道敷設促進の請願 (委員長報告)
- 第九六 掛川町、御前崎間に國營自動車運輸開始促進の請願 (委員長報告)
- 第九七 地方税財政制度の拡充強化に関する請願 (委員長報告)
- 第九八 地方税財政制度改正に関する請願 (委員長報告)
- 第九九 地方財政確立に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 横浜市償認可に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 地方財政の義務負担に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 地方配付税増額に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇三 都市計画土地地区画整理による公共既使用地の地租減免の請願 (委員長報告)
- 第一〇四 地方税財政制度改善に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 自治体警察処理手数料の交付に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一〇七 戸籍、寄留事務に関する地方財政法第十二條第二項中一部改正の請願 (委員長報告)
- 第一〇八 戸籍事務費全額國庫補助に関する請願 (委員長報告)

- 第一〇九 健康保険組合に対する國庫補助増額の請願(二件) (委員長報告)
- 第一一〇 勞務者住宅建設に厚生年金保険積立金運用の請願 (委員長報告)
- 第一一一 厚生年金積立金運用再開に関する請願 (委員長報告)
- 第一一二 山形市に國立結核療養所設置の請願 (委員長報告)
- 第一一三 山形縣赤湯町の厚生施設設置費國庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第一一四 國營医療機關勤務看護婦の勤務改善に関する請願 (委員長報告)
- 第一一五 戰爭犠牲者に対する災害補償の請願 (委員長報告)
- 第一一六 戰爭犠牲者遺族保護対策強化に関する請願(五件) (委員長報告)
- 第一一七 保育施設増設等に関する請願 (委員長報告)
- 第一一八 乳兒院、託兒所増設等に関する請願 (委員長報告)
- 第一一九 民生委員法改正等に関する請願 (委員長報告)
- 第一二〇 象等の輸入に関する請願 (委員長報告)
- 第一二一 傷い者福祉法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第一二二 社会事業基本法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第一二三 簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(十三件) (委員長報告)
- 第一二四 福島縣耶麻郡楡原村字劍ヶ峯に特定郵便局設置の請願 (委員長報告)

- 第一二五 福島縣楡根町菅谷に無集配特設郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一二六 佐賀電話局の電話交換方式変更及び局舎建設に関する請願 (委員長報告)
- 第一二七 奈良縣天川村川合無集配特設郵便局を集配局とするの請願 (委員長報告)
- 第一二八 福島縣開柴村に特定郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一二九 鹿兒島縣日当山村日当山郵便局を集配局とするの請願 (委員長報告)
- 第一三〇 岩手縣田原村に郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一三一 練馬郵便局舎新築及び電話交換方式変更に関する請願 (委員長報告)
- 第一三二 板橋区内一部の電話加入区域変更に関する請願 (委員長報告)
- 第一三三 北上川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三四 安倍川砂防工事に関する請願 (委員長報告)
- 第一三五 表生駒山系砂防工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三六 肱川治水工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三七 神奈川縣下の砂防工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三八 天龍川西岸堤防改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三九 番匠川改修工事に関する請願 (委員長報告)
- 第一四〇 大分川直轄改修工事継続施行に関する請願 (委員長報告)

- 第一四一 信濃川水系砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一四二 長野縣共和村地内茶臼・山砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一四三 縣道中津名古原線中部路線変更等に關する請願 (委員長報告)
- 第一四四 道路修補改善に關する請願 (委員長報告)
- 第一四五 延岡、熊本兩市間縣道中高低橋に架橋の請願 (委員長報告)
- 第一四六 長野縣登井村上今井に架橋の請願 (委員長報告)
- 第一四七 川内市復興事業促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一四八 中小企業振興機材充實化に關する陳情 (委員長報告)
- 第一四九 北海道の電力供給源開發等に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五〇 電力行政機構強化に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五一 關西配電会社送路送電第三号架設に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五二 中小企業振興対策に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五三 山川、枕崎兩駅間に鐵道敷設の陳情 (委員長報告)
- 第一五四 郡山、白石兩駅間鐵道電化促進に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五五 吉松、人吉兩駅間電化促進及び路線變更に關する陳情 (委員長報告)

- 第一五六 道路運送監理事務所の地方移讓反對に關する陳情(六件) (委員長報告)
- 第一五七 長崎、東京兩駅間準急列車を急行列車に切替の陳情 (委員長報告)
- 第一五八 東海道線完全電化に關する陳情 (委員長報告)
- 第一五九 日田市、守実間に鐵道敷設の陳情 (委員長報告)
- 第一六〇 甲府、塩尻兩駅間及び塩尻、長崎兩駅間鐵道電化促進に關する陳情 (委員長報告)
- 第一六一 中土、小滝兩駅間鐵道敷設促進に關する陳情(二件) (委員長報告)
- 第一六二 富山駅擴張改善に關する陳情 (委員長報告)
- 第一六三 川東、谷田川兩駅間に停車場設置の陳情 (委員長報告)
- 第一六四 八幡浜駅、八幡浜港間に臨港鐵道敷設の陳情 (委員長報告)
- 第一六五 教習訓練所存置に關する陳情(二件) (委員長報告)
- 第一六六 八幡浜港修築工事繼續施行に關する陳情 (委員長報告)
- 第一六七 小松島灣接線地帯の補強工事等促進に關する陳情 (委員長報告)
- 第一六八 地方稅財政制度改正に關する陳情 (委員長報告)
- 第一六九 地方稅財政制度の根本的改革に關する陳情 (委員長報告)
- 第一七〇 國稅徵收に關し町村員

- 担事務辭致全額國庫補助の陳情 (委員長報告)
- 第一七一 國庫負擔金、補助金の交付に關する陳情 (委員長報告)
- 第一七二 地方配付稅額減額及び地方起債停止反對に關する陳情(二件) (委員長報告)
- 第一七三 中央出先機關の地方移讓に伴う地方財政の健全化の陳情 (委員長報告)
- 第一七四 保健所經費國庫補助増額に關する陳情 (委員長報告)
- 第一七五 地方配付稅増額に關する陳情 (委員長報告)
- 第一七六 戶籍事務費全額國庫補助に關する陳情(八件) (委員長報告)
- 第一七七 五大都市に當せん金附証票發賣權附與の陳情 (委員長報告)
- 第一七八 府縣に対する國庫支出金等の算定適正に關する陳情 (委員長報告)
- 第一七九 地方財政法等改正に關する陳情 (委員長報告)
- 第一八〇 遺族救済諸対策に關する陳情 (委員長報告)
- 第一八一 消費生活協同組合の住宅事業經營に關する陳情 (委員長報告)
- 第一八二 簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する陳情(五件) (委員長報告)
- 第一八三 枕崎郵便局無線分室敷地等拂下げに關する陳情 (委員長報告)
- 第一八四 十津川の河水統制事業に關する陳情 (委員長報告)

- 第一八五 京都府阪鶴道路線中肥後、辨谷兩橋架設に關する陳情 (委員長報告)
- 第一八六 住宅建設促進に關する陳情 (委員長報告)
- 第一八七 都市の不燃化に關する陳情 (委員長報告)
- 第一八八 興發津開港促進に關する陳情 (委員長報告)
- 〇議長(松平恒雄君) 講稿の報告は朗読を省略いたします。
- 一昨十八日議員から左の議案を提出した。
- 農業協同組合等による産業組合の責務の承継等に關する法律案(梶見義男君外十八名發議)
- 國有鐵道の無賃乘車証廢止に關する決議案(阿屋盛一君外一名發議)
- 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案(藤野繁雄君外十八名發議)
- 同日梶見義男君外十八名から左の議案につき委員会の審査省略の要求書を提出した。
- 農業協同組合等による産業組合の責務の承継等に關する法律案
- 同日藤野繁雄君外十八名から左の議案につき、委員会の審査省略の要求書を提出した。
- 食料品配給公團法の一部を改正する法律案
- 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
- 大藏省設置法案
- 郵政省設置法の一部を改正する法律案
- 電報通信省設置法の一部を改正する法律案

- 郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案
- 國家行政組織法の一部を改正する法律案
- 國立學校設置法案
- 貸金業等の取締に關する法律案
- 同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。
- 國立國會圖書館法の一部を改正する法律案
- 同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
- 簡易郵便局法案
- 同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
- 公証人法等の一部を改正する法律案
- 同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
- 水先法案
- 水防法案
- 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
- 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、稅務署の増設に關し承認を求むるの件
- 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求むるの件
- 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件
- 食糧配給公團法案
- 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
- 戰時中政府が買収した鐵道の讓渡に關する法律案(廣川弘禎君外五名提出)

参政官設置法案（高橋英吉君外三名提出）

略農臨時措置法案（小川原政信君外十名提出）

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

大蔵省設置法案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

内閣委員会に付託

内閣委員会に付託

文部委員会に付託
貸金業等の取締りに関する法律案

大蔵委員会に付託

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務所の増設に關し承認を求むるの件

大蔵委員会に付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求むるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件

農林委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

郵政事業特別会計法案
電氣通信事業特別会計法案
獸医師法案

出版法及び新聞紙法を廢止する法律案

少年法の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

檢察廳法の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案
人権擁護委員法案

在外公館等借入金整理準備審査会法

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に關する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電氣試験所新潟支所及び金澤支所設置に關し承認を求むるの件

同日本院は、衆議院回付の左の内閣提出案に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

学校教育法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

学校教育法の一部を改正する法律案

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

郵政事業特別会計法案

電氣通信事業特別会計法案

國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に關する法律案

獸医師法案

出版法及び新聞紙法を廢止する法律案

少年法の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

檢察廳法の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案
人権擁護委員法案

在外公館等借入金整理準備審査会法

同日衆議院議長から、國會において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電氣試験所新潟支所及び金澤支所設置に關し承認を求むるの件

同日議長から内閣総理大臣及び文部大臣宛左の決議を送付した。

スポーツの振興に關する決議

同日議長から内閣総理大臣及び通信大臣宛左の決議を送付した。

通信事業復興促進に關する決議

同日議長から、内閣総理大臣、大蔵大臣及び通信大臣宛左の決議を送付した。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に關する決議

同日内閣から、去月二十八日提出した大蔵省設置法の施行に伴う法令の整理に關する法律案の修正につき國會法第五十九條によつて、衆議院に要求した旨の通知書を受領した。

同日議長から左の質問主意書を提出した。

群馬縣における教育の不当ひ免に關する質問主意書（梅津錦一君提出）

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

徵稅に關する質問主意書（市來乙彦君提出）

電源開発に關する質問主意書（松井道夫君提出）

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員坂野勝次君提出塩業政策に關する質問に対する答弁書

参議院議員三好始君提出農家の麵共同製造場許可に關する質問に対する答弁書

同日委員長から左の報告書を出した。

裁判所職員の定員に關する法律案の一部を改正する法律案可決報告書

船舶運管會の船員の給與基準の設定及び船舶運管會の役員に対する特別手当の支給に關する法律案可決報告書

古物營業取締法可決報告書

道路交通取締法の一部を改正する法律案可決報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案可決報告書

通訳案内業法案修正議決報告書

たばこ專賣法案可決報告書

複專賣法案可決報告書

しよ、腦專賣法案可決報告書

復興金融庫庫に對する政府出資等に關する法律案可決報告書

公認會計士法の一部を改正する法律案可決報告書

建設委員會請願審査報告書第七号

建設委員會請願特別報告第七号

建設委員會陳情審査報告書第四号

建設委員會陳情特別報告第四号

同日選挙法改正に關する特別委員会において當選した委員長及び理事は左の通りである。

委員長 柏木 康治君

理事 大野 幸一君

同 小串 清一君

同 木内 四郎君

同 鈴木 直人君

同 太田 敏兄君

昨十九日議員から左の議案を提出した。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

青少年の不良化防止に關する決議案

同日姫井伊介君外十四名から左の議案につき委員會の審査省略の要求書を出した。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

青少年の不良化防止に關する決議案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

農業協同組合等による産業組合の資
産の承継等に関する法律案（植見義
男君外十八名発議）

食料品配給公團法の一部を改正する
等の法律案（藤野繁雄君外十八名発
議）

同日議長は、左の議員提出案を委員会
に付託した。

國有鉄道の無賃乗車証廃止に関する
決議案（門屋盛一君外一名発議）

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提
出案を委員会に付託した。

労働省設置法案

國家行政組織法の施行に伴う労働関
係法律の整理に関する法律案

運輸省設置法案

海上保安廳法及び海難審判法の一部
を改正する法律案

特別調達應設置法案

内閣委員会に付託

同日議長は、左の予備審査のための衆
議院送付案を委員会に付託した。

戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に
関する法律案（廣川弘禪君外五名提
出）

運輸委員会に付託

略農業臨時措置法案（小川原政信君
外十一名提出）

同日衆議院から左の内閣提出案中修正
を承諾した旨の通知書を受領した。

大蔵省設置法の施行に伴う法令の整
理に関する法律案中修正

同日左の質問主意書を内閣に轉送し
た。

農地買上手教科に関する質問主意書
（板野勝次君提出）

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

外國保險事業者に関する法律案修正
議決報告書

貸金業等の取締に関する法律案可決
報告書

昭和二十二年年度國有財産増減及び現
在額總計算書議決報告書

昭和二十二年年度國有財産無償貸付狀
況總計算書議決報告書

社会教育法案修正議決報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
可決報告書

犯罪者予防更生法施行法案可決報告
書

地方行政委員会請願審査報告書第二
号

地方行政委員会請願特別報告第二号

地方行政委員会陳情特別報告第二号

運輸委員会請願特別報告第三号

運輸委員会陳情審査報告第三号

同日大蔵委員小川友三君から左の小數
意見報告書を提出した。

たばこ専賣法案に対する少數意見報
告書

〔第二十八号參照〕

農業政策等に関する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十四年四月二十八日
松井 道夫
參議院議長松平恒雄殿

農業政策等に関する質問主意書
一、現下農業政策の最大重点の二つ
は耕作農家の生産諸條件を改善し
農業經營の健全化を計るにあると
思うが政府の所見如何。

二、右の見地から堆肥の増産を奨励
すべきではないか。

堆肥の反当りの理想的な施肥量
如何。

昨年度における堆肥の施肥量は
十分であつたか。

堆肥の生産目標を樹て増産を指
導する必要はないか。

化学肥の反当り理想的施肥量如
何。

昨年度における化学肥の配給美
績並本年度の配給計画如何、反当
りいか程になつてゐるか。

食糧増産の目的達成のために
は、化学肥の外堆肥の施肥が重要
なのではないか。

三、既存農家の生産條件の改善と開
拓政策との調整如何。

既存農家の農業經營のため必要
な採草地、自家用薪炭林甚しきは
一部落の灌漑用水の水源林を未墾
地として買収した例がある。かく
の如きは、明白に不当であると思
うが如何。

四、他に主たる使用目的のない採草
地は、適正面積である限り牧野と
して、自作農創設特別措置法によ
る買収から保護されるのではない
か。

適正規模の自家用薪炭林を未墾
地としての買収から保護するため
何等かの法的措置が必要なのでは
ないか。

他に主たる使用目的のある採草
地であつても採草に従事する農家
の農業經營に必要である限り、何
等かの法的措置を以て未墾地とし
ての買収から保護する必要がある
のではないか。

五、採草地に植林することの可否
如何。

採草地に植林することは、草質
を軟かならしめ硬質の柴木の生育
を防ぎ採草上好影響があるのみな
らず、薪炭給源を豊富ならしめる
から奨励すべきことと思ふが如
何。

植林が生育するに従い間伐、枝
下しをなし、採草に何等支障なく
經營出来るのではないか。

六、政府は、植林を奨励している。
しかるに政府の奨励に従い採草地
に植林したところ樹冠の面積が三
割以上だから牧野でないとの理由
の下に未墾地として買収された例
がある。

裸山にして置けば牧野として保
護されるものを植林したため未墾
地として買収され採草の目的も植
林の目的も達成出来ず、元も子も
無くなつて了うとは何としてもお
かしいと思ふが如何。

右の場合専業農家であり其の農
業經營に必要不可欠の採草地であ
る限り植林に拘らず主たる目的が
採草にあるものと見て牧野として
未墾地買収から除外するのが適當
なのではないか。

七、前項に所謂樹冠の面積三割以上
とは如何なる法律上又は農林政策
上の根拠があるか。

八、牧野に付草の最低生産量を定め
ているか（反当り生草にして何買
位）、それは絶対のものか或は主
たる目的が採草にあるか否かを決
定するための一資料に過ぎぬもの
か。

九、牧野合機整載の趣旨が不徹底で
あつたため農家に確保し得る採草
地の面積が過少に定められた地方
が少くない、政府は速かにこれを
是正する必要があると思ふが如
何。

十、政府は以上の諸事項に關し現地
諸機關に對し如何なる指導を與え
ているか。

内閣參事第九〇号
昭和二十四年五月十四日
内閣總理大臣 吉田 茂
參議院議長松平恒雄殿
參議院議員松井道夫君提出農業政策
等に関する質問に對し、別紙答弁書
を送付する。

一 貴見の通りである。

二 土地の生産力を増強し、地方
の維持増進を図る上において、
堆肥肥、綠肥等の有機質肥料を
施用し、土地腐蝕の増加を図る
ことは、配給肥料が全面的に無
機質肥料化した現在、極めて必
要であると認め極力これが増産
を奨励しこれに必要な資材の確
保に努力しているが、今後共さ
らに努力する。

堆肥の理想的な反當施用量

五九三

官報号外 昭和二十四年五月二十一日 參議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

で代地を興える途が開かれてい
る。他に主たる使用目的のある採
草地は同法第三十條第一項第一号
の牧野に該当しないから未墾地買
収される場合があるが、かかる場
合も同法第三十七條の代地を興え
るを適當とする。

五 草生保護の目的にする疎林と
して、植林することが牧野の利用
上有効となり必要である場合があ
る。但し採草地としての利用度を
減少させ採草地の使用目的の変更
を招来するが如き植林は認められ
ない。

六 樹冠の疎密度が三割以上である
から牧野でないとは必ずしも言え
ない。一般的には三割以下のものを
を牧野として居るが、三割以上であ
つても、主たる目的が牧野である
か或はその他のものであるか判
明しない場合には、放牧の場合に
は年間放牧頭数が一二〇日以上、
採草の場合には反当乾草量三〇貫
以上の場合には牧野として扱つて
居る。従つて斯かる土地は同法第
三十條第一項第一号の牧野に該
当するから未墾地買収は出来な
い。

七 牧野の認定基準として樹冠の疎
密度三割以下としたことについて
は、別段法的根拠がある訳ではな
く單なる行政上の運用方針である
が、これはカラマツの植栽試験に
おける草生量が最も優良であつた
のは疎密度〇、三二四であつたと
いう試験成績(林業試験場技師大
迫元雄氏)等が参考されたもので
あり、この基準は、國有林植業案

規程(第三十條)、馬産限定地の管
理經營方針に関する件(記第二施
業計画)等においても従来から採
用されて居るところである。

八 牧野について草の最低生産量は
乾草で反當三〇貫以上と言ふこと
にして居る。但し之は樹冠の疎密
度が三割以上の土地で主たる目的
が採草にあるか否か判明しない場
合の判定基準であつて、三割以下
の場合には考慮しない。故に絶体
的のものではない。

九 自作農法第四十條の二の規定に
より定められて居る、牧野保有面
積は牧野統計と農林統計と勘案し
て決定されたものであつて、牧野
台帳登録の多少により影響を受け
て居るものではないから御質問の点
はないと考へる。

十 以上の趣旨については、政府は
あらゆる機会に現地諸機關に対し
その徹底に努めて来たがなお牧野
の認定如何に關しては曩に通達を
發している。

出荷、荷受機關の濫立と協同組合
理念の相克に就いての質問主意
書
右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。
昭和二十四年五月六日
青山 正一
參議院議長松平恒雄殿

出荷、荷受機關の濫立と協同組合
理念の相克についての質問主意
書
水産業協同組合は現在において
は、全国的に未設立であり、成立迄

に尙、多少の時間的間隔がある。し
かして、この設立迄の間隙、と府縣
食料市場取締法規の成文化の遅延を
覗い商業資本を背景とした一部が、
殊に漁業協同組合に加入出来ない会
社あるいは、非漁業者が自己の勢力
の登録を申請する傾向が各地に盛頭
して居り、更に大都市所在の荷受
機關の集荷競争の激化に伴いそれ等
の機關が、實質的に産地へ進出する
動向も益々顯著となつて居る。

水産物配給規則制定以來滿二ヶ年
を経過しその間必要とするものは凡
て公認機關として発足を了し寧ろ濫
立の弊なしとしない現在、今後の登
録申請こそは水産業協同組合設立迄
の間隙を覗う火事泥のな一部の策動
と觀る他はない。

他面水産業協同組合は、その目的
として漁民の協同組織の發達、經濟
的、社会的地位の向上と生産力の増
進を企圖している、所謂協同組織を
通じてのみ右諸目的を達成すること
が可能なりとしこの協同組織の育成
強化を図ることを以て日本漁業の再
建の基礎たらしめる方策が漁業政策
の基本をなしている。

しかるに上記一部不純分子よりな
る出荷、荷受機關を公認することに
おいて零細漁民唯一の協同組織は破
壊せられ民主的なる漁村の根柢は覆
滅するに必至であり、殊に大消
費地荷受機關の産地進出の弊は、こ
の傾向に更に拍車をかけるであら
う。

一部の野望を満すために漁村協同
組合理念を蹂躪することは政府の指
導方針を逆行し協同理念育成の目的
をも政府自ら失ふものと考へる。
これに対する政府の所見を承りた
い。
内閣參事第九二號
昭和二十四年五月十四日
内閣總理大臣 吉田 茂
參議院議長松平恒雄殿
參議院議員青山正一君提出出荷、荷
受機關の濫立と協同組合理念の相克
についての質問に対し別紙答弁書を
發付する。

導方針を逆行し協同理念育成の目的
をも政府自ら失ふものと考へる。
これに対する政府の所見を承りた
い。
内閣參事第九二號
昭和二十四年五月十四日
内閣總理大臣 吉田 茂
參議院議長松平恒雄殿
參議院議員青山正一君提出出荷、荷
受機關の濫立と協同組合理念の相克
についての質問に対し別紙答弁書を
發付する。

現行水産物配給規則は、水産物集
出荷機關の公認については一定の資
格條件に基づき登録を爲すことに規定
されており水産業協同組合であると
なるとにかかわらず、一定の資格條
件に基づき登録をなすのは、水産物の集
荷配給の円滑を目的として居るもの
であります。併しながら水産業團體の
解散と水産業協同組合の設立との時
間的間隙を利用し集出荷機關の設立
を目論み、それが將來集出荷機關の
濫立を來たし円滑なる集荷配給を阻
害すると認められるものは、よくそ
の内容を検討し事情に應じて処理す
べきものと考えらるべきであります。

水産用石油問題に關する質問主意
書
右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。
昭和二十四年五月六日

水産用石油問題に關する質問主意
書
右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。
昭和二十四年五月六日

青山 正一
參議院議長松平恒雄殿
水産用石油問題に關する質問主意
書

石油配給新機構が四月一日より第
足し特約店制度が復活した昭和二十
二年八月四日付日本政府に対する覺
書により農林、水産團體の石油製品
の取扱いは禁止せられたので各府縣
水の施設を、その儘流用して個人名
義による石油の取扱を行つて來たも
のは、全國で二十二府縣水及漁業會
の新協同団体結成後当該新協同団体に取扱
を認めるや否や。

現水産業團體は、戦時中の残存を
綺麗に拂拭解散し新らたなる民主的
團體として新発足が約束付けられて
いる現在漁業生産要素中最大の比重
を占める燃料の取扱が商業者の手中
に一元的に掌握せられ漁業の生命と
する燃料数が水産業者自らの手に依
る取扱を拒否せられること事態が生
せんか、由々數問題なりと言わざ
るを得ない。

資産の譲渡により、当然設備主体
となる新團體を排除することは、余
りにも生産者を無視した商業者擁護
の偏重処置である。

住年の水産石油獲得運動再燃し更
らに悪化することも見し得る、全
漁業者は、他人の同情や憐憫によつ
ても、も早や生きられないことも充
分承知しているが、故に、自衛手段
として、自己の生産を確保するため、
最後迄死を賭しても闘うであらう。

政府は、よろしく漁業者の眞の動
向を察知してここに到る迄に官
廳担当の纏まりを争うを一掃し、漁

業者の納得のゆく根本方針を確立明示すべきであると考ふる。以上に對する政府の所見を問う。

内閣参事第九三三号

昭和二十四年五月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員青山正一君提出水産石油問題に関する質問に對し別紙答弁書を發付する。

参議院議員青山正一君提出水産石油問題に関する質問に對する答弁書

石油製品の取扱については石油製品配給規則により一定の資格要件に基き取扱機關たるの登録を得たるものでなくてはならないのであります。が、漁業協同組合と一般石油製品業者とを問はず何等差別を受けるべきではないと考ふるものであります。併し石油製品の大部分は輸入物資でありますからこれが取扱に付てはなお適合軍總司令部の瞭解を得べき事項があり目下接衝中であります。

米價のバリエー方式に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年五月七日

太田 敏兒

参議院議長松平恒雄殿

米價のバリエー方式に関する質問主意書

農にわたくしは、米價のバリエー方式による計算について、主として

してシエーレーの問題を取上げて質問(昭和二十四年三月十九日質問第三十四号)した。

すなわち、基準年度においてシエーレーが、存在していたか否かを問うたのであつたが、政府の答弁は、「昭和九年乃至昭和十一年は昭和初年の経済恐慌も一應おさまつて景氣は恢復期にあり、又日本が戦争状態に入る前の年次でもあり、我々が過去において日本経済は日本の農業経済が比較的安定していた年を求めるとすれば、この時期が最も適当と考へている」とのみ殊更わたくしが聞かんとした肝心な問題の焦点を巧みに外している。

故にわたくしは、政府が、日本経済が最も安定していた年であるといふ昭和九年或は十一年において、すなわち、なおかつ農産物價格と農村必需品(工業品)價格の間にシエーレーが生じている事実を、数字を挙げて指摘しよう。

すなわち、第一表及び第一圖に示す如く、昭和六年を一〇とする物價指數によつてみれば、昭和九年一月乃至十一月には農産物價と農村必需品價格との間に、相當の價格差があつたことが窺われる。また第二表及び第二圖は大正十年中の物價指數の動きを示したものであるが、これによつてみても、兩者の價格指數は、なお若干のシエーレーの生じていることを表わしている。

殊に、第一表は農林省統計によりたるものである。政府はかかるシエーレーの事実を、米價のバリエー計算において如何に取扱わんとする

のであるか、わたくしはこの点について重ねて答弁を要求する。左の添附書類は印刷を略す。

第一表 昭和九年のシエーレー及び第一圖昭和九年のシエーレー

第二表 昭和十年のシエーレー及び第二圖昭和十年のシエーレー

参考資料(1、2、3、4、5)

内閣参事第九五号

昭和二十四年五月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員太田敏兒君提出米價バリエー方式に関する質問に對し、別紙答弁書を發付する。

参議院議員太田敏兒君提出米價バリエー方式に関する質問に對する答弁書

御指摘の資料にもある通り、昭和元年と昭和九年とを比較した場合の農産物價格と農村必需品(工業品)價格との關係については、所謂米價率だけから考へて見ても殆んど同様の結論になると考ふる。

然しながら、この昭和元年の事情を再考してみると、一般物價は大正末期以降下落の傾向を辿つていた反面、米價については大正十二年産米以降の概して不作つづきの影響を受けて上昇の傾向を示していた年であるので、この観点から現在のバリエー計算の基準年度である昭和九年を考へた場合、昭和元年を基準とした物價指數の変動のみによつて所謂シエーレーがあるとばかり言えないの

は、例へば明治三十三年を基準とした米價率(一、一八五)によつて所謂逆シエーレーがあるとばかり言えないのと同様であると考ふる。

なお、米價率から同じくバリエー計算の基準年度である昭和十年及び十一年を見た場合、米價率はそれぞれ一、三七三及び一、三二七であつてかりに昭和元年(米價率一、三四四)を基準とした場合においても、必ずしもシエーレーがあつたとは言

い得ない。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。

この際お諮りいたします。鈴木憲一君より在外同胞引揚問題に関する特別委員を辭任したとき旨の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案(産業組合の資産の承継等)を議題といたします。本案は發議者楠見義男君外十八名より委員会審査省略の要求書が提出されております。發議者要求の通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に対し趣旨説明の發言を許します。石川準吉君。

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案

右成規により發議する。

昭和二十四年五月十八日

發議者

楠見 義男 大島 義夫 雄

門田 定藏 羽生 三七

北村 一男 柴田 政次

平沼 彌太郎 石川 準吉

高橋 啓 星 一

赤澤 與仁 加賀 操

徳川 宗敬 藤野 繁雄

山崎 恒 板野 勝次

池田 恒雄 國井 淳一

岡村文四郎

参議院議長松平恒雄殿

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案(産業組合からの資産の譲受等)

第一條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)その他協同組織の發達を圖ることを目的とする法律により設立された農業協同組合その他の組合(産業組合を除く。以下組合という。)で産業組合の組合員たる者の全部又は一部をその組合員とし、且つ、その産業組合の事業と同種の事業を行うことを目的とするものは、行政廳の認可を受けて、その産業組合に對し、その資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受に関する協議を求めることができる。

2 前項の規定により譲り受ける資産の額その産業組合の資産の總額に對する割合は、その産業組合

の組合員の持分の総額のうち、同項の認可を受けた組合の組合員たる者がその産業組合の組合員として有する持分の額の占める割合をこえることができない。

3 前項の規定の適用については、持分の額は、第一項の認可があつた時以前でこれに最も近い時において、その産業組合の定款の定めるところにより算定された持分の額による。

4 第一項の場合において、協議をすることができず、又は協議がとれないときは、同項の認可を受けた組合は、行政廳に対し、裁定を申請することができる。

5 前項の申請があつたときは、行政廳は、遅滞なく、当事者の意見をきいて、裁定をしなければならない。

6 前項の規定は、その申請の範囲をこえることができない。

7 第五項の裁定があつたときは、その裁定のあつた日に、その裁定の定めるところにより、当事者間に、協議がとつたものとみなす。

8 行政廳は、第五項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

9 第五項の裁定に定める対償について不服のある者は、訴をもつて、その金額の増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、この限りでない。

10 第一項の認可の取消又は第五項の裁定の取消若しくは変更を求め

る訴は、その認可を受けた日又は第八項の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、提起することができない。

(産業組合連合会からの資産の譲受等)

第二條 前條第一項に規定する法律により設立された農業協同組合連合会その他の連合会(産業組合連合会を除く。以下連合会という。)は、行政廳の認可を受け、左の各号の定めるところにより、産業組合連合会に対し、その資産の譲受又は負債の引受に關する協議を求めることができる。

一 産業組合連合会の会員たる者の全部又は一部をその会員とし、且つ、その産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

二 前條の規定により産業組合から資産の譲受又は負債の引受及び債務の引受をした組合を会員とし、且つ、その産業組合を会員とする産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第四百四條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合を会員とし、且つ、その産業組合を会員とした産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

四 消費生活協同組合法第六條の規定により産業組合から市街地信用組合となつた後において更に前條第一項に規定する他の法律により市街地信用組合でない組合となつたものを会員とし、且つ、その産業組合を会員とした産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあつては、その産業組合連合会

2 前項(第二号を除く。)の場合には、前條第二項から第十項までの規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあり、同條第三項、第四項及び第十項中「第一項」とあるのは「第二條第一項」と、同條第二項から第四項までの規定中「産業組合」とあるのは「産業組合連合会」と、「組合員」とあるのは「会員」と、「組合」とあるのは「連合会」と読み替へるものとする。

3 第一項第二号の規定により連合会が産業組合連合会から譲り受ける資産の額、その産業組合連合会の資産の総額に對する割合は、その産業組合連合会の会員たる産業組合につき前項において準用する前條第二項の規定を適用して算定した割合のうち、その産業組合から同條の規定による資産の譲受又は負債の引受及び債務の引受をした組合でその連合会の会員たるものにつき同條第二項の規定により算定した割合に相當する部分の割合をこえることができない。

4 第一項第二号の場合には、前條第三項から第十項までの規定を準用する。この場合において、同條第三項、第四項及び第十項中「第一項」とあるのは「第二條第一項」と、同條第三項中「前項」とあるのは「第二條第三項」と、「産業組合」とあるのは「産業組合連合会」と、同條第四項中「組合」とあるのは「連合会」と読み替へるものとする。

(有價証券移轉税及び地方税の免除)

第三條 組合又は連合会が第一條又は前條の規定による資産の譲受により有價証券を取得する場合に、有價証券移轉税を課さない。

2 地方公共団体は、前項の資産の譲受により財産を取得する場合に、地方税を課することができない。

3 消費生活協同組合法第四百四條又は第六條の規定により産業組合から消費生活協同組合又は市街地信用組合となつた組合がその産業組合の財産を承継する場合には、前二項の規定を準用する。

(登録税の軽減)

第四條 組合又は連合会が第一條又は第二條の規定により譲り受けた不動産又は船舶に關する権利の取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

2 前項の不動産又は船舶の價格は、産業組合又は産業組合連合会の譲渡直前の帳簿價格による。

3 消費生活協同組合法第四百四條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産又は船舶に關する権利の取得につき登記を受ける場合には、前二項の規定を準用する。

4 消費生活協同組合法第六條の規定により産業組合から市街地信用組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産に關する権利の取得につき登記を受ける場合における登録税の算定については、第二項の規定を準用する。

(所管行政廳)

第五條 第一條及び第二條中行政廳とあるのは、第一條又は第二條の規定により協議を求めた産業組合又は産業組合連合会の区域が都道府縣又は特別市の区域をこえる場合にあつては農林大臣、その他の場合にあつては都道府縣知事又は特別市の市長とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第三條及び第四條の規定は、この法律施行の日前に消費生活協同組合法第四百四條又は第六條の規定により産業組合から消費生活協同組合又は市街地信用組合となつた組合がその産業組合から承継した財産についても、適用する。

〔石川準吉君登壇〕

○石川準吉君 只今議題となりました

ところの農業協同組合等による産業組合の資産等の承継に関する法律案につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げたいと思ひます。

この法律案の要旨は大體次の二點にありまゝです。

第一の點は、御承知のようによつて農業協同組合法が制定されましたのでありますが、この法律によりますと、現存の産業組合又は農業組合連合会は、法律施行の日から二ヶ月後即ち昭和二十五年九月三十日以後におきまして法律上当然に解散することになつておるのであります。従ひまして現存の産業組合は、この期間内に或いは農業協同組合に移行し、又は消費生活協同組合と同種の事業を行うものは同様のこの期間内に消費生活協同組合となることのできるでありますし、現存産業組合で信用事業を行うものは市街地信用組合となることのできることはなつておるのであります。でありますからして、いづれ現存の産業組合はそれらの他の法律に基づいてこの協同組合に移行するものと考へるのであります。而して政府の調査によりまして、現存の産業組合二千二百九十のうち、農業協同組合に移行するものと考へられるのは百四十四であります。又消費生活協同組合に移行するものは千三百二、市街地信用組合に移行するものは二百三十六、又、農業組合連合会におきましては、六十七のうち農業協同組合連合会に移行するものは約二十七、消費生活協同組合連合会に移行するものは約三十余と予想されておるのであります。併しながら他の法律に基づいてこの協同組合は、解

散したこれらの産業組合の資産の承継につきましては、解散後でなければ財産の譲渡を要求することができないことになつておるのであります。併しこれでは産業組合の解散に伴うその資産の処分が非常な不都合があるもので、農業組合又は連業組合連合会が解散前にあつたとしても、他の法律に基づいて協同組合に移行して、その資産の譲渡に關し協議を要求することができるようになりました。尚且つその処分の方法を明確にしたいというのが一つの趣旨であります。

第二の點は、法律の規定によりまして現存の組織体が解散されるのであります。が、代つてできた新しい組織体が設けられた場合におきましても、その新しい組織体は、たとえ名称などは変更して、これを組織することの構成員は全く同一人でありまゝ組合におきましては、新らしくできたところのこの組織体を育成する上におきまして、その資産の承継に當りまして課税をするという事は甚だ不適当と考へられます。殆んど同一体のものがただ名称が変わるだけでありまして、そこに財産の移轉におきまして課税するといふことは甚だ不適当だと考へるのであります。これは先に農業協同組合が解散いたしました、農業協同組合となつた場合におきまして、これと全く同じ措置が採られておるのであります。が、そのときの措置に倣ひまして、今回におきましても有價証券移轉税、それから地方税を免除することといたしまして、且つ又登録税を軽減しようとい

いものであるとあります。これが第二の趣旨であります。

以上は本法案の提出の趣旨及び内容の概要であります。その必要性に鑑みまして各派共同提案を以てここに提出いたしました次第であります。何とぞ満場の御賛成をお願い申上げたいと思ひます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案(藤野繁雄君外十八名発議)(委員審査省略要求事件)を議題といたします。本案は審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。藤野繁雄君。

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案
右成規により発議する。
昭和二十四年五月十八日
発議者 藤野 繁雄 加賀 操

赤澤 與仁 徳川 宗敬
池田 恒雄 板野 勝次
楠見 義男 星 一
島村 軍次 木下 辰雄
門田 定藏 高橋 啓
國井 淳一 大島巖夫雄
羽生 三七 寺尾 博
石川 準吉 岡村文四郎
山崎 恒

参議院議長松平恒雄殿
食料品配給公團法の一部を改正する等の法律
第一條 食料品配給公團法(昭和二十二年法律第二一〇号)の一部を次のように改正する。
第三條第三項中「復興金融庫から借入れれるものとする。」を「借入金によることのできる。」に改める。
第三十一條第一項中「昭和二十四年七月一日を昭和二十五年四月一日に改める。」
第二條 飼料配給公團法(昭和二十二年法律第二二〇号)の一部を次のように改正する。
第三條第三項中「復興金融庫から借入れれるものとする。」を「借入金によることのできる。」に改める。

第三十二條第一項中「昭和二十四年七月一日を昭和二十五年四月一日に改める。」
第三條 油糧配給公團法(昭和二十二年法律第二三〇号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「一千万円」を「十五億一千万円」に改め、同條第三項中「復興金融庫から借入れれるものとする。」を「借入金によることのできる。」に改める。
第三十一條第一項中「昭和二十四年七月一日を昭和二十五年四月一日に改める。」
第四條 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第十六條第三項中「復興金融庫ヨリ之ヲ借入ルモノトス」を「借入金ニ依ルコトヲ得ニ改める。」
第二十條第一項中「昭和二十四年七月一日を昭和二十五年四月一日に改める。」
第五條 肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第七十一号)の一部を次のように改正する。
第三條第三項中「復興金融庫から借入れれるものとする。」を「借入金によることのできる。」に改める。
第三十二條第一項中「昭和二十四年七月一日を昭和二十五年四月一日に改める。」

この法律は、公布の日から施行する。

〔藤野繁雄君發議、拍手〕
○藤野繁雄君 只今議題となりました食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案につきまして、提案者代表

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

して提案の趣旨を御説明申し上げます。
本法律案の要旨は大體次の三點にあるのであります。

第一の點は、現存の農林関係配給公團即ち肥料配給公團、食糧配給公團、食料品配給公團、油糧配給公團及び飼料配給公團の五公團の存続期限を來年四月一日まで延期せんとするものであります。第二の點は、各公團は現行法によりますれば、その運轉資金を必要があるときは復興金融庫から借入れることになつておるのであります。復興金融庫の現狀から見まして、これをひとり復興金融庫に限定することは不適当でありますので、この制限を除かんとするものであります。第三の點は、現行法では油糧配給公團の基本金は一千万円であり、油糧の生産及び輸入数量の増加と價格の値上りなどのために取扱金額が大幅に増大しております半面、資金操作はよく困難を生じ、輸入代金の支拂も不円滑を來すやうになつて参りましたので、基本金を今回十五億円増額せんとするものであります。この點につきましては別に政府より油糧配給公團法の一部を改正する法律案が本院に提出せられておりますので、この點をこの法律案に織り込んだのであります。元來、農林関係配給公團につきましては、本年三月三十一日又は四月一日を以て期限が切れることになつておりましたが、その後の措置につきまして方針が未定でありましたため、今國會の当初におきまして政府の提案通り一應その期限を本年の七月一日まで延期することにいたしましたのであります。而してその間に政府におかれても今後の方針について研究されることとなつ

たのであります。農林委員会におきましても独自の立場から検討を加えることになつたのであります。

そこで農林委員会といたしましては、特に農林関係配給公團制度に関する小委員会を設けまして、不肖私がその委員長としてしばしば小委員会を開き、或いは公團當局を、或いは民間関係者をお招きして意見を聴取し、現在各公團で配給統制を行なつてゐる各物資ごとに今後引續き統制を継続することの要否、配給統制を継続することの必要とする物資につきましては、その最も適切な配給統制方式を検討し、一方公團方式を適當とするものにつきましては、現行公團方式について改善すべき事項の調査を行い、又公團方式以外の統制方式を適當とする物資につきましては、その統制方式及び各方式による配給統制実施上の諸條件などの要目に従つて慎重に検討を加え、特に現存各公團の統合については、徒らに名目上の措置を避けまして、眞に実情に即した最も妥當な措置を講ずることを期しまして慎重に審議を續けて参つたのであります。一方政府におかれては、公團に関する今後の措置といたしまして、いろいろ研究せられました結果と思ひますが、現存の食料品配給公團と油糧配給公團とを合併し、又食糧配給公團に飼料配給公團を吸収せしめることとし、これに伴ひ法律案といたしまして、五月十三日に食品配給公團法案を、又一昨日食糧配給公團法案を本院に予備審査のために付託されたのであります。然るに公團の問題は申上げざるまでもなく、關係するところが極めて廣汎であり、且つ影響するところが甚だ重大であるのであります。農林委員会におきましては、小委員会の眞摯な審議にも拘わらず、未だ結論に至りませんので、調査を引續き行つておりました。而してその成果を得るまでの措置といたしまして、差當り現在の各公團をそのまま更に一應來年の四月一日まで延期するのがこの際とすべき策であるとの結論に達しましたので、これに必要な法律的措置といたしまして本法律案を提案することとした次第であります。

以上が本法案提出の趣旨であります。何とぞ滿場の御賛成をお願いいたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。
〔総員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 河野正夫君。河野正夫君の發言の許可を求めます。

○河野正夫君 本員は、地方公務員たる教員の地方職員兼職禁止に関する緊急質問をいたします。地方公務員たる教員の主として地方議員の兼職が來る六月三十日限りで打切られることにならぬという事態が生じておることに關してでございます。先ず事柄の荒筋を一應申上げて、最後に質問の諸点を明らかにしたいと思つております。御承知のように、國家公務員法により、職員は公選による公職の候補者となることができないのでありますけれども、昭和二十二年四月行われました地方議員の選挙は、この國家公務員法の制定以前のことには屬します。従いまして、この地方議員は本年の六月三十日までその兼職について暫予が與えられておることと皆さん御承知の通りであります。一方におきまして、地方公務員は如何かといひますと、地方公務員法の第九十二條及び第四百四一條によりまして、公選の公職を兼ねることを禁止せられたのであります。特に昭和二十三年七月公布の改正法により、この點は一段の強化を見たのであります。同改正法の附則第一條第二項によりまして、この法律施行の際に地方公共團體の議員で当該地方公共團體の長乃至は有給の職員を兼ねておる者については、これらの職を兼ねておる間に限つてこれらの改正規定を適用しないということが定められておるのであります。端的に申し上げますれば、昭和二十二年四月選挙によつて選出されました地方議員は、その任期中に限つて地方公務員の職を兼ねることができるといふ救済規定ができておるのであります。さて教員につきましては、当初御承知の通り地方教員、文部教官といふふうには呼ばれて、官吏

であり、従つて國家公務員たる身分を持つておつたのでありますけれども、本年春公布を見ましたところの教育公務員特例法に基きまして、その第三條により、地方の公立学校の教員は教育公務員特例という点から地方公務員たる身分を獲得したのであります。従いましてその限りにおきましては、地方公立学校の教員は當然地方自治法の附則の第一條に基いてその任期中は議員を兼ねることができるといふ等でございます。ところが政府は本年初頭に教育公務員特例法施行令を發布いたしました。この附則第十六條によりまして、本法施行の際、公立学校の教育公務員であり、現に地方公共團體の議會の議員を兼ねておる者については、地方自治法第九十二條の規定に拘わらず、尚、昭和二十四年六月三十日若しくは別に地方公共團體の職員に關して規定する法律、いわゆる地方公務員法の制定せられるとき、そのいづれか早いときまで議員の職を兼ねることができるといふふうになつておるのであります。従いまして、我々は本國會において當然いわゆる地方公務員法なる法案そのものが提出せられるだらうことを期待し、その際におきまして、教員乃至地方公務員全体の、この議員兼職の問題を公平に解決する機会があるだらうと思つておつたのであります。が、遺憾ながら会期が迫つておるにも拘わらず、この法案は提出を見ないの

であります。従いまして他の地方公務員はその任期中議員の職を兼ねられるのであるにも拘わらず、地方公務員である教員だけは、本年六月三十日を以て公務員を辞めるか議員を辞めるかと

いう、いずれかの開頭に立たされることになつておるのであります。これに反しまして、國家公務員であつたところの鉄道関係の職員、或いは事實公社関係の職員というふうなものは、今回公社の法律の制定に際しまして、その施行法によつておられると思ひます。地方議員である者は、その任期中それらの職を兼ねることができるといふことになつておるのであります。一体かのごとき公立学校教員に対してのみ不公平な処置をとる理由はどこにあるのでありましよう。國家公務員たる教員と、地方公務員たる教員との待遇の公平を期したのであるといふのが当局の説明にあつたかと存じます。けれども、然らば一体國家公務員たる教員が現実に地方議員を兼ねている者が何名あるといふのでありましようか。私の調査いたしましたところによりますと、殆んど全くないのであります。これに反しまして、地方公務員たる教員の市町村或いは都道府県の議員を兼ねている者は二千五百名に達しているのであります。従いまして國家公務員と、地方公務員と、その間の公平を期するといふことは、成る程形の上ではその通りでありまするけれども、實質上は全然不公平の処置と言わざるを得ないのであります。若しもういふ公平を論ずるのでありますならば、むしろ地方公務員同士における公平を考へなければならぬのであります。東京都におきましては、十五名の都の職員、いわゆる都職、東交といふような地方公務員の職員がございます。これに対して教員関係のものは六十三名の多きに達しておる。そこで、この六

十三名と十五名とが平等の待遇を受けるといふところに本當の公平があると思ひます。更にこういふ不公平な待遇を生じた理由としたしまして、教員といふものの職務と、その責任の特殊性といふことが論ぜられるのであります。國家公務員法の附則第十三條によりますれば、職務と責任の特殊性に基く特例は法律又は人事院規則によつて規定されなければならぬことになつておるのであります。成る程、政府、はこの教育公務員特例法施行令なるものは教育公務員特例法第三十三條の規定によりまして定められたものであり、法律的根拠があると言ひかても知れませんが、この教育公務員特例法第三十三條なるもの原案は、地方公務員であるところの教員と國家公務員であるところの教員とを全く同じに取扱ひ、而も政治的活動に同じように禁止しようといふ意圖に出ていることは、原案を見れば明瞭なのであります。これを衆議院及び参議院におきまして修正した。従いまして形は無條件委任、無制約の委任の形を呈しておられますけれども、例え必要があるときは政令を發することとができるか、如何なる必要か、どういふ場合かといふことは規定しておらない。又どういふ政令といふ内容を規定しておらない。従いまして無制約委任の形をとつておられますけれども、実はその修正過程を見れば、当然に院議を尊重する限りは、あの施行令の附則第十六條のごときものでござる筈がないのであります。従つて私は文部大臣に伺ひたいのは、かくのごとき法律の必要なる理由及びその法律的

根拠を明確にして頂きたいということでありま。尚ほ申し上げたいことがございませぬけれども、教員の地方議員としての價值といふようなことにつきましても、地方予算の半分以上はこれは教育関係であります。而も旧憲法時代における教育に関する地方議會の学務委員といふものは、多々はこの教員を委嘱しておつたといふ慣例さえあるものであります。かういふ慣例において、教員にだけ特殊の措置を講ずるといふいわれを我々は考へることができないのであります。しかのみならず、二千五百名の多きに達するこの地方議員が六月末日を以て辞めるときには、ここに大きな費用、莫大な費用を要する補欠選挙が行われなければならぬのであります。教育委員会法を今回改正いたしました。本年の選挙を中止いたしました理由は、主としてこの選挙費用の節約といふことになつたのであります。かういふ点から申しましても、この政令は即座に改正せられなければならぬと私は信ずるのであります。文部大臣はこれを改正する意思ありや否やといふことについて伺ひたいのであります。

最後に総理大臣に伺ひたいのであります。一體この文化廳税を發行し、新制中学の費用を、公共事業費を零とする、かかる殆んど教育廳の政治の現状におきまして、金のかからぬ、而も教員を喜ばせ得る、而して更に経費の節約のできるこの政令の改正といふようなことこそ、せいゝ吉田内閣の示す教育政策の誠意の一片ではなからうかと思ひます。 (拍手)

〔總理大臣は「おらん」と呼ぶ者あり、拍手〕 總理大臣に伺ひたいのであります。この点について總理大臣は如何お考へになるか、この点について伺ひたいのであります。 (定足数がなし) 首相は「どうした」と呼ぶ者あり。

〔國務大臣林義朗君登壇、拍手〕

〔國務大臣(林義朗君)〕 河野議員にお答へいたします。この問題につきましては、公立学校の教員は國立学校の教員と同様、本年六月三十日まで地方公共團體の議會の議員との兼職を認め得ることとなつておるのであります。地方自治法改正の趣旨をも併せ考へまして、これが兼職禁止に関する規定を緩和するように目下考慮をいたしておるわけでありま。

〔國務大臣高橋貞太郎君登壇〕

〔國務大臣(高橋貞太郎君)〕 お答へいたします。只今御質問の問題につきましては、かねて参議院の文部委員会におきまして河野議員から御質問のあつたところでありま。その際、私は、文部省としては慎重にこれを研究する、こゝお答へをいたして置いたのであります。その結果、只今林副總理からお答へいたしましたように、河野議員の御意見とは同様の方向におきまして、他の地方公務員とひとしく取扱われるといふ方針で今考慮中でありま。す。 (拍手)

法律案、(内閣提出、衆議院送付)以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

通訳案内業法案

右

國會に提出する。

昭和二十四年四月二十二日

内閣總理大臣 吉田 茂

通訳案内業法案

通訳案内業法

通訳案内業法

(目的)

第一條 この法律は、通訳案内業の健全な発達を図り、外客移迎の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「通訳案内業」とは、報酬を受けて、外國人に付き添ひ、外國語を用いて、旅行に関する案内をする業をいふ。

(免許)

第三條 通訳案内業を営もうとする者は、運輸大臣の行う試験に合格し、都道府縣知事の免許を受けなければならない。

(欠格事項)

第四條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 精神病又は傳染性の疾病にかかつてゐる者

第五條 第三條の試験は、左の科目について行ふ。

一 外國語
二 日本地理
三 日本歴史
四 産業、経済、政治及び文化に關する一般常識

五 人物考査
2 第三條の試験を受けようとする者は、手数料として五百円を納めなければならない。

第六條 受験に際し、他人を出頭せしめ、受験場を持ちこむことを禁ぜられてゐる物件を持ちこみ、又は他人の答案をぬすみ見するよう不正な方法によつて、第三條の試験に合格しようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

2 前項の者に対しては、三年以内において期間を定め、試験を受けさせないことができる。

(免許証の交付)
第七條 都道府縣知事は、第三條の免許を與へたときは、免許証を交付しなければならない。

(免許の更新)
第八條 第三條の免許は、五年目ごとに、申請により更新を受けなければならない、その効力を失ふ。

第九條 通訳案内業者を営む者(以下「通訳案内業者」といふ。)は、免許証を亡失し、若しくは著しく損じたとき、又は免許証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに都道府縣知事にその再交付又は書換を申請しなければならない。

第十條 第三條の免許、第八條の免許の更新又は前條の免許証の再交付を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(免許の申請手續等)
第十一條 前八條に規定するもの外、免許の申請及び更新、第三條の試験並びに免許証の交付、書換、再交付及び返納について必要な事項は、省令で定める。

(免許証の携帯)
第十二條 通訳案内業者は、就業中免許証を携帯し、警察官、警務吏員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(禁止行為)
第十三條 通訳案内業者は、左の行為をしてはならない。

一 物品の購買その他のあつ旋について、販賣業者その他の関係者に対し金品を要求すること。

二 通訳案内を檢査し、又は正当な理由がないのに、通訳案内を拒むこと。

(免許の取消等)
第十四條 通訳案内業者が第四條各号の一に該当するに至つたとき、又は前條の規定に違反し、その他業務に關し不正な行為をしたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて營業の停止を命ずることができる。

都道府縣知事は、前項の処分をしようとするときは、当該通訳案内業者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、聽問をしなければならない。

第十五條 この法律又はこの法律に基く命令により行政廳のした処分に不服のある者は、運輸大臣に訴願をすることができ、且つ、訴訟を提起することができる。

(罰則)
第十六條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三條の免許を受けないで通訳案内業者を営んだ者

二 第十四條の規定による營業の停止の処分違反して通訳案内業者を営んだ者

第十七條 第十三條の規定に違反した者又は免許証を他人に貸與した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十八條 第十二條の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 旧案内業者取締規則(明治四十年内務省令第二十一号)第一條の

規定により免許を受けた者は、この法律により運輸大臣の行つた試験に合格した者とみなす。
3 前項の者でこの法律施行の際現に通訳案内業者を営むものは、この法律施行の日から三箇月間は、第三條及び第十二條の規定にかかわらず、免許を受けず且つ免許証を携帯しないでも、通訳案内業者を営むことができる。

(審査報告書は都合により最終号附録に掲載)
船舶運管会の船員の給與基準の設定及び船舶運管会の役員に對する特別手当の支給に關する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。
昭和二十四年五月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 松平恒雄殿

船舶運管会の船員の給與基準の設定及び船舶運管会の役員に對する特別手当の支給に關する法律案
船舶運管会の船員の給與基準の設定及び船舶運管会の役員に對する特別手当の支給に關する法律案

第一條 船舶運管会に雇用される船員の給與基準は、政府職員の新給與実施に關する法律(昭和二十三年法律第四十六号)に定める船員の給與の例に準じて定められなければならない。

第二條 船舶運管会理事長は、船舶運管会の役員及び職員(船員を含む。以下同じ。)従業員に對し、主務大臣の承認を得て、船員については俸給の百分の十二をこえない範囲内において、役員又は陸上職員に對しては俸給の百分の三十をこえない範囲内において特別手当を支給することができる。但し、役員及び職員に支給する特別手当の合計額は、これらの者に支給する俸給の合計額の百分の十をこえてはならない。

第三條 前條の規定による特別手当は、船舶運管会の予算の範囲をこえて支給してはならない。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

(板倉順助君登壇、拍手)
○板倉順助君 只今議題となりましたる通訳案内業法案に對する審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

通訳案内業の指導取締については、從來、内務省令で案内業者取締規則がありましたが、昭和二十二年末失効となり、今日に至つておりますので、新たに法律を制定し提案せられたものでございます。新法に採り入れられました新らしい事項の主なるものを申し上げますれば、

第一に、業者の素質向上を図るために、運輸大臣が全國を統一して資格試験を行い、これに基いて全國の都道府縣知事が免許を與へることとしたこと、第二に、五年ごとに免許を更新して指導取締に便したこと、第三に、免許の停止取消の処分は聽問により且つ訴願の途を開いたこと等でございます。

第一に、業者の素質向上を図るために、運輸大臣が全國を統一して資格試験を行い、これに基いて全國の都道府縣知事が免許を與へることとしたこと、第二に、五年ごとに免許を更新して指導取締に便したこと、第三に、免許の停止取消の処分は聽問により且つ訴願の途を開いたこと等でございます。

運輸委員会におきましては、原案を
細先小委員会に付議して検討を加え、
更に本委員会において審議を重ねまし
たところ、原案は認旨は概ね適当であ
るが、欠格事項、業者の禁止行為、業
者団体との関係その他について修正す
べきものと認め、お手許に配付されま
した印刷物の通り修正案を得たのでご
ざいます。

その大要は、第一に、免許の欠格條
項に免許を取消された者でその日より
一年以上を経過しないものを加え、第
二に、原案には免許手数料等の額の決
定を政令に委ねておりましたのを改め、
最高限度を本法に規定し、その範囲内
で省令を以て定めることとし、第三
に、業者に対する禁止行為の規定は原
案は廣汎に失うるので、社会常識に合
うごとく修正を加え、第四に、顧問を
公認し、第五に、業者が業務の円滑な
提供を期するため団体を組織することは
十分予想されますから、業者の指導監
督上団体の團出に関する規定を加え、
その他、全般に亘つて用語と條文の整
理をいたしてあるのでございます。本
委員会におきましては、この修正案に
つきまして更に審議を重ねましたこと
も、本議の欠格を補い、一層整備する
ために、本法律案は修正案の通り修正
可決すべきものと全会一致を以て決議
いたしました次第でございます。

次に問題となりました船舶運管會
の船員の給與基準の設定及び船舶運管
會の役員員に対する特別手当の支給に
関する法律案につきまして、運輸委員
會の審議の経過及び結果について御報
告申し上げます。
先ず本案の要点を申し上げますと、第

一は、船舶運管會の予算は國家財政に
直結されており、本年度の政府
關係の予算總額におきまして「船舶運
管會從業員の給與の支拂について、
公務員の給與の格付に則つて定められ
たもので支拂われなければならない」と
と規定されており、運輸會船
員員の給與基準を政府職員たる船員の給
與の例に準じて定めたこととございま
す。第二は、運輸會の陸上役員員は國
家公務員に指定されており、その給與は國家公務員と同基準によ
るわけであり、その業務の性質
上、特別の経験技術を必要とし、且つ
運輸會の存続期間に限定されておりま
すので、予算の範囲内で特別手当を支
給し得る途を開いたこととあります。

本委員会の審議に当りましての主な
質疑應答について申し上げますれば、
その一は、本案実施による運輸會所屬
船員の給與ペースと比較し、一般海運
会社の船員の給與ペースは低くなる
が、民間の船員についても同等のペー
スで支拂い得るよう船料の引上等予
算的措置を考慮すべきではないかと
の質問に対し、政府委員より、その点
十分に考慮するとの答弁がありまし
た。その二は、本法は紛争なく円滑に実
施し得る確信ありやとの質問に対しま
して、政府委員より、本法律案決定ま
での経緯並びにその内容については、海
員組合側においても十分承知している
ので、円滑に実施し得るものと確信す
るとの答弁がありました。その三は、
米國貨與船乗組の運輸會所屬船員の定
員は減少されたが、民間会社の乗組船
員の定員もそれに準じて減少するか
との質問に対し、政府委員より、前者の
定員減少は關係方面の指示により実施

したものであり、民間会社所屬船員の
定員は、若し過剰のものがあるれば經濟
九原則の趣旨に鑑み減少せしめるのは
勿論であるが、本件については現在船
主と海員組合との間に於いて話し合
中であるとの答弁がありました。その四
は、船員保險法の一部改正により船員
保險料が引上げられると、船舶運管會
並びに一般船主の負担増となるが、こ
れに対し予算的措置が講ぜられていな
い、これに対し政府は如何に措置する
かとの質問に対し、政府委員より、現
在のとおり、運輸會予備費により賄
うことは極めて困難であるが、この対策
については極力善処するとの答弁があ
りました。

かくて質疑を打ち切りました討論解決
の結果、全会一致原案通り可決いたし
た次第でございます。以上御報告申し
上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。
先ず議案内案全部を問題に供し
ます。委員長は報告は修正議決報告で
あります。委員長報告の通り修正議決
することに賛成の諸君の起立を請いま
す。

〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す、よつて本案は委員会修正通り議決
せられました。
○議長(松平恒雄君) 次に船舶運管會
の船員の給與基準の設定及び船舶運管
會の役員員に対する特別手当の支給に
関する法律案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を請います。
〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す、よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
六を後に廻し、日程第七、公認會計士
法の一部を改正する法律案、(衆議院
提出) 日程第八、たばこ専賣法案、日
程第九、遺囑執行法案、日程第十、し
ょうじ専賣法案、日程第十一、復興金融
公庫に対する政府出資等に関する法律
案、日程第十二、貸金業等の取締りに関
する法律案、日程第十三、地方自治法
第五十六條第四項の規定に基き、税
関出張所、税関支署出張所及び税関支
署監視署の附設に關し承認を求めらる
件、(いずれも内閣提出、衆議院委員)
以上七案を一括して議題とすることに
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。尚たばこ専賣法案につきまし
ては少数意見の報告書が提出されてお
ります。先ず委員長の報告を求めま
す。大塚委員長松平恒雄君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕
公認會計士法の一部を改正する法
律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月十七日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄君
公認會計士法の一部を改正する
法律
公認會計士法(昭和二十三年法律
第三百三三)の一部を次のように改正
する。
第五十六條但書中「昭和二十四年
十月一日」を「昭和二十五年四月一
日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。
〔審査報告書及び少数意見報告書
は都合により最終号附録に掲載〕
たばこ専賣法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。
よつて國會法第八十三條により送付
する。
昭和二十四年五月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄君
〔小字及び一は衆議院報告書〕
たばこ専賣法案
たばこ専賣法
國會は、煙草専賣法(明治三十七
年法律第十四号)の全部を改正す
る。この法律を制定する。

目次
第一章 總則(第一條—第三條)
第二章 耕作(第四條—第二十六
條)
第三章 製造(第二十七條)
第四章 輸入(第二十八條)
第五章 販賣(第二十九條—第四
十五條)
第六章 輸出(第四十六條—第五
十條)
第七章 製造たばこ用巻紙(第五
十一條—第六十一條)
第八章 雜則(第六十二條—第七
十條)
第九章 罰則(第七十一條—第七
十九條)
附則

第一章 總則

(定義)

- 1 第一條 この法律において「たばこ」とは、たばこの属の植物をいう。
- 2 この法律において「葉たばこ」とは、たばこの葉をいう。
- 3 この法律において「製造たばこ」とは、葉たばこを主原料とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供しうる状態に製造したものをいう。
- 4 この法律において「製造たばこ用巻紙」とは、製造たばこのさまや紙用に製造された紙をいう。

(専賣權)

第二條 たばこ種子の輸入、葉たばこの一手買取、輸入及び賣渡、製造たばこの製造、輸入及び販賣並びに製造たばこ用巻紙の一手買取、輸入及び販賣の権限は、國に専屬する。

(専賣權の實施)

第三條 前條の規定により國に専屬する権限及びこれに伴ふ必要な事項は、この法律及び日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本專賣公社(以下「公社」という。)に行わせる。

第二章 耕作

(耕作の許可)

第四條 たばこは、公社又は第八條第一項若しくは第二十六條第一項の許可を受けた者でなければ耕作し、又は試作してはならない。

(收納)

第五條 公社は、第十八條第三項の規定により附帯するものを除き、公社の許可を受けたたばこの耕作をする者(以下「耕作者」という。)

の收穫したすべての葉たばこを納する。

2 前項の收納の價格は、毎年公社が定めて、あらかじめ公告する。

(耕作区域)

第六條 公社は、たばこの耕作区域を定めて公告する。

(耕作計画)

第七條 公社は、毎年耕作するたばこの種類及び耕作面積を定めて、あらかじめ公告する。

(許可の申請)

第八條 たばこを耕作しようとする者は、毎年耕作地の位置及び面積、たばこの種類並びに乾燥場及び貯置場の位置を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 耕作者が前項に規定する事項を変更し、又はその耕作を廃止しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

3 前項の耕作停止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、葉たばこの生産確保に上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。

(許可の制限)

第九條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、たばこの耕作を許可しないことができる。

- 1 申請者がこの法律に基いて処罰(第七十九條)において適用する國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。
- 2 され、その処罰の日から二年を経ない者である場合、但し、

懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いてたばこの耕作の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者の耕作の成績が不良であつた場合。

四 たばこ耕作上又は取締上不適當と認められる場所に耕作しようとする場合。

五 申請面積の著しく少ない場合。

六 申請者(たばこ)の耕作上不適当であると認められる場合。

2 法人が申請者である場合においては、前項第一号及び第二号の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号及び第二号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遲滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 前項の外、耕作者のたばこの耕作を引き継ぎようとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 前條第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について適用する。

(たばこ種子)

第十一條 公社又は耕作者でなければ、たばこ種子を所有してはならない。

2 公社は、必要があると認めるときは、耕作者に対してたばこ種子を交付することができる。

(たばこ苗)

第十二條 公社又は耕作者でなければ、たばこ苗を育成してはならない。

2 たばこ苗を育成しようとする者は、毎年苗床の位置及び坪数を定めて、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

3 第八條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事項を変更し、又はたばこ苗の育成を廃止しようとする場合に準用する。

4 たばこ苗を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならない。

(耕作及び收穫義務)

第十三條 耕作者は、公社の定める方法により耕作し收穫しなければならない。

い。前項但書の規定により査定を省略しようとする場合も、同様とする。

3 耕作者は、第一項の査定の場合に、立ち合ふなければならない。若し、正當の事由がなく立ち合ふないときは、その査定に對して、第十五條の再査定の申立をする事ができない。

(再査定)

第十五條 耕作者は、前條の量目又は葉数の査定に不服があるときは、公社に對して再査定の申立をする事ができる。

2 前項の再査定の申立は、正當の事由に因り査定に立ち合ふなかつた場合を除いては、査定の確定しなればならない。

3 第一項の再査定の申立があつたときは、公社は、二人以上の査定人を選定し、再査定を行わせて、その量目又は葉数を決定する。この場合において、査定人は、少くともその半数を公社の職員でない者から選定しなければならない。

4 再査定の申立人の主張する點たばこの量目又は葉数と前項の規定による決定額との差が前條の規定による査定額と前項の規定による決定額との差より大であるときは、再査定に要した費用は、その申立人の負担とする。

(査定前の葉たばこ採取又は幹根拔除)

第十六條 耕作者は、第十四條第一項の規定による査定を受けた後又は同條第二項の規定による査定の價格の通知を受け、又は公告のあつた後でなければ公社の許可を受

けないで葉たばこを採取し、又はたばこの幹根を抜き取つてはならない。前條の規定により再鑑定を申立をした者について、その決定前においても、同様とする。

(收穫後の処理)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に附いている葉たばこを廃棄しなければならない。

2 耕作者は、たばこ種子の採取又は二番葉の收穫をしようとする場合においては、公社の許可を受けなければならない。

3 前項の場合において、採取又は收穫を終つたときは、第一項の処置をしなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

3 耕作者は、その收穫した葉たばこで公社へ納付するに適しないものを、公社の承認を受けて廃棄しなければならない。

(鑑定及び再鑑定)

第十九條 公社は、耕作者の納付した葉たばこの等級を鑑定し、その等級に相当する收納代金を支拂う。耕作者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることができる。

3 前項の再鑑定を申請し、收納代

金の請求前にしなければならない。

4 第十五條第三項の規定は、第二項の規定による再鑑定を申請し、再鑑定を受けることができる。

5 再鑑定による葉たばこの等級が第一項の鑑定による等級より上位の等級とならなるときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定を申請があつた場合においては、その決定があるまで收納代金を支拂わないことができる。

(納付数量の不足)

第二十條 耕作者が納付した葉たばこの量目又は葉数が正当の事由がなくて公社の査定し、又は決定した量目又は葉数に達しないときは、公社は、その不足額に対して、第二十一條第二項の規定に準じて算定した額の十倍以下に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作停止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を停止したときは、公社は、その減作地又は廢作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の葉たばこの價格は、その年における近傍の類似耕作地における類似葉たばこの收納代金を標準として算定する。

第二十二條 耕作者がその耕作面積を減少し、又は耕作を停止した場

合において、その耕作を引き継ぐ者がなきときは、公社は、現存するたばこ又はたばこ苗を廃棄させることができる。

(葉たばこの運送)

第二十三條 耕作者の葉たばこは、その耕作地、乾燥場、貯置場又は公社の定める納付場所へ運送する外、他へ運送してはならない。

2 公社は、必要と認めるときは、耕作者に対して、葉たばこの運送の通路及び時間を指示することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、農害、ひより害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、大藏省令の定めるところにより、その耕作者に、損害の一部に相当する金額の範囲内で大藏省令の定める補償金を交付することができる。

(耕作者の団体)

第二十五條 耕作者が定に耕作の事業を行うことを目的とする耕作者又はその連合体を組織する団体又はその連合体に對し、公社は、その規約を審査し、通過を命ぜられ、又はその規約の一部を委託し、又はその旨を公社に届け出なければならない。

2 公社は、前項の規定による委託の目的を達成し、又は指示を受けた団体又はその連合体に對し、大藏省令の定めるところにより、交付金を交付することができる。

三 肥料その他の葉たばこの生産上必要を資材の共同購入
四 災害に因り耕作者の受けた損害に對する共済
五 葉たばこの生産上必要を試験その他の共同事業
六 たばこ種子の配付のあつた
七 葉たばこに關する公社の査定及び收納に對する事務に對する協力
八 公社の耕作者に對して發する指示等の傳達
九 この法律の違反の自発的予防

2 前項に掲げる事業を行うことを目的とする団体又はその連合体は、左に掲げる要件を備えなければならない。
一 耕作者法人である場合を除く、相互扶助を目的とする
二 団体の役員が任意に加入し、又は脱退することができる
三 各団員が平等の議決権を有すること
四 公社は、第一項に規定する団体又はその連合体に對し、第一項第五号から第九号に掲げる事業に關し、必要を指示することができる

4 公社は、前項の規定による指示を受けた団体又はその連合体に對し、当該年度の予算の範囲内でその指示された事業に關し、費用の全部又は一部に相當する金額を交付することができる。

(試作)

第二十六條 たばこを試作しようとする者は、その試作ごとに試作地の位置及び面積、たばこの種類並びに乾燥場及び貯置場の位置を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 第五條、第八條第二項及び第三項、第九條(第一項第五号を除く)、第十條から第十二條まで、第十八條、第十九條第一項、第二十二條並びに第二十三條の規定は、前項の場合に準用する。

第三十條 製造たばこは、公社でなければ、製造してはならない。

第三章 製造 (輸入)

第二十七條 製造たばこは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、健康上又は習慣上欠くことのできな製造たばこについては、その自用者は、公社の許可を受けて、その輸入をすることができる。

第五章 販賣 (小賣人)

第二十九條 公社は、その指定した製造たばこの小賣人(以下「小賣人」という。)に製造たばこを販賣させることができる。

2 公社又は小賣人でなければ、製造たばこを販賣してはならない。

(指定の申請)

第三十條 小賣人とならうとする者は、営業所の位置を定め、公社に申請して、営業所ごとにその指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
一 営業所の設備の構造及びその附近の略図
二 製造たばこの取扱の予定高及びこれに充てることができる資金の総額
三 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類
四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名
五 小賣人が営業所の位置を変更しようとするときは、公社に申請し

ようとするときは、公社に申請し

て、その許可を受けなければならぬ。

4 小賣人が営業所以外の場所に出張して製造たばこを販賣しようとするときは、その販賣をする場所及び期間を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならぬ。

(指定の制限)

第三十一條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、小賣人の指定をしないことができる。

- 一 申請者がこの法律に基いて処分され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。
- 二 申請者がこの法律に基いて小賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。
- 三 営業所の位置又は設備が製造たばこの小賣業を営むのに不当と認められる場合。
- 四 製造たばこの取扱の予定高が公社の定める標準に達せず、その他著しく不適当と認められる場合。
- 五 営業所で事業として製造たばこの品質保持上不適当な物品を取り扱つてゐる場合。
- 六 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号及び「第一項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ「第三十一條第一項第一号、第二号及び第六号」と読み替へるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)
第三十二條 小賣人の指定は、営業所ごとに三年以内の期間を定めて行ふ。

3 公社は、第一項の期間が満了した場合において引き続き指定することを適当と認めるときは、第三十條の申請をまたないで、その指定をすることが出来る。

(小賣人の相続)
第三十三條 小賣人が死亡した場合において、引き続きその営業所で小賣人とならうとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

(定價)
第三十四條 公社は、大蔵大臣の認可を受け、製造たばこの小賣定價を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法(昭和十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

3 小賣人は、第一項の小賣定價によらなければ、製造たばこを販賣してはならない。

(損害義務)
第三十五條 小賣人は、その営業所に、製造たばこの小賣定價表を掲げなければならない。

(帳簿、報告及び届出)
第三十六條 小賣人は、帳簿を作成し、公社の定める事項を記載しなければならぬ。

2 小賣人は、公社の指示するところにより、業務に関する報告を公社に提出しなければならない。

3 小賣人は住所、氏名若しくは名称又は第三十條第二項に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

(買受販賣制限)
第三十七條 小賣人は、販賣のため公社以外の者から製造たばこを譲り受けてはならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 隣業その他の事由により、営業を継続することのできなかつた小賣人から譲り受けるとき。

二 競落により取得するとき。

2 小賣人は、前項各号の場合においては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

(販賣禁止)
第三十八條 小賣人は、製造たばこの包装若しくはその内容を改変し、又は包装の破損し、若しくは汚染した製造たばこを販賣してはならない。

別数量、製造たばこの保存及び販賣の方法その他販賣に関する事項について指示することができる。

2 公社は、小賣人の組織する団体又はその連合体に対し、製造たばこ小賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

(差益及び差損)
第四十條 公社は、製造たばこの小賣定價を改定した場合において、現に小賣人の所有する製造たばこから生ずる差益又は差損の全部又は一部を小賣人に納付させ、又は小賣人に対し拂戻すことができる。

2 小賣人は、小賣定價の改正があつた場合においては、遅滞なくその改定があつたときにおいて所有する製造たばこの品別別数量を公社に届け出なければならない。

(引換)
第四十一條 公社は、製造たばこが左の各号の一に該当するときは、小賣人の請求により、これを引き換へなければならない。

一 品質が悪変したとき。

二 包装が破損し、又は汚染したとき。

三 前各号の外、公社が販賣に適しないと認められたとき。

における営業を停止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならない。

(指定の取消及び販賣の差止)
第四十三條 公社は、小賣人が左の各号の一に該当するときは、小賣人の指定を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三 第三十一條第一項第五号に該当するに至つたとき。

四 第三十一條第二項第六号に該当するに至つたとき。

五 正当の事由がなく、引き続き一月以上営業せず、又は製造たばこの買受高が引き続き三月以上公社の定める標準に達しないとき。

六 第三十六條の帳簿又は報告に虚偽の記載があつたとき。

2 公社は、小賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、指定の取消に代へ、一月以内の期間を定めて、製造たばこの販賣を差し止めることができる。

3 第九條第二項又は第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ「第四十三條第一項第一号、第二号及び第四号」と、「申請者」とあるのは「小賣人」と読み替へるものとする。

第四十四條 公社は、前條の規定はより小賣人の指定の取消又は販賣の差止めをしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、小賣人又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を興えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならぬ。

(買戻)
第四十五條 小賣人は、廢業その他の事由により營業を継続することができない事情が生じたときは、その事實の発生後三十日以内に、現存する製造たばこの買戻を公社に請求することができる。

2 公社は、前項の規定により買戻を請求した製造たばこが公社の責に帰すべき事由又は不可抗力によらないで第四十一條第一項第一号又は第二号に該当するものであるときは、拂戻すべき金額から減價に相当する金額を控除する。

第六章 輸出
(輸出)
第四十六條 公社は、葉たばこ若しくは製造たばこを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。

2 公社は、葉たばこ又は製造たばこの輸出のための賣渡價格を定める。
3 第三十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(帳簿及び証明書類)
第四十七條 前條の規定により、輸出のため、葉たばこ又は製造たばこを買戻を受けた者は、帳簿を作製

し、公社の定める事項を記載しなければならぬ。
2 前條の規定により、輸出のため、葉たばこ又は製造たばこを買戻を受けた者は、公社の指示した期間内に、輸出免状及び外國仕向港に陸揚をしたことを証する書類を公社に提出しなければならぬ。

3 正当の事由がなくて、前項の免状及び書類を提出しない場合においては、その葉たばこ又は製造たばこは、正当の事由がなくて不足したものとみなして第五十條の規定を適用する。

(輸出前の制限)
第四十八條 輸出のため公社から買戻を受けた葉たばこ又は製造たばこは、輸出前に他に譲り渡し、又は消費してはならない。但し、公社の許可を受けて輸出のため他に譲り渡す場合は、この限りでない。この場合においては、輸出のため公社から葉たばこ又は製造たばこを買戻を受けたものとみなす。

2 輸出のため公社から買戻を受けた葉たばこ又は製造たばこで使用に適しなくなつたものは、公社の許可を受けなければ廢棄してはならない。

(輸出の取止)
第四十九條 輸出のため葉たばこ又は製造たばこを買戻を受けた者が輸出を取り止めたときは、買戻を受けた者の申請に基き、公社は、その使用に適するものを買戻し、その他のものを廢棄させなければならぬ。

2 輸出のため公社から買戻を受けた

葉たばこ又は製造たばこをその買受の日から一年を過ぎても輸出しないときは、公社は、その使用に適するものを買戻し、その他のものを廢棄させることができる。
3 第四十五條第二項の規定は、前二項の規定による買戻に準用する。

(不足額に対する追徴)
第五十條 この章の規定により、輸出し、買戻され、及び廢棄した葉たばこ並びに現存する葉たばこの總量目が、輸出のため公社から買戻を受けた葉たばこの總量目に比し、正当の事由がなくて不足したときは、公社は、買戻を受けた者に對して、その不足量目の葉たばこの賣渡價格に相当する額の四倍以下に相当する金額を納付させることができる。公社から輸出のため買戻を受けた製造たばこの總量目についても、同様とする。

第七章 製造たばこ用巻紙
(製造の許可)
第五十一條 製造たばこ用巻紙(以下「巻紙」といふ)は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ製造してはならない。

2 巻紙を製造しようとする者は、製造場及び設置場の位置を定め、公社に申請して、製造場ごとにその許可を受けなければならぬ。

3 前項の許可申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならぬ。
一 製造場及び設置場の設備の構造並びに一箇年の製造能力
二 巻紙の製造に充てることができ

る資金の總額

三 法人である場合には、その資本金額及び役員の名
4 巻紙を製造する者が第二項に規定する事項を変更しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならぬ。
(製造許可の制限)
第五十二條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、巻紙の製造を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。
二 申請者がこの法律に基いて巻紙製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 製造場又は設置場の設備が巻紙を製造するのに不適当と認められる場合。
四 巻紙の製造予定高が公社の定める標準に達しない場合。
五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十二條第一項第一号、第二号及び第五号」と読み替へるものとする。

(製造)
第五十三條 公社は、その許可を受けて巻紙を製造する者(以下「巻紙製造者」といふ)に對し、製造場ごとに毎年その製造予定高を定めて通知しなければならぬ。

2 巻紙製造者は、公社の定める方法により、巻紙の製造をしなければならぬ。

(収納)
第五十四條 公社は、巻紙製造者の製造したすべての巻紙を収納する。但し、第五十五條第三項の規定により処理するものについては、この限りでない。

2 公社は、巻紙の品質、規格及び収納價格を定める。
(納付)
第五十五條 巻紙製造者は、その製造した巻紙を、すべて公社に納付しなければならぬ。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。
3 巻紙製造者は、その製造した巻紙で公社へ納付するに適用しないものを、公社の指示するところにより、処理しなければならぬ。

(検査)
第五十六條 公社は、巻紙製造者の納付した巻紙の品質及び規格を検査し、その品質及び規格に相当する収納代金を支拂う。

(帳簿及び届出)
第五十七條 巻紙製造者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならぬ。

2 巻紙製造者は、住所、氏名若し

くは名称又は第五十一條第三項に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

(製造の休止及び廃止)

第五十八條 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、又は廃止しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の製造の休止又は廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、巻紙の生産確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。

3 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、若しくは廃止したとき、又は製造の許可を取り消されたときは、公社の承認を受けなければ、現存する巻紙の原料、原質又はその半製品を処分してはならない。

(許可の取消)

第五十九條 公社は、巻紙製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 正当の事由がなくて、巻紙の製造について公社の定めた方法によらないとき。

三 第五十二條第一項第五号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなくて、引き続く六月以上巻紙の製造を休止したとき又は製造高が公社の定める予定高に比し著しく不足するとき。

五 第五十七條の帳簿又は届出に虚偽の記載があつたとき。

第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十九條第一項第一号から第三号まで」と、「申請者」とあるのは「巻紙製造者」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により許可を取り消した場合においては、公社は、必要と認めるときは、巻紙製造者であつた者に一定の期間内製造その他の行為を継続させることができる。この場合においては、その継続の期間内は、巻紙製造者とみなす。

4 第四十四條の規定は、第一項の規定による許可の取消に準用する。

(販賣)

第六十條 巻紙は、公社又は小賣人でなければ販賣してはならない。

2 第三十四條から第四十一條までの規定は、巻紙の販賣に準用する。

(輸出入)

第六十一條 公社は、巻紙を輸出し、又は輸出のため、これを賣り渡すことができる。

2 第四十六條第二項から第五十條までの規定は、前項の場合に準用する。

3 巻紙は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

第八章 雜則

(特別賣渡)
第六十二條 公社は、農薬の製造の用に供する目的その他の目的に充てるため、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを賣り渡すことができる。

2 前項の規定により買ひ受けた者は、その買ひ受けた葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを買受の際公社の定めた目的以外の目的に充ててはならない。

3 第一項の規定により、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを買ひ受けた者は、公社の定めるところにより、帳簿を作製し、農薬の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければならぬ。

(賣渡代金の延納許可)
第六十三條 公社は、葉たばこ、製造たばこ、葉たばこ若しくは製造たばこのくず又は巻紙を賣り渡す場合において、特に必要があると認めるときは、その代金の延納を許可することができる。

2 前項の規定により代金の延納を許可する場合においては、公社は、大蔵大臣の承認を受けた後、又は大蔵大臣の定めた条件に従つてこれをしなければならぬ。

(見本及び標本)
第六十四條 公社は、見本又は標本に供する場合においては、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙を交付し、又はその輸入を許可することができる。

2 前項の規定により、交付又は輸入の許可を受けたたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙は、見本又は標本に供する場合の外、

公社の許可を受けなければ処分してはならない。

(器具機械の製作等の制限)
第六十五條 製造たばこの製造用器具機械は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ、製作し、販賣し、輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、製造用器具機械を設置する場所を公社に届け出なければならぬ。これを変更しようとする場合も、同様とする。

(所有等の制限)
第六十六條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、公社の賣り渡さな製造たばこ若しくは巻紙又は製造たばこの製造用器具機械を所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により、これを所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を廃棄させ、又は自ら廃棄し、その他必要な処分をすることができる。

(代用品の製造及び販賣禁止)
第六十七條 何人も、営業の目的をもつて、製造たばこに代用する物品を製造し、又は販賣してはならない。

(法律違反者に対する許可取消)
第六十八條 耕作者、公社の許可を受けてたばこの試作をする者(以下「試作者」という。又は製造た

ばこの製造用器具機械の製作者、販賣者、輸出者若しくは輸入者がこの法律の規定に違反したときは、公社は、その耕作、試作、製作、販賣、輸出又は輸入の許可を取り消すことができる。

2 第四十四條の規定は、前項の規定による許可の取消に準用する。

(立入検査)
第六十九條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、製造たばこ、巻紙、製造たばこの製造用器具機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

一 たばこの苗床、耕作地若しくは試作地、葉たばこの乾燥場若しくは設置場又は耕作者若しくは試作者の住所、事務所若しくは営業所

二 たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ、巻紙若しくは製造たばこの製造用器具機械の輸入者、小賣人、輸出のため葉たばこ、製造たばこ若しくは巻紙を買ひ受けた者、巻紙製造者、第六十二條の規定により葉たばこ、製造たばこ若しくはこれらにくずを買ひ受けた者又は製造たばこの製造用器具機械の製造者、販賣者若しくは輸出者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫(製造たばこの製造用器具機械の設置場を含む)

2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、それを呈示しなければならない。

(種別徴収)

第七十條 第十五條第四項、第十九條第五項、第二十條、第二十一條第一項、第四十條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。及び第五十條(第六十一條第二項において準用する場合を含む。の)の規定により、公社に納付すべき金額は、國稅納納処分の例により徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第九章 罰則

第七十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四條、第十二條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)、第三十七條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項又は第六十七條の規定に違反した者

二 許可を受けた耕作地若しくは試作地の位置以外の場所、又は許可を受けた面積をこえてたばこを耕作し、又は試作した耕作者又は試作者

三 公社に納付しなければならぬ葉たばこ又は巻紙を消費し、又は隠した者

はこれらの製造の準備をした者
五 第二十九條第二項又は第六十條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を販賣し、又はこれらの販賣の準備をした者
六 第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。の)の規定に違反して譲り渡された葉たばこ又は製造たばこ(第六十一條第二項において準用する場合を含む。巻紙)を譲り受けた者
七 第六十二條第二項の規定に違反して譲り渡された葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを譲り受けた者
第七十二條 公社の委託又は許可を受けないで、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の輸入をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入したたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の價格の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。

第七十三條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第十六條、第三十四條第三項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第三十八條(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十八條第二項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第五十五條第三項又は第五十八條第三項の規定に違反した者
二 許可を受けない種類のたばこを耕作し又は試作した耕作者又は試作者
三 第十條第二項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。の)の規定に違反してたばこの耕作又は試作を引き継いだ者
四 許可を受けないでたばこ苗を育成し、又は許可を受けた苗床の位置以外の場所、若しくは許可を受けた坪数をこえてたばこ苗を育成した耕作者又は試作者
五 許可を受けた乾燥場又は設置場以外の場所で葉たばこを乾燥し、又は設置した耕作者又は試作者
六 第十七條第二項の規定に違反して、たばこ種子を採取し、又は一番葉を收穫した者
七 第二十三條(第二十六條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。第一項の規定に違反し、又は第二十三條第二項の規定による公社の指示に違反して葉たばこを運送した者

第八 第三十條第三項又は第四項の規定に違反して、營業所の位置を変更し、又は製造たばこの出張販賣をした者
九 正当の事由がなくて第三十九條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。の)規定による公社の指示に違反した者
十 第五十一條第四項の規定に違反して、同條第二項に規定する事項を変更した者
十一 第五十八條第一項の規定に違反して、巻紙の製造を休止し、又は廢止した者
第七十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一 第十條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。の)規定に違反してたばこ(第六十條第二項において準用する場合を含む。又は第三十七條第二項(第六十條第二項において準用する場合を含む。の)規定に違反した者
二 正当の事由がなくて公社の定めた納付期日に葉たばこ又は巻紙を納付しなかつた耕作者、試作者又は巻紙製造者
三 第三十六條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十七條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第五十七條第一項又は第六十二條第三項の規定による帳簿を記載せず、又は所定の事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
四 第三十六條第二項(第六十條

第二項において準用する場合を含む。又は第四十條第二項(第六十條第二項において準用する場合を含む。の)規定による報告若しくは届出をせず、又は虚偽の報告若しくは届出をした者
五 第四十二條の規定に違反して、營業を廢止した者
六 第六十四條第二項の規定に違反して、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙を消費し、又は廢業した者
七 第六十九條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第七十五條 第七十一條、第七十二條第一項若しくは第二項又は第七十三條第四号から第七項までの犯罪に係るたばこ、たばこ種子、たばこ苗、葉たばこ、製造たばこ、葉たばこ若しくは製造たばこのくず、巻紙、製造たばこの代用品、その原料又は製造たばこ、巻紙若しくは製造たばこの代用品の製造用器具機械は、沒收する。
二 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は他にその物件の所有者があつて沒收することのできないときは、その價額を追徴する。
第七十六條 第七十一條又は第七十二條第一項若しくは第二項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができ
第七十七條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第七十一條から第七十四

條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。
第七十八條 第七十一條から第七十四條まで（第七十四條第三号及び第七号を除く。）の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。
第七十九條 國稅犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國稅の犯罪事件とする。

2 前項の場合において、國稅犯則取締法に規定する財務局長又は稅務署長の職務は、公社の總裁の推薦に基き、その管轄区域を定めて大藏大臣が指定する公社の役員又は職員が行う。
3 第一項の場合において、國稅犯則取締法に規定する收稅官吏の職務は、前項の規定により大藏大臣が指定する公社の役員又は職員が管轄区域に應じ公社の總裁の推薦に基き大藏大臣が指定する公社の職員並びに政令で定める司法警察官、職員及び國家公務員が行う。この場合において、財務局長の職務を行う公社の役員又は職員は、財務局長の職務に應じて指定された公社の職員は、財務局長の收稅官吏と、稅務署長の職務を行ふ公社の役員又は職員は、管轄区域に應じて指定された公社の職員に相當するものとみなす。

署長の職務を行ふ公社の役員又は職員は、管轄区域に應じて指定された公社の職員並びに政令で定める司法警察官、職員及び國家公務員は、稅務署の收稅官吏とする。
一 警務官及び警務員
二 海上保安官
三 司法警察官として職務を行ふ日本國有財産の役員及び職員
四 森林官
五 税關官吏
六 收稅官吏
4 公社の總裁は、候補者を定めて前二項の規定による推薦をしななければならない。
5 第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務を行ふ場合においては、大藏大臣がこれを監督する。
6 大藏大臣は、必要があると認めるときは、第二項又は第三項の規定による指定を解除することができる。
7 大藏大臣は、第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務を行ふ場合において同法若しくは同法に基く命令若しくは第五項の規定による大藏大臣の監督上の命令に違反したとき又はその職務を怠つたときは、役員については、自ら解任し、職員については、公社の總裁に懲戒すべきことを命ずることが出来る。日本專賣公社法第二十四條及び第四十五條の規定は、この場合に準用する。
8 第一項において準用する國稅犯則取締法第十四條第一項の規定による通告により納付された金銭その他の物品は、國庫に帰屬する。
9 第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務を行ふ場合における國家賠償法昭和二十二年法律第百二十五号の規定の適用については、当該職務の遂行を國の公權力の行使とし、当該役員又は職員を國の公務員とする。
10 第一項において準用する國稅犯則取締法による公社の役員及び職員は、國稅の遂行に要する經費は、公社の負担とする。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 改正前の煙草專賣法（以下「旧法」という。）又はこれに基く命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分は、それらの処分があつた日において、この法律に基いて公社がしたものとみなす。
3 旧法又はこれに基く命令による申請、異議若しくは再鑑定申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。
4 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分は、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、葉たばこ、巻紙その他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであった、又は政府から受領すべきであった物については、同様とする。
5 この法律施行前に旧法第三十七條ノ三第一項の規定に基いて通知をし、まだ許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。
6 旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。
7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
8 旧法の違反事件については、第七十九條の例による。
9 旧法第六十七條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。
10 この法律施行の際における第七十九條第二項又は第三項の規定による公社の役員又は職員は、この法律に基いて推薦によらないで、公社の總裁の推薦によらないで指定することができる。
11 前項の規定による指定は、この法律施行の日から一月を経過した日又は公社の總裁の推薦に基いて第七十九條第二項若しくは第三項の規定による指定があつた日において効力を失う。
12 この法律施行前に政府の賣り渡した葉たばこ、製造たばこ及び巻紙は、この法律により公社の賣り渡したものとみなす。

13 第三十四條第二項（第四十六條第三項及び第六十條第二項において準用する場合を含む。）の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。
14 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項第四号二の次に次のように加ふる。
三 たばこ專賣法（昭和二十四年法律第 号）
法律第 号（第二十五條及び第三十九條第二項）
第三十九條第二項
日本專賣公社法の一部を次のように改正する。
第一條中「煙草專賣法（明治三十七年法律第十四号）、塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）及び粗製糖、樟腦油專賣法（明治三十六年法律第五号）」を「たばこ專賣法（昭和二十四年法律第 号）、塩專賣法（昭和二十四年法律第 号）及びしよ、粗製糖專賣法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。
第二十七條 第一号から第七号までを次のように改める。
一 第二十七條中「たばこ」を「製造たばこ」とし、「たばこ用巻紙」を「製造たばこ用巻紙」と改め、同條第一

第六條第一項第四号二の次に次のように加ふる。
三 たばこ專賣法（昭和二十四年法律第 号）
法律第 号（第二十五條及び第三十九條第二項）
第三十九條第二項
日本專賣公社法の一部を次のように改正する。
第一條中「煙草專賣法（明治三十七年法律第十四号）、塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）及び粗製糖、樟腦油專賣法（明治三十六年法律第五号）」を「たばこ專賣法（昭和二十四年法律第 号）、塩專賣法（昭和二十四年法律第 号）及びしよ、粗製糖專賣法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。
第二十七條 第一号から第七号までを次のように改める。
一 第二十七條中「たばこ」を「製造たばこ」とし、「たばこ用巻紙」を「製造たばこ用巻紙」と改め、同條第一

第六條第一項第四号二の次に次のように加ふる。
三 たばこ專賣法（昭和二十四年法律第 号）
法律第 号（第二十五條及び第三十九條第二項）
第三十九條第二項
日本專賣公社法の一部を次のように改正する。
第一條中「煙草專賣法（明治三十七年法律第十四号）、塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）及び粗製糖、樟腦油專賣法（明治三十六年法律第五号）」を「たばこ專賣法（昭和二十四年法律第 号）、塩專賣法（昭和二十四年法律第 号）及びしよ、粗製糖專賣法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。
第二十七條 第一号から第七号までを次のように改める。
一 第二十七條中「たばこ」を「製造たばこ」とし、「たばこ用巻紙」を「製造たばこ用巻紙」と改め、同條第一

第六條第一項第四号二の次に次のように加ふる。
三 たばこ專賣法（昭和二十四年法律第 号）
法律第 号（第二十五條及び第三十九條第二項）
第三十九條第二項
日本專賣公社法の一部を次のように改正する。
第一條中「煙草專賣法（明治三十七年法律第十四号）、塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）及び粗製糖、樟腦油專賣法（明治三十六年法律第五号）」を「たばこ專賣法（昭和二十四年法律第 号）、塩專賣法（昭和二十四年法律第 号）及びしよ、粗製糖專賣法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。
第二十七條 第一号から第七号までを次のように改める。
一 第二十七條中「たばこ」を「製造たばこ」とし、「たばこ用巻紙」を「製造たばこ用巻紙」と改め、同條第一

及び第二項並びに第三項の規定は、前項の許可について準備する。

(製造の制限)

第九條 公社は、塩、にがり又はかん水の供給調整上必要があるときは、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造数量を制限することができる。

(指示) 公社は、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造又は貯蔵所又は貯蔵方法についてあらかじめ公社の定めるところで指示することができる。

(届出)

第十一條 製造者は、住所、氏名若しくは名称又は第六條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

2 製造者は、災害その他の事故に因り、塩、にがり若しくはかん水又は製造場若しくは貯蔵所に損害を受けたときは、遅滞なく損害の原因及び程度を公社に届け出なければならぬ。

(廃止及び休止)

第十二條 製造者は、その製造場における製造を廃止しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

2 前項の製造の廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、その年における塩の製造数量の確保上著しい支障のない限り、その許可を拒むことができない。

3 製造者は、製造を休止し、又は休止後改めて製造に着手しようとする製造場があるときは、事由を具して公社に届け出なければならない。

第十三條 製造者は、帳簿を作成し、公社の定める事項を記載しなければならぬ。

2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることができる。

(帳簿及び報告)

2 製造者は、公社の指示するところにより、業務に関する報告を公社に提出しなければならない。

(納付)

第十四條 製造者は、第五條第一項但書に該当する場合を除き、その製造した塩及びにがりを、すべて公社に納付しなければならない。

2 公社は、製造者に対し、前項の納付の期日、場所及び運搬通路並びに塩の包装方法を指示することができる。

3 公社は、製造者の納付する塩又はにがりの品質が著しく粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するよう指示することができる。

4 公社は、製造者に対し、第一項の規定により納付しなければならない塩又はにがりを公社の指定した者に引き渡すように指示することができる。

5 再鑑定による塩又はにがりの品質又は等級が第一項の鑑定による品質又は等級より上位の品質又は等級とならぬときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定の上立があつた場合においては、その決定があるまで収納代金を支拂わないことができる。

第十六條 製造者が津波の害、風水害、震害その他の災害に因り、塩、にがり又はかん水について滅失、損傷その他の事由に因る損害を受けたときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、その製造者にその損害の一部に対する補償金を交付することができる。

第十七條 公社は、製造者又は製塩施設の所有者の組織する団体又はその連合体に対し、公社の事務の一部を委託し、又は製塩事業の健全な発達を図るため必要な指示をすることができる。

2 公社は、前項の規定により委託又は指示を受けた団体又はその連合体に対し、大蔵省令の定めるところにより、交付金を交付することができる。

第十八條 公社は、製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三 第七條第一項第三号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなくして一年以上製造をしないとき。

第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「製造者」と読み替へるものとする。

第十九條 公社は、前條の規定により製造者の許可の取消をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、製造者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

(廃業後の処理)

第二十條 製造者がその許可を取り消され、又はその製造を廃止した場合において塩、にがり又はかん水が現存するときは、その現存する物については、その者をなお製造者に販売することができる。

(再製及び加工)

第二十一條 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、塩を再製し、又は加工してはならない。

2 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)の規定に基いて第一條第一項の規定に該当する医薬品を製造する者は、前項の規定にかかわらず、公社の許可を受けて、公社の賣り渡した塩を医薬品とする目的をもつて再製又は加工することができる。

第三章 輸入

(輸入)

第二十二條 塩及びにがりは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、旅行者が自己の用に供するため携帯する塩又はにがりであつて大蔵省令の定めるものについては、この限りでない。

第四章 販賣

(販賣)

第二十三條 公社は、その指定した塩の元賣人又は小賣人(以下「販賣人」という。)をして塩を販賣させることができる。

2 公社は販賣人でなければ、塩を販賣してはならない。但し、薬事法第二條第四項第一号に該当する物又はこれをもつて製造若しくは調劑した物については、この限りでない。

3 塩元賣人は、公社から塩を買受けて、塩小賣人に販賣するものとする。但し、大蔵省令の定める数量をこえるときは、直接消費者に販賣することができる。

4 塩小賣人は、塩元賣人から塩を
買ひ受け、消費者に販賣するもの
とする。

5 公社又は公社の委託を受けた者
でなければ、にがりを販賣しては
ならない。

(指定の申請)

第二十四條 販賣人となろうとする
者は、元賣人又は小賣人の別並び
に営業所及び貯蔵所の位置を定
め、公社に申請して、その指定を
受けなければならない。

2 前項の指定申請書には、左に掲
げる事項を記載しなければならない
い。

一 貯蔵所の設備の構造

二 販賣品種

三 一箇年の販賣予定数量

四 販賣に充てることができる資
金の総額

五 現に他の事業を営んでいる場
合には、その種類

六 法人である場合には、その資
本金額及び役員の名

3 第一項に規定する事項を変更し
ようとするときは、公社の許可
を受けなければならない。営業
所又は貯蔵所を設置又は廃止し
ようとするときも、同様とす
る。

(指定の制限)

第二十五條 公社は、左の各号の一
に該当する場合においては、販賣
人の指定をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処
罰され、その処罰の日から二年
を経ない者である場合。但し、

懲役に処せられた者について
は、その執行を終り、又は執行
を受けることがなくなつた日か
ら二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて販
賣人の指定を取り消され、その
取消の日から二年を経ない者で
ある場合。

三 申請者が製造者又は塩の再
製、加工若しくは輸入の委託を
受けた者である場合その他事業
として取締上不適当な物品を取
り扱つていない場合。

四 申請者が元賣人と小賣人とを
兼ねようとする場合。

五 営業所又は貯蔵所の設備が塩
の販賣業を営むのに不適当と認
められる場合。

六 塩の販賣予定数量が公社の定
める標準に達せず、その他著し
く不適当と認められる場合。

七 申請者が破産者で復権を得て
いない場合その他その経営の基
礎が著しく薄弱であると認めら
れる場合。

2 第七條第二項及び第三項の規定
は、前項の場合に準用する。この
場合において「前項第一号から第
三号まで」及び「第一項第一号から
第三号まで」とあるのはそれぞれ
「第二十五條第一項第一号から第
四号まで及び第七号」と読み替え
るものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)

第二十六條 販賣人の指定は、三年
以内の期間を定めて行ふ。

2 公社は、販賣人の指定をした場
合には、これに対し指定書を交付
する。

3 公社は、第一項の期間が満了し
た場合において、引き続き指定す
ることを適当と認めるときは、第
二十四條の申請をまたないで、そ
の指定をすることが出来る。

(販賣の引継)

第二十七條 販賣人が死亡した場合
において、引き続き塩の販賣を
しようとする相続人は、遅滞なく
その旨を公社に届け出なければな
らない。

2 前項の外、塩の販賣を引き継
ぐとする者は、公社の許可を受け
なければならない。

3 第二十五條第一項第一号から第
四号まで及び第七号並びに第二項
の規定は、前項の場合に準用する。
(公社の買渡價格)

第二十八條 公社は、大蔵大臣の認
可を受けて、塩及びにがりの公社
の買渡價格を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法(昭和二
十二年法律第三十四号)第三條の
規定の適用を妨げるものではな
い。

(特別價格)

第二十九條 公社は、か性ソーダ、
ソーダ灰その他政令で指定する化
学製品の製造の用に供する者に塩
を賣り渡す場合においては、前條
の規定にかかわらず、大蔵大臣の
認可を受けて同條第一項の買渡價
格より低い價格(以下「特別價格」
という。)でこれを賣り渡すことが
出来る。

2 公社は、前項の規定により特別
價格で塩を買ひ受けた者に対し、

帳簿の作製、報告の提出その他必
要な指示をすることが出来る。第
四項の規定による許可を受け譲り
渡した塩を前項の用に供するため
譲り受けた者についても、同様と
する。

3 公社は、第一項に該当する者に
特別價格で塩を賣り渡す場合にお
いては、大蔵省令の定めるところ
により、その特別價格と前條第一
項の買渡價格との差額の全部又は
一部に相当する担保を提供させる
ことが出来る。

4 第一項の用に供するため特別價
格で買ひ受けた塩について、その
目的を変更しようとするとき又は
これを他に譲り渡そうとするとき
は、公社の許可を受けなければな
らない。この場合においては、公
社は、他の第一項に該当する者に
譲り渡す場合を除き、特別價格と
前條第一項の買渡價格との差額に
相当する金額を徴収する。

5 特別價格以外の價格で買ひ受け
た塩が第一項の用に供されたとき
は、公社は、その用に供された者
に対し、大蔵省令の定めるところに
より、特別價格と前條第一項の買
渡價格との差額の全部又は一部に
相当する金額の交付金を交付する
ことが出来る。

6 公社は、第一号又は第二号に該
当する場合においては、特別價格
と前條第一項の買渡價格との差額
に買渡数量(第二号の場合には、
不足した数量)を乗じて得た金額
の二倍、第三号に該当する場合にお
いては、虚偽の書類又は陳述に基
き受けた交付金額の二倍に相当す

る金額の範囲内で追徴金を徴収す
る。

一 特別價格で買ひ受けた塩につ
いて、公社の許可を受けないで
その目的を変更した場合又は他
に譲り渡した場合。

二 特別價格で買ひ受けた塩につ
いて、その目的に充てた数量が
買渡数量に対し正当の事由がな
くて不足した場合。

三 虚偽の書類又は陳述により第
五項の交付金を受けた場合。

(保管料)

第三十條 公社は、公社から塩又は
にがりを買ひ受けた者が公社の定
める引取期限までにこれを引き取
らないときは、相当の保管料を徴
収することが出来る。但し、自己
の責に帰することができない事由
に因り引取をすることができない
日数に対しては、この限りでな
い。

(代金の延納)

第三十一條 公社は、公社から塩又
はにがりを買ひ受ける者に対し、
その代金を一時に支拂うことが困
難であると認めるときは、確實な
担保を徴し、その代金の延納を許
可することが出来る。

2 公社は、大蔵省令の定めるとこ
ろにより、特に必要があると認め
るときは、前項の規定にかかわら
ず、担保の全部又は一部の提供を
免除する期間において、担保を
免除することができる。

3 第一項の場合において、その代
金を支拂期日までに支拂わないと
きは、公社は、大蔵省令の定める

ところにより、遅延利息を徴収することができる。

4 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めるとき又は延納の継続を著しく不適当と認めるときは、延納の許可を取り消すことができる。

(販賣手数料)

第三十二條 公社は、元賣人及び小賣人に対し、それぞれ塩の販賣に当り第二十八條第一項の賣渡價格に加算すべき販賣手数料を定めて指示することができる。

第三十三條 公社は、大蔵省令の定めるところにより、元賣人以外のもの(第二十九條第一項に該当する者を除く)に塩を賣り渡す場合においては、第二十八條の規定にかかわらず、同條第一項の賣渡價格に元賣人又は小賣人の販賣手数料を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

(買受販賣制限)

第三十四條 元賣人は、公社以外の者から、小賣人は、公社及び元賣人以外の者から、販賣のために塩を譲り受けてはならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 廃業その他の事由により営業を継続することのできなかつた元賣人又は小賣人から、それぞれ元賣人又は小賣人が譲り受けるとき。
- 二 競落により取得するとき。

2 販賣人は、前項各号の場合においては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

(混和禁止)

第三十五條 販賣人は、その販賣する塩に他物を混和してはならない。

2 販賣人は、他物の混和した塩を販賣してはならない。但し、自己の賣に帰することができない事由に因り他物が混和した塩について公社の許可を受けた場合は、この限りでない。

(指示)

第三十六條 公社は、販賣人に対し、営業所及び貯蔵所の設備、○計原方置くべき塩の種類及び数量、塩の買渡及び保存の方法並びに塩を賣渡する場の保存方法その他塩の買受及び販賣に関する事項について、指示することができる。

2 公社は、販賣人の組織する団体又はその連合体に對し、塩の販賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

3 第十三條の規定は、販賣人、その組織する団体又はその連合体に準用する。

(差益及び差損)

第三十七條 公社は、第二十八條第一項の賣渡價格を改定した場合において、現に販賣人の所有する塩から生ずる差益又は差損の全部又は一部を販賣人に納付させ、又は販賣人に対し拂戻すことができる。

2 販賣人は、賣渡價格の改定があつた場合においては、遅滞なくその改定があつたときにおいて所有する塩の品種別數量を公社に届け出なければならない。

(届出)

第三十八條 販賣人は、住所、氏名若しくは名称又は第二十四條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 販賣人は、その営業を廃止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならない。

(指定の取消及び販賣の差止)

第三十九條 公社は、販賣人が左の各号の一に該当するときは、販賣人の指定を取り消すことができる。

- 一 この法律の規定に違反したとき。
- 二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わなるとき。
- 三 第二十五條第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。
- 四 正当の事由がなくて、引き続き三月以上営業をしないとき。
- 五 この法律に基く届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

六 元賣人が正当の事由がなくて支拂期日を過ぎてなお塩の買受代金を完納しないとき。

2 公社は、販賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、指定の取消に代え、一月以内の期間を定めて、塩の販賣を差し止めることができる。

3 第七條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「販賣人」と読み替へるものとす。

第四十條 販賣人がその指定を取り消され、又はその営業を廃止した際所有する塩は、公社の指示を受けなければ処分してはならない。

第五章 輸出

第四十一條 公社は、塩若しくははがりを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。

2 輸出のため公社から買ひ受けた塩又ははがりは、公社の許可がなければ輸出前に他に譲り渡し、又は消費してはならない。

3 公社は、必要があると認めるときは、第一項の規定により輸出のため塩又ははがりを賣り渡した者から、その賣り渡した塩又ははがりに関する報告を提出させることができる。

第六章 雜則

(所有等の制限) 第四十二條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、公社の賣り渡した塩又ははがりでなければ、所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

第四十三條 かん水は、塩又ははがりの製造者以外に譲り渡してはならない。但し、公社の許可を受けた場合においては、この限りでない。

2 かん水を塩及びはがりの製造用以外の用途に使用する場合は、公社の許可を受けなければならない。

3 公社は、塩の需給調整上特に必要があるときは、製造者に対し、かん水の譲渡について必要な指示をすることができる。

4 公社は、かん水の譲渡價格を制限することができる。

(にがりの使用に関する報告) 第四十四條 公社は、必要があると認めるときは、大蔵省令の定める數量をこえて、公社からはがりを買ひ受けた者からその買ひ受けたはがりの使用に関し報告させることができる。

(立入検査)

第四十五條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、塩、にがり、かん水、器具機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

一 塩、にがり又はかん水の製造場又は貯蔵所

二 製造者、塩の再製若しくは加工の委託若しくは許可を受けた

者、塩若しくはにがりの輸入の委
許を受けた者、販賣人、特別價格
で塩を買ひ受けた者若しくはその
塩を所有し、若しくは使用する
者、第二十九條第五項の規定によ
る交付金を受け、若しくは受けよ
うとする者、輸出のため公社から
塩を買ひ受けた者又は公社からに
がりを買ひ受けた者の事務所、營
業所、工場、事業場又は倉庫

2 当該職員は、前項の規定による
立入検査をする場合においては、
その身分を示す証票を携帯し、関
係人の請求があつたときは、これ
を呈示しなければならない。
(強制徴収)
第四十六條 第十五條第五項、第二
十九條第四項及び第六項並びに第
三十七條第四項の規定により、公
社に納付すべき金額は、國稅滞納
処分の場合により徴収することがで
きる。但し、先取特權の順位は、
國稅に次ぐものとする。

第七條 罰則
第四十七條 左の各号の一に該当す
る者は、三年以下の懲役又は三十
万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、
塩、にがり若しくはかん水を製
造し、又はこれらの製造の準備
をした者
- 二 第二十三條第二項又は第五項
の規定に違反して、塩若しくは
にがりを販賣し、又はこれらの
販賣の準備をした者
- 三 第三十四條第一項、第三十五
條、第四十一條第二項又は第四
十二條第一項の規定に違反した
者

第四十八條 第二十二條の規定に違
反して、塩又はにがりの輸入をし
た者は、三年以下の懲役又は三十
万円以下の罰金に処する。但し、
輸入した塩又はにがりの價額の十
倍が三十万円をこえるときは、罰
金は、当該價額の十倍以下とす
る。

2 前項の罪を犯す目的をもつてそ
の準備をした者又は同項の犯罪の
実行に着手してこれを遂げない者
は、同項の例による。
3 第一項の價額は、その塩又はに
がりの生産地又は仕入地における
原價に、荷造費、運送費、保険料
その他輸入地に到着するまでの諸
費及び輸入税に相当する金額を加
えたものとする。

第四十九條 左の各号の一に該当す
る者は、十万円以下の罰金に処す
る。

- 一 公社の許可を受けた位置以外
の場所に、塩、にがり又はかん
水の製造場又は貯蔵所を設けた
製造者
- 二 第六條第三項の規定に違反し
て、製品の種類、製造方法、製
造場若しくは貯蔵所の規模又は
製造能力を変更した者
- 三 第八條第二項又は第二十七條
第二項の規定に違反して、塩、
にがり若しくはかん水の製造又
は塩の販賣を引き續いだ者
- 四 第十二條第一項の規定に違反
して製造を廃止した者
- 五 正当の事由がなく、公社の
指示した納付期日にその指示し

た納付の場所に塩又はにがりを
納付しなかつた製造者

六 第十四條第四項の規定による
公社の指示に違反した者

七 第二十一條第一項又は第四十
三條第一項若しくは第二項の規
定に違反した者

- 八 第二十八條第一項の賣渡價格
に公社の指示した販賣手数料を
加算した額によらないで塩を賣
り渡した販賣人
- 九 第四十三條第四項の規定によ
り制限された價格をこえてかん
水を譲り渡したかん水の製造者
- 第五十條 左の各号の一に該当する
者は、五万円以下の罰金に処す
る。
- 一 第八條第一項、第二十七條第
一項、第三十四條第二項又は第
四十條の規定に違反した者
- 二 正当の事由がなく、第十
條、第三十六條第一項又は第四
十三條第三項の規定による公社
の指示に違反した者
- 三 第十三條第一項(第三十六條
第三項において販賣人に準用す
る場合を含む。)(又は第二十九
條第二項の規定による帳簿を作
製せず、若しくは所定の事項を
記載せず、又は虚偽の記載をし
た者
- 四 第十三條第二項(第三十六條
第三項において販賣人に準用す
る場合を含む。)(第三十七條第
二項又は第四十一條第三項の規
定による報告若しくは届出をせ
ず、又は虚偽の報告若しくは届
出をした者

五 第十四條第二項の規定による
運搬通路又は包装方法の指示に
違反した者

六 第二十四條第三項の規定に違
反して、営業所若しくは貯蔵所
の位置を変更し、又は営業所若
しくは貯蔵所を設置若しくは廃
止した者

七 第三十八條第二項の規定に違
反して営業を廃止した者

- 八 第四十五條の規定による検査
を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第五十一條 第四十七條、第四十八
條第一項若しくは第二項又は第四
十九條第六号の犯罪に係る塩、塩
に他物を混和した物、にがり又は
かん水は没收する
- 2 前項の物件を他に譲り渡し、若
しくは消費したとき又は他にその
物件の所有者があつて没收するこ
とのできないときは、その價額を
没收する。
- 第五十二條 第四十七條又は第四十
八條第一項若しくは第二項の罪を
犯した者には、情狀により、懲役
及び罰金を併科することができ
る。
- 第五十三條 法人の代表者、法人又
は人の代理人、使用人その他の従
業者が法人又は人の業務又は財産
に関して第四十七條から第五十條
までの違反行為をしたときは、行為
者を罰する外、その法人又は人に
對して各本條の罰金を科する。
- 第五十四條 第四十七條から第五十
條まで(第五十條第三号及び第八
号を除く。)(の罪を犯した者に
は、刑法(明治四十年法律第四十

第五号)第三十八條第三項但書、第三
十九條第二項、第四十條、第四十
一條、第四十八條第二項、第六十
三條及び第六十六條の規定は、適
用しない。但し、懲役に処する
場合又は懲役及び罰金を併科する
場合における懲役刑については、
この限りでない。

第五十五條 國稅犯則取締法の規定
は、この法律の違反事件に準用す
る。この場合においては、この法
律の違反事件は、間接國稅の犯罪
事件とする。

2 前項の場合において、國稅犯則
取締法に規定する財務局長、稅務
署長又は收稅官吏の職務は、たば
こ專賣法(昭和二十四年法律第
七号)第七十九條第二項又は第
三項に規定する公社の役員又は職
員並びに司法警察職員及び國家公
務員が行う。

- 3 たばこ專賣法第七十九條第五項
及び第七項から第十項までの規定
は、第一項の場合に準用する。
- 附則
1 この法律は、昭和二十四年六月
一日から施行する。
- 2 改正前の塩專賣法(以下「旧法」
という。)(又はこれに基く命令に
より政府がした許可、指定、これ
らの取消、命令、指示、決定その
他の処分(塩業組合又は塩業組合
連合会に係るものを除く。)(は、
それらの処分があつた日におい
て、この法律に基いて公社がした
ものとみなす。
- 3 旧法又はこれに基く命令による
申請、再鑑定申立、申告、報告、

届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。

4 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、塩、にがりその他物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとす。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。

5 この法律施行前に、旧法第十三條第二項の規定に基いて通知をし、まだ許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。

6 この法律施行前に、旧法第十九條の規定に基いて特に定められた価格で塩を賣り渡した場合又は交付金の下付を受けることができる場合であつて、第二十九條の規定により特別価格で塩を賣り渡すことができない場合又は交付金の交付を受けることのできない場合については、旧法第十九條及び同條に基く命令の規定は、なお効力を有する。

7 旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

8 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 旧法の違反事件については、第五十五條の例による。

10 旧法第三十八條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。

11 この法律施行前に、政府の賣り渡した塩及びにがりは、この法律により、公社の賣り渡したものとみなす。

12 第二十八條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

13 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて塩の割当又は配給が行われている間は、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第三項、第三十八條第一項（第二十四條第二項に関する部分に限る。）及び第三十九條の規定は、適用しない。

14 臨時物資需給調整法に基く命令により塩元賣業者若しくは塩小賣業者の登録を受けた者又はその取消を受けた者は、それぞれこの法律に基いて元賣人若しくは小賣人の指定を受けた者又はその取消を受けた者とみなす。

15 旧法中塩業組合及び塩業組合連合会に関する規定並びに旧法第十七條ノ十二に基く命令（塩業組合中央会に関する部分及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四條各号に掲げる要

件に、融する部分を除く。）は、中小企業等協同組合に関する法律が制定施行されるまでの間は、なお効力を有する。

16 前項の規定により効力を有する旧法の規定に基く塩業組合及び塩業組合連合会は、その規定が効力を有する間は、専業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）第六條第一項第一号の団体とする。

17 左の勅令は、廃止する。
特別用塩規則（大正五年勅令第四百九十七号）

18 廃止前の塩専賣法臨時特例第二條の規定に基いて、塩、にがり、又はかん水の製造の届出をし、この法律施行の際現にこれらを製造する者で、この法律施行後引き続きこれらを製造しようとするものは、この法律施行の日から一月以内に、第六條第一項の規定により公社に対し許可の申請をしなければならぬ。この場合においては、第七條第一項第四号及び第五号の規定は、適用しない。

19 公社は、前項の規定による申請に基き、第七條第一項第四号又は第五号の規定に該当する者に対しては、製造の許可をする場合においては、当該許可に一年の範囲内で期限を附することができる。

20 第十八項の規定により申請をすることが出来る者は、同項の期間内（同項の規定による申請をした

場合は当該申請に基き公社の許可又は不許可の処分があるまで）は、この法律の規定にかかわらず、塩、にがり又はかん水の製造をすることが出来る。

21 前項の規定により塩、にがり又はかん水を製造することが出来る者がその製造をすることが出来る期間内に製造した塩、にがり又はかん水については、なお従前の例による。但し、この場合においては、政府とあるのは公社とする。

22 専業者団体法の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号ロを次のように改める。
ロ 削除

第七條第三号の次に次の一号を加える。
三の二 塩専賣法（昭和二十四年法律第 号）第十七條及び第三十六條第二項

公社は、大藏大臣の定める期日までは、第三十二條の規定にかかわらず、元賣人及び小賣人の販賣価格を制限することができる。

前項の規定により制限された價格をこえて塩販賣した元賣人又は小賣人は、十万円以下の罰金に処する。

第五十三條及び第五十四條の規定は、前項の場合に準用する。

公社は、第二十三項の期日まで、元賣人以外のもの（第二十九條第一項に該当する者を除く。）に塩を賣り渡す場合においては、第三十三條の規定にかかわらず、第二十八條第一項の賣渡價格に公

社に定める金額を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

〔案審報告書は都合により最終号附録に掲載〕

し、より、腦專賣法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 松平恒雄殿

（小字及び一は衆議院修正）
し、より、腦專賣法案
し、より、腦專賣法案

國會は、粗製樟腦、樟腦油專賣法（明治三十六年法律第五号）の全部を改正する。この法律を制定する。

目次
第一章 總則（第一條—第三條）
第二章 製造（第四條—第十三條）
第三章 輸入（第十四條）
第四章 販賣（第十五條—第十七條）
第五章 雜則（第十八條—第二十二條）
第六章 罰則（第二十一條—第二十八條）
附則
第一章 總則

（定義）
第一條 この法律において「し、より、腦」とは、二・オギツカンファン（2-Oxo-Campheol）の含有量が百分の五十以上の固形物をいう。

第六條 前項の規定により申請をすることが出来る者は、同項の期間内（同項の規定による申請をした

場合は当該申請に基き公社の許可又は不許可の処分があるまで）は、この法律の規定にかかわらず、塩、にがり又はかん水の製造をすることが出来る。

前項の規定により塩、にがり又はかん水を製造することが出来る者がその製造をすることが出来る期間内に製造した塩、にがり又はかん水については、なお従前の例による。但し、この場合においては、政府とあるのは公社とする。

専業者団体法の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号ロを次のように改める。
ロ 削除

第七條第三号の次に次の一号を加える。
三の二 塩専賣法（昭和二十四年法律第 号）第十七條及び第三十六條第二項

公社は、大藏大臣の定める期日までは、第三十二條の規定にかかわらず、元賣人及び小賣人の販賣価格を制限することができる。

前項の規定により制限された價格をこえて塩販賣した元賣人又は小賣人は、十万円以下の罰金に処する。

第五十三條及び第五十四條の規定は、前項の場合に準用する。

公社は、第二十三項の期日まで、元賣人以外のもの（第二十九條第一項に該当する者を除く。）に塩を賣り渡す場合においては、第三十三條の規定にかかわらず、第二十八條第一項の賣渡價格に公

社に定める金額を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

〔案審報告書は都合により最終号附録に掲載〕

し、より、腦專賣法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 松平恒雄殿

（小字及び一は衆議院修正）
し、より、腦專賣法案
し、より、腦專賣法案

國會は、粗製樟腦、樟腦油專賣法（明治三十六年法律第五号）の全部を改正する。この法律を制定する。

目次
第一章 總則（第一條—第三條）
第二章 製造（第四條—第十三條）
第三章 輸入（第十四條）
第四章 販賣（第十五條—第十七條）
第五章 雜則（第十八條—第二十二條）
第六章 罰則（第二十一條—第二十八條）
附則
第一章 總則

（定義）
第一條 この法律において「し、より、腦」とは、二・オギツカンファン（2-Oxo-Campheol）の含有量が百分の五十以上の固形物をいう。

第六條 前項の規定により申請をすることが出来る者は、同項の期間内（同項の規定による申請をした

2 この法律において「粗製しよ
脂」とは、くす属に属する植物又
はテレピン油に蒸りゆうその他の
操作を加えて製造したしよ脂を
いう。

3 この法律において「再製しよ
脂」とは、しよ脂原油から製造
したしよ脂をいう。

4 この法律において「精製しよ
脂」とは、再製しよ脂又は粗製
しよ脂に昇華その他の操作を加
えて精製したしよ脂をいう。

5 この法律において「しよ脂油」
とは、しよ脂原油及びこれに蒸
りゆうその他の操作を加えて分
別した油状物をいう。

6 この法律において「しよ脂原
油」とは、左に掲げる油状物であ
つて、二・オギゾカンフアンの含
有量が百分の五以上の物をいう。
一 くす属に属する植物に蒸りゆ
うその他の操作を加えて採取し
た油状物

7 この法律において「しよ脂精
油」とは、しよ脂原油に蒸りゆ
うその他の操作を加えて分別した
油状物をいう。

8 この法律において「しよ脂
原油の一手買取、輸入及び一手販
賣の権能は、國に専属する。
(専賣権の実施)

9 前條の規定により國に専属
する権能及びこれに伴ふ必要な事
項は、この法律及び日本專賣公社
法(昭和二十三年法律第二百五十

五号)の定めるところにより、日
本專賣公社(以下「公社」という。
)に行わせる。
第二章 製造
(製造)
第四條 公社又は社公から第七條第
一項又は第二項の割當を受けた者
は、粗製しよ脂又はしよ脂原
油を製造することができる。
2 粗製しよ脂又はしよ脂原油
は、前項に規定する者でなければ
製造してはならない。
(收納)
第五條 公社は、第七條第一項又は
第二項の割當を受けて粗製しよ
脂又はしよ脂原油を製造する者
(以下製造者という。)の製造し
たすべての粗製しよ脂又はしよ
脂原油を收納する。
2 前項の收納の價格は、公社が定
めて、あらかじめ公告する。
(製造予定数量)
第六條 公社は、毎年四月一日から
翌年三月三十一日までの一年度内
の粗製しよ脂及びしよ脂原油
の製造予定数量を定める。
(製造數量の割當)
第七條 粗製しよ脂又はしよ脂
原油を製造しようとする者は、製
造場ごとに公社の定める手続によ
り、毎年公社に申請して粗製しよ
脂又はしよ脂原油の翌年度の
製造予定數量の割當を受けなけれ
ばならない。
2 公社は、前條の製造予定數量の
確保上必要があるときは、その年
度内において、申請に基き前項の

割當數量を増加し、又は新たな割
當をすることが出来る。
3 製造者は、前二項の規定により
割當を受けた數量をこえて粗製し
よ脂又はしよ脂原油を製造し
てはならない。
4 粗製しよ脂又はしよ脂原油
を製造しようとする者は、自ら製
造場を管理する場合を除き、製造
場ごとに管理人を定めて、第一項
又は第二項の申請の際公社に届け
出なければならぬ。製造者が新
たに管理人を置き、又は管理人を
変更しようとする場合は、その都
度公社に届け出なければならぬ。
5 第一項又は第二項の割當は、
○中略
○改正前の粗製しよ脂 樟腦油專賣
法(以下旧法)という。)に基き粗
製しよ脂及びしよ脂原油の製
造の許可をした事実を根拠とした
ものであり、又は当該事実によつ
て影響を受けたものであつてはな
らない。
(割當の制限及び取消)
第八條 公社は、申請者又は製造場
管理人が左の各号の一に該当する
場合においては、前條第一項又は
第二項の割當をしないことができ
る。
一 この法律に基いて処罰(第二
十八條において準用する國稅犯
則取締法(明治三十三年法律第
六十七号)に基いてされる通告
の処分を含む。以下同じ。)され、
その処罰の日から二年を経ない
場合。
二 木材の製造、加工、販賣等の
業務に従事し、くすのきを粗製
しよ脂又はしよ脂原油の製
造以外の用途に供する虞がある
場合。
三 しよ脂若しくはしよ脂原油
の販賣若しくは輸出の業務又は
しよ脂若しくはしよ脂原油を
原料としてプラスチック、医薬
品、香料等の製造の業務を営ん
でいる場合。
2 公社は、製造者が前項各号の一
に該当するに至つた場合において
は、前條第一項又は第二項の割當
を取り消すことができる。
3 公社は、製造場管理人が第一項
各号の一に該当するに至つた場合
においては、製造者に対し、当該
管理人の変更を命ずることができ
る。この場合においては、当該命
令に従わなかつたときは、前項の
規定を準用する。
4 法人が申請者又は製造者である
場合においては、第一項及び第二
項の規定の適用については、法人
の代表者もまた申請者又は製造者
とみなす。
5 未成年者又は禁治産者が申請
者、製造者又は製造場管理人である
場合においては、第一項から第三
項までの規定の適用については、
その法定代理人もまた申請者、製
造者又は製造場管理人とみなす。
但し、營業に關し成年者と同一の
能力を有する未成年者の場合にお
いては、この限りでない。
6 公社は、第二項(第三項後段に
おいて準用する場合を含む。)の規

定により割當の取消をし、又は第
三項前段の規定により製造場管理
人の変更を命じようとするとき
は、当該取消又は変更を要するか
どうかを決定するため、利害關係
人に対し聽聞会を開かなければ
ならない。
7 前項の聽聞会は、製造者又はそ
の代理人に対し文書により前項に
規定する処分をしようとする旨を
通知した日から十五日を経過した
後に開かなければならない。
8 製造者、製造場管理人、これら
の代理人その他利害關係人及び必
要な証人は、第六項の聽聞会に出
席し、意見又は事實を述べること
ができる。
(製造の引續及び停止)
第九條 製造者が死亡した場合にお
いて、引き続き粗製しよ脂又は
しよ脂原油を製造しようとする
相続人は、死亡の日から二月以
内にその旨を公社に届け出なけれ
ばならない。
2 製造者は、その製造場における
製造を停止しようとするときは、
公社に届け出なければならぬ。
(指示)
第十條 公社は、製造者に対し、
原料の採取、使用の方法、製造の
原料の有利利用その他製造に關す
る事項について、あらかじめ公社
の定めた標準に従うように指示す
ることができる。
(納付)
第十一條 製造者は、その製造した
粗製しよ脂又はしよ脂原油
を、公社の定める方法により調理

定により割當の取消をし、又は第
三項前段の規定により製造場管理
人の変更を命じようとするとき
は、当該取消又は変更を要するか
どうかを決定するため、利害關係
人に対し聽聞会を開かなければ
ならない。
7 前項の聽聞会は、製造者又はそ
の代理人に対し文書により前項に
規定する処分をしようとする旨を
通知した日から十五日を経過した
後に開かなければならない。
8 製造者、製造場管理人、これら
の代理人その他利害關係人及び必
要な証人は、第六項の聽聞会に出
席し、意見又は事實を述べること
ができる。
(製造の引續及び停止)
第九條 製造者が死亡した場合にお
いて、引き続き粗製しよ脂又は
しよ脂原油を製造しようとする
相続人は、死亡の日から二月以
内にその旨を公社に届け出なけれ
ばならない。
2 製造者は、その製造場における
製造を停止しようとするときは、
公社に届け出なければならぬ。
(指示)
第十條 公社は、製造者に対し、
原料の採取、使用の方法、製造の
原料の有利利用その他製造に關す
る事項について、あらかじめ公社
の定めた標準に従うように指示す
ることができる。
(納付)
第十一條 製造者は、その製造した
粗製しよ脂又はしよ脂原油
を、公社の定める方法により調理

定により割當の取消をし、又は第
三項前段の規定により製造場管理
人の変更を命じようとするとき
は、当該取消又は変更を要するか
どうかを決定するため、利害關係
人に対し聽聞会を開かなければ
ならない。
7 前項の聽聞会は、製造者又はそ
の代理人に対し文書により前項に
規定する処分をしようとする旨を
通知した日から十五日を経過した
後に開かなければならない。
8 製造者、製造場管理人、これら
の代理人その他利害關係人及び必
要な証人は、第六項の聽聞会に出
席し、意見又は事實を述べること
ができる。
(製造の引續及び停止)
第九條 製造者が死亡した場合にお
いて、引き続き粗製しよ脂又は
しよ脂原油を製造しようとする
相続人は、死亡の日から二月以
内にその旨を公社に届け出なけれ
ばならない。
2 製造者は、その製造場における
製造を停止しようとするときは、
公社に届け出なければならぬ。
(指示)
第十條 公社は、製造者に対し、
原料の採取、使用の方法、製造の
原料の有利利用その他製造に關す
る事項について、あらかじめ公社
の定めた標準に従うように指示す
ることができる。
(納付)
第十一條 製造者は、その製造した
粗製しよ脂又はしよ脂原油
を、公社の定める方法により調理

定により割當の取消をし、又は第
三項前段の規定により製造場管理
人の変更を命じようとするとき
は、当該取消又は変更を要するか
どうかを決定するため、利害關係
人に対し聽聞会を開かなければ
ならない。
7 前項の聽聞会は、製造者又はそ
の代理人に対し文書により前項に
規定する処分をしようとする旨を
通知した日から十五日を経過した
後に開かなければならない。
8 製造者、製造場管理人、これら
の代理人その他利害關係人及び必
要な証人は、第六項の聽聞会に出
席し、意見又は事實を述べること
ができる。
(製造の引續及び停止)
第九條 製造者が死亡した場合にお
いて、引き続き粗製しよ脂又は
しよ脂原油を製造しようとする
相続人は、死亡の日から二月以
内にその旨を公社に届け出なけれ
ばならない。
2 製造者は、その製造場における
製造を停止しようとするときは、
公社に届け出なければならぬ。
(指示)
第十條 公社は、製造者に対し、
原料の採取、使用の方法、製造の
原料の有利利用その他製造に關す
る事項について、あらかじめ公社
の定めた標準に従うように指示す
ることができる。
(納付)
第十一條 製造者は、その製造した
粗製しよ脂又はしよ脂原油
を、公社の定める方法により調理

定により割當の取消をし、又は第
三項前段の規定により製造場管理
人の変更を命じようとするとき
は、当該取消又は変更を要するか
どうかを決定するため、利害關係
人に対し聽聞会を開かなければ
ならない。
7 前項の聽聞会は、製造者又はそ
の代理人に対し文書により前項に
規定する処分をしようとする旨を
通知した日から十五日を経過した
後に開かなければならない。
8 製造者、製造場管理人、これら
の代理人その他利害關係人及び必
要な証人は、第六項の聽聞会に出
席し、意見又は事實を述べること
ができる。
(製造の引續及び停止)
第九條 製造者が死亡した場合にお
いて、引き続き粗製しよ脂又は
しよ脂原油を製造しようとする
相続人は、死亡の日から二月以
内にその旨を公社に届け出なけれ
ばならない。
2 製造者は、その製造場における
製造を停止しようとするときは、
公社に届け出なければならぬ。
(指示)
第十條 公社は、製造者に対し、
原料の採取、使用の方法、製造の
原料の有利利用その他製造に關す
る事項について、あらかじめ公社
の定めた標準に従うように指示す
ることができる。
(納付)
第十一條 製造者は、その製造した
粗製しよ脂又はしよ脂原油
を、公社の定める方法により調理

した後、すべて公社に納付しなげ
ればならない。

2 前項の納付の期限、期日及び場
所は、公社が定める。

3 製造者は、納付する粗製しよ
う脳又はしよう脳原油に他物を混和
してはならない。

4 公社は、製造者の納付する粗製
しよう脳又はしよう脳原油の品質
が粗悪な場合は、更に必要な処理
をした上納付するように指示する
ことができる。

(鑑定及び再鑑定)

第十二條 公社は、製造者の納付し
た粗製しよう脳又はしよう脳原油
の品質を鑑定し、その品質に相当
する収納代金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服が
あるときは、公社に対して再鑑定
を求めることができる。

3 前項の再鑑定の申立は、収納代
金の請求前になければならない。

4 再鑑定の申立があつたときは、
公社は、二人以上の鑑定人を選定
し、再鑑定を行わせて、その品質
を決定する。この場合において、
鑑定人は、少くともその半数を公
社の職員でない者から選定しなげ
ればならない。

5 再鑑定による粗製しよう脳又は
しよう脳原油の品質が第一項の鑑
定による品質より上位の品質とな
らないときは、再鑑定に要した費
用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再
鑑定の申立があつた場合において
は、その決定があるまで収納代金
を支拂わないことができる。

(廃棄後の処置)

第十三條 製造者がその製造を廃止
し、又は第八條第二項(同條第三
項後段)において准用する場合を含
む。の規定により割当を取り消さ
れた場合において、粗製しよう脳
又はしよう脳原油が現存するとき
は、その現存する物については、
その者をなお製造者とみなす。

第三章 輸入

(輸入)

第十四條 粗製しよう脳又はしよ
う脳原油は、公社又は公社の委託を
受けた者でなければ輸入してはな
らない。

2 粗製しよう脳又はしよう脳原油
以外のしよう脳又はしよう脳油
は、公社の許可を受けなければ輸
入してはならない。

3 前二項の規定は、旅行者が自己
の用に供するため携帯するしよ
う脳又はしよう脳油であつて大蔵省
令で定める物については、適用し
ない。

第四章 販賣

(賣渡價格)

第十五條 公社は、大蔵大臣の認可
を受け、粗製しよう脳及びしよ
う脳原油の公社の賣渡價格を定める。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十
二年法律第三十四号)第三條の規
定の適用を妨げるものではない。

(保管料)

第十六條 公社から粗製しよう脳又
はしよう脳原油を買い受けた者が
公社と協議して定められた引取期限ま
でにこれを引き取らないときは、
公社は、その者から相当の保管料

を徴収することができる。但し、
自己の責に帰することができない
事由に因り引取をすることのでき
ない日数に対しては、この限りで
ない。

(代金の延納)

第十七條 公社は、公社から粗製し
よう脳又はしよう脳原油を買い受
ける者に対し、その代金を一時に
支拂うことが困難であると認め
るときは、確実な担保を徴し、その代
金の延納を許可することができる。

2 公社は、大蔵省令の定めると
ころにより、特に必要があると認め
るときは、前項の規定にかかわら
ず、担保の全部又は一部の提供を
下らぬ範囲内において、担保の
免除することができる。

3 第一項の場合において、その代
金を支拂期日までに支拂わないと
きは、公社は、大蔵省令の定め
るところにより、遅延利息を徴収す
ることができる。

4 公社は、第一項の規定により延
納を許可した者について、延納繼
続の必要がないと認めるとき又は
延納の継続を著しく不適当と認め
たときは、延納の許可を取り消す
ことができる。

第五章 雑則

(所有等の制限)

第十八條 何人も、この法律の規定
により認められた場合を除く外、
公社の賣り渡した粗製しよう脳若
しくはしよう脳原油、公社の賣り
渡したこれらの物から製造した精
製しよう脳、再製しよう脳若しく
はしよう脳精油又はこれらの物を

加工した物以外のしよう脳又はし
よう脳原油を所有し、所持し、譲り
渡し、又は譲り受けてはならな
い。但し、正当の事由により、所
有し、又は所持する場合は、この
限りでない。

2 この法律により没収する場合を
除く外、公社は、前項に該当する
物件を、公社の定めるところによ
り納付させることができる。この
場合においては、他物を混和した
しよう脳又はしよう脳原油を除く
外、第十二條第一項の規定を準用
する。

(立入検査)

第十九條 公社は、その職員をし
て、製造者又は公社からしよう脳
若しくはしよう脳原油の輸入の委託
若しくは許可を受けた者の製造
場、事務所、営業所、事業場又は倉
庫に立ち入り、しよう脳、しよ
う脳油、器具、機械、帳簿又は書類
を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定による
立入検査をする場合においては、
その身分を示す証票を携帯し、関
係人の請求があつたときは、これ
を呈示しなければならない。

(強制徴収)

第二十條 第十二條第五項の規定に
より公社に納付すべき金額は、國
税滞納処分例により徴収するこ
とができる。但し、先取特権の順
位は、国税に次ぐものとする。

第六章 罰則

第二十一條 第四條第二項又は第十
八條第一項の規定に違反した者は、
三十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十四條第一項又は第
二項の規定に違反ししよう脳又は
しよう脳原油を輸入した者は、三十
万円以下の罰金に処する。但し、輸
入したしよう脳又はしよう脳原油の
價額の十倍が三十万円をこえると
きは、罰金は、当該價額の十倍以
下とする。

2 前項の罪を犯す目的をもつてそ
の予備をした者又は同項の犯罪の
実行に着手してこれを遂げない者
は、同項の例による。

3 第一項の價額は、そのしよう脳
又はしよう脳原油の生産地又は仕入
地における原價に、荷造費、運送
費、保険料その他輸入地に到清す
るまでの諸費及び輸入税に相当す
る金額を加えたものとする。

第二十三條 左の各号の一に該当す
る者は、十万円以下の罰金に処す。
一 第七條第三項又は第十一條第
三項の規定に違反した者
二 正当の事由がなくして公社の定
めた納付期限までにその定めた
納付の場所に粗製しよう脳又は
しよう脳原油を納付しなかつた
製造者

第二十四條 左の各号の一に該当す
る者は、五万円以下の罰金に処す。
一 第七條第四項又は第九條第一
項若しくは第二項に規定する届出
をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十條の規定による公社の指
示に違反した者
三 第十九條の規定による検査を
拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 第二十一條、第二十二條

第一項若しくは第二項又は第二十三條第一号の犯罪に係るしよる腦又はしよる腦油（これらに他物を混和した物を含む。）は、没收する。

2 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は他にその物件の所有者があつて没收することのできないときは、その價額を没收する。

第二十六條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に關して第二十一條から第二十四條までの違反行為をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

第二十七條 第二十一條から第二十四條まで（第二十四條第三号を除く。）の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。

第二十八條 國稅犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國稅の犯則事件とする。

2 前項の場合において、國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務は、たはこ專賣法（昭和二十四年法律第百七十九號）第二項又は第三項

に規定する公社の役員又は職員並びに司法警察職員及び國家公務員が行う。

3 たはこ專賣法第七十九條第五項及び第七項から第十項までの規定は、第一項の場合に準用する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 旧法第二條に基き指定、旧法第三條に基き公示された補償金若しくは旧法第十三條に基き定價又は旧法に基き省令による代金延納の許可は、それぞれこの法律に基いて公社が定めた期限、場所若しくは價格又は公社がした延納の許可とみなす。

3 旧法若しくはこれに基き命令に基き、又は旧法若しくはこれに基き命令に基き政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、しよる腦、しよる腦油その他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。

4 旧法に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

5 この法律施行前にした行爲に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 旧法の違反事件については、第二十八條の例による。

7 旧法第二十三條において準用す

る國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。

8 旧法第六條第一項又は旧法第七條第二項の規定により許可を受け、この法律施行の際現に粗製しよる腦又はしよる腦原油を製造する者であつてこの法律施行後その製造を継続しようとするものは、その製造場ごとに、昭和二十四年四月一日以後製造した數量を含ま同日から翌年三月三十一日までの分につき製造予定數量の割合を受けるため、この法律施行後一月以内に公社に申請しなければならぬ。

9 第七條第四項前段及び第五項並びに第八條第一項第四項及び第五項の規定は、前項の割合に準用する。

10 第八項の規定により割合を受けた者は、第七條第一項の規定による割合を受けた者とみなす。

11 旧法第六條第一項又は旧法第七條第二項の規定により許可を受け、この法律施行の際現に粗製しよる腦又はしよる腦原油を製造する者は、第四條の規定にかかわらず、この法律施行後一月を経過した日（第八項の規定により申請した者については、同項の規定による割合のあつた日又は第九項において準用する第八條第一項の規定により割合をしない旨の通知のあつた日）までは、粗製しよる腦又はしよる腦原油を製造することができる。

12 前項の規定の適用を受ける者が前項の期間内に製造した粗製しよる腦又はしよる腦原油は、この法律の規定に基いて製造者が製造したものとみなす。

13 この法律施行の際公社の所有する粗製しよる腦以外のしよる腦は、この法律の適用については、粗製しよる腦とみなす。

14 この法律施行前に政府の賣り渡したしよる腦及びしよる腦油並びにこの法律施行の際公社の所有し、この法律施行後賣り渡したしよる腦油は、第十八條の規定の適用については、公社の賣り渡した粗製しよる腦又はしよる腦原油とみなす。

15 第十五條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に關する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

復興金融庫に對する政府出資等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十二日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

復興金融庫に對する政府出資等に關する法律案
復興金融庫に對する政府出資等に關する法律

（復興金融庫に對する登錄國債の交付）

第一條 政府は、復興金融庫法（昭和二十一年法律第三十四号）第四條第一項の規定による出資を登錄國債の交付により行うことができ。但し、その金額は、六百二十四億六千七百万円をこえてはならない。

2 前項の規定により出資のため交付する登錄國債の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一 交付價格 額面百円につき百円
二 償還期限 十年
三 利率 年五分五厘

3 政府は、第一項の出資のため必要な金額を限り、昭和二十四年度において公債を發行することができ。

（復興金融庫の剰余金の國庫納付）

第二條 復興金融庫は、復興金融庫法第二十七條の規定にかかわらず、毎事業年度の剰余金を当該剰余金の生じた年度において國庫に納付しなければならない。但し、昭和二十四年度に限り、納付に關する支出予算額が当該納付額に對して不足するときは、その不足額は、翌年度までに納付するものとする。

2 前項の剰余金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

「審査報告書は都合により最終号に附録に掲載」

貸金業等の取締に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十八日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

貸金業等の取締に関する法律案

貸金業等の取締に関する法律案

(目的)

第一條 この法律は、貸金業等の取締を行い、その公正な運営を保障するとともに不正金融を防止し、もつて、金融の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「貸金業」とは、何らの名義をもつてするを問はず、金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介をする行為で業として行うものをいう。但し、左に掲げるものを除く。

一 國及び地方公共団体の行うもの

二 國民金融公庫、復興金融公庫、金融機關(銀行、信託会社、保険会社、無盡会社、市街地信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び農業協同組合、水産業協同組合その他貯金の受入を行う組合をいう。以下同じ。)その他その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うもの

三 物品の賣買、運送若しくは保管又は物品の賣買の媒介を業とする者がその取引に附随して行うもの

2 手形の割引、賣渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付は、前項の金銭の貸付とみなす。

3 この法律において「貸金業者」とは、貸金業を行う者で第四條第二項の規定による届出受理書の交付を受けたものをいう。

(貸金業の届出)

第三條 貸金業を行おうとする者は、あらかじめ左に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 氏名、名称又は商号

二 住所又は営業所若しくは事務所

三 所在

三 法人又は法人でない社團若しくは財團であるときは、その資本金若しくは出資金額又は寄附財産の金額並びにその代表者又は管理人の氏名及び住所

四 業務の種類

2 前項の届出書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人又は法人でない社團若しくは財團であるときは、定款又は寄附行爲、主要な株主又は出資者の氏名若しくは名称又は商号及びその者の有する株式の数又はその者のした出資の金額を記載した書面、代表者又は管理人の履歴書、戸籍謄本及び直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

二 個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍謄本及び大蔵大臣の定める様式により作成した資産に関する調査書

三 大蔵大臣の定める事項を記載した業務方法書

(届出の受理)

第四條 大蔵大臣は、前條の規定による届出があつた場合において、その届出をした者が左の各号の一に該当するときは、又は届出書若しくはその添附書類に法令の規定に違反する記載若しくは重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その届出を受理してはならない。この場合においては、大蔵大臣は、届出を受理しない旨を届出をした者に通知しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁以上の刑又はこの法律の規定により罰金の刑又はこれらに執行を終り、又は執行を受けることがないこととなつた日から三年を経過するまでの者

三 第十三條第一項若しくは第三項又は第十四條第二項の規定により二回以上業務の停止を命ぜられ、最後に業務の停止を命ぜられた日から二年を経過するまでの者

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 法人又は法人でない社團若しくは財團でその役員若しくは代表者又は管理人のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

2 大蔵大臣は、前條の規定による届出書を受理したときは、その届出をした者に届出受理書を交付しなければならない。

(貸金業の制限)

第五條 貸金業者でなければ貸金業を行つてはならない。

(変更の届出)

第六條 貸金業者は、第三條の規定による届出書又はその添附書類に記載された事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更の届出が、新たに就任した代表者又は管理人に係るものであるときは、当該代表者又は管理人の履歴書及び戸籍謄本を変更届出書に添付しなければならない。

(預り金の禁止)

第七條 貸金業者は、預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定多数の者からの金銭の受入で預金、貯金、掛金その他、何らの名義をもつてするを問はず、これらと同様の経済的性質を有するものをいう。

(貸付の利率及び媒介の手数料)

第八條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二條から第五條まで及び第六條第二項の

規定(金利の最高限度)は、貸金業者の金銭の貸付の利率及び金銭の貸借の媒介の手数料について準用する。

(業務報告書)

第九條 貸金業者は、事業年度(事業年度の定がないときは、毎年四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。)ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後二月以内に、これを大蔵大臣に提出し、且つ、これを営業所又は事務所へ備えて置かなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において期限を定めあらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、その提出を延期することができる。

2 前項の業務報告書の様式は、大蔵大臣が定める。

(報告及び帳簿書類の領置)

第十條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、貸金業を行つてゐる者からその業務及び財産の状況に關し報告を徴し、又はその任意に提出した帳簿書類を領置することができる。

(検査)

第十一條 大蔵大臣は、貸金業の公正な保障を確保するため必要があると認めるときは、部下の職員をして貸金業を行つてゐる者の営業所又は事務所に入り、その帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利

青関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(貸金業者の届出事項)

第十二條 貸金業者が貸金業を開始したとき、三月以上の期間にわたつて休業しようとするとき、又は三月以上の期間にわたつて休業した後貸金業を再開したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。
2 貸金業者が左の各号の一に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

一 第四條第一項各号の一に該当することとなつた場合において、当該貸金業者
二 貸金業者であつた法人又は法人でない社團若しくは財團が解散した場合においては、その代表者又は管理人であつた者
三 貸金業者であつた個人が死亡した場合においては、その相続人

四 貸金業を廃止した場合においては、貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人若しくは法人でない社團若しくは財團の代表者若しくは管理人
3 貸金業者が前項各号の一に該当することとなつたときは、その時から第三條の規定によりした届出は、その効力を失う。

(業務の停止)
第十三條 大蔵大臣は、貸金業者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基く大蔵大臣の処分違反したと認めるときは、当該貸金業者に対し十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
2 大蔵大臣は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、あらかじめ貸金業者に対しその旨を通知し、当該貸金業者又はその代理人の出頭を求め、積明のための証拠を提出する機会を與えなければならない。
3 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十月以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
(脱法行為の禁止等)
第十四條 何らの名義をもつてするを問はず、又、いかなる方法をもつてするを問はず、第五條及び第七條並びに第八條において準用する臨時金利調整法第五條の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。

大蔵大臣は、第五條の規定に違反して貸金業を行つた者
貸付(第二條第二項に規定する金銭の交付を含む。)、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。
2 小切手の呈示の時に自己の処分し得る資金のない者が、小切手を振り出した場合において、金融機關の役員、職員その他の従業者が、その情を知りながら、当該小切手の支拂をし、これを買入れ、又はこれによつて弁済を受けたときは、前項の規定の適用にのみならず、金銭の貸付をしたものとみなす。
(非営業無盡の取締)
第十六條 第三條、第四條第二項、第六條、第十條、第十一條、第十二條第二項第二号及び第四号並びに第十三條の規定は、営業として行われぬ無盡(無盡業法(昭和六年法律第四十二号)第一條に規定する無盡をいう。)のうち、その規模が大きく公共の利益に影響を及ぼすと認められるもので大蔵大臣の指定するものについて準用する。
(権限の委任)
第十七條 大蔵大臣は、財務部長又は財務部の支部長をしてこの法律に基く大蔵大臣の権限の一部を行わせることができる。
(罰則)
第十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條の規定に違反して貸金業を行つた者
二 第七條第一項の規定に違反して預り金をした者
三 第八條において準用する臨時金利調整法第五條の規定に違反した者
四 第十三條第一項若しくは第三項(第十六條において準用する場合を含む。)(又は第十四條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者
五 第十四條第一項の規定に違反した者
第十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には、刑法による。
第二十條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第三條(第十六條において準用する場合を含む。)(の規定による届出書又はその添附書類に虚偽の記載をした者
二 第六條(第十六條において準用する場合を含む。)(の規定による変更の届出を怠り、又は変更届出書若しくはその添附書類に虚偽の記載をした者
三 第九條第一項の規定による業務報告書の提出を怠り、又は業務報告書に虚偽の記載をした者
四 第十條(第十六條において準用する場合を含む。)(の規定に

違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五 第十一條第一項(第十六條において準用する場合を含む。)(の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
六 第十二條第一項又は第二項(第十六條において準用する場合を含む。)(の規定による届出を怠つた者
第二十一條 法人(法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)(の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に關して第十八條又は前條の規定に違反したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金を科する。
2 前項の規定により法人でない社團又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社團又は財團を代表する外、法人を被告とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。
附則
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
2 この法律施行の際現に貸金業を行つて居る者は、この法律施行後三月以内に、第三條の規定により届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。
3 前項に規定する者に対しては、第四條に規定する大蔵大臣の処分

し、自己又は当該金融機關以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付(第二條第二項に規定する金銭の交付を含む。)、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。
2 小切手の呈示の時に自己の処分し得る資金のない者が、小切手を振り出した場合において、金融機關の役員、職員その他の従業者が、その情を知りながら、当該小切手の支拂をし、これを買入れ、又はこれによつて弁済を受けたときは、前項の規定の適用にのみならず、金銭の貸付をしたものとみなす。
(非営業無盡の取締)
第十六條 第三條、第四條第二項、第六條、第十條、第十一條、第十二條第二項第二号及び第四号並びに第十三條の規定は、営業として行われぬ無盡(無盡業法(昭和六年法律第四十二号)第一條に規定する無盡をいう。)のうち、その規模が大きく公共の利益に影響を及ぼすと認められるもので大蔵大臣の指定するものについて準用する。
(権限の委任)
第十七條 大蔵大臣は、財務部長又は財務部の支部長をしてこの法律に基く大蔵大臣の権限の一部を行わせることができる。
(罰則)
第十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

の日までは、第五條の規定は、適用しない。
 4 無盡業法の一部を次のように改正する。
 第一條に次の一項を加える。
 一定ノ給付金額ヲ定メ一定ノ期間ノ内ニ掛金ヲ拂込マシメ其ノ期間ノ

中途又ハ満了ノトキニ於テ掛金者ニ對シテ金銭ノ給付ヲ爲スモノハ無盡ト看做ス
 5 大藏省設置法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。
 第十四條第一項中

金利調整審議會
 日本銀行政策委員會の諮問に應じて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。

金利調整審議會
 日本銀行政策委員會の諮問に應じて、金利(貸金業者の貸付の利率及び媒介の手数料を含む。)の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求めるとの件
 右は本院において承認することを議決した。
 よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十七日
 衆議院議長 幣原喜重郎
 參議院議長 松平恒雄殿

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求めるとの件
 最近における外國貿易の予り勢に對應し、税関行政の円滑な遂行を期するため、東京税関支署羽田飛行場

出張所名	位置
東京税関支署羽田飛行場出張所	東京都 大坂市
大阪税関支署出張所	山口縣熊毛郡上関村
岩國税関支署上関監視署	長崎縣上縣郡長崎町
嚴原税関支署比田監視署	長崎縣上縣郡長崎町
山形税関支署佐賀監視署	長崎縣上縣郡長崎町

出張所外一税関出張所及び岩國税関支署上関監視署外二税関支署監視署(別紙の通り)を設ける必要が生じたので、税関官制第五條第一項による税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の設置について、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求めるとの件
 別紙
 税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署新設案

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕
 ○櫻内辰郎君 只今議題となりました公認會計士法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は衆議院議員宮崎清若外二名の提出にかゝるものであります。先ず本案の内容について申し上げますと、現行法においては、従来の計理士が財務書類の監査又は証明をなし得る期間は昭和二十四年十月一日までになつておりますが、公認會計士特別試験の実施を延期に伴ひ、これを昭和二十五年四月一日まで延期せんとするものであります。次に本案審議の経過を申し上げますと、去る五月十八日提案者より提案理由の説明があり、一二の委員より質疑がありたる後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次にたゞこ専賣法案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。
 去る五月六日より政府提出の原案につき、五月十七日より衆議院送付の修正案について慎重に審議いたしました。討論採決の結果、多数を以て衆議院送付の修正案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の内容について申し上げます。現行のたゞこ専賣法は、直接政府が専賣品の收購、製造、販賣、取締等の事業を行うことに規定してありますので、公法人である日本専賣公社をして専賣事業を行わせるためには、殆んど各條に亘り字句を修正する必要がありますので、從來省令にて規定されていた事項のうち重要なものを法律の中に織

り込むとともに、制度の民主化と法文の平易化を図るため、全文改正を行おうとするものであります。実質的には現行法にさしたる変更を加えていないのであります。

改正の主要点を申し上げますと、第一はたゞこ、葉たゞこ、製造たゞこ及び製造たゞこ用巻紙の定義を明記して、専賣権の対象を明確にすると共に、専賣権の内容、日本専賣公社の法律上の地位を規定したことであり、第二は、たゞこ耕作及び製造たゞこ小賣人の指定につき、その資格条件を規定すると共に、これらの許可又は指定を取消す場合の条件を規定したことであり、第三は、罰則を強化することとし、現在四段階となつて居るものを三段階としたことであり、第四は、現在四段階となつて居るものを三段階としたことであり、第五は、現在五段階に

次に衆議院の修正点について申し上げますと、第一は、耕作者の耕作したたゞこ又は收穫した葉たゞこが災害により著しい損害を受けたときの耕作者に対する補償金額の範囲を規定したことであり、第二は、たゞこ耕作者の組織する団体又はその連合体の性格、その行方事業の範囲及び事業者団体法の適用除外の規定を設けたことであり、第三は、國稅犯則取締法に規定する收稅官吏の職務を行う司法警察職員及び國家公務員の範囲を限定する等の修正がなされたことであります。

反対、油井賢太郎、木内四郎、木村福八郎各委員より賛成の意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、多数を以て衆議院送付の修正案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に塩専賣法案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。
 去る五月六日より政府提出の原案につき、五月十七日より衆議院送付の修正案について慎重に審議いたしました。討論採決の結果、全会一致を以て衆議院送付の修正案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の内容について申し上げます。現行の塩専賣法は、直接政府が専賣品の收購、販賣、取締等の事業を行うことに規定してありますので、公法人である日本専賣公社をして専賣事業を行わせるためには、殆んど各條に亘り字句を修正する必要がありますので、從來省令で規定されていた事項のうち重要なものを法律の中に織り込むと共に、制度の民主化と法文の平易化を図るため、全文改正を行わんとするものであります。実質的には現行法にさしたる変更を加えていないのであります。

改正の主要点を申し上げますと、第一は塩、にがり、かん水等の定義を明記して、専賣権の対象を明確にすると共に、専賣権の内容、日本専賣公社の法律上の地位を規定したことであり、第二は、塩、にがり又はかん水の製造許可及び塩販賣人の指定につきその資格条件を規定すると共に、これらの許可又は指定を取消す場合の条件を規定したことであり、第三は、罰則を強化することとし、現在五段階に

なつてゐるものを三段階としたこと
あります。

次に、衆議院の修正点について申上
げますと、第一は、製造者が災害によ
り損害を受けたときの製造者に対する
補償金額の範囲を規定したことであり
ます。第二は、代金延納の場合の担保
免除の限度を明らかにする等の修正が
なされたことであります。

さて本案審議に当りましては、熱心
なる質疑應答がありました。その詳
細は速記録によつて御承知を願ひたい
と存じます。かくて質疑を終局し、五
月十八日討論に入り、採決の結果、全
会一致を以て衆議院送付の修正案通り
可決すべきものと決定いたしました次第
であります。

次に、いよいよ脳專賣法案の審議の経
過並びに結果を御報告いたします。

去る五月六日より政府提出の原案に
つき、五月十七日より衆議院送付の修
正案について慎重に審議いたしましたし
て、討論に入り、採決の結果、全会一
致を以て衆議院送付の修正案通り可決
すべきものと決定いたしました次第であ
ります。先ず本案の内容について申上げ
ます。現行の粗製しう脳、しう脳、しう
油專賣法は、直接政府が專賣品の收
納、販賣、取締等の事業を行うことを
規定してありますので、公法人である
日本專賣公社をして專賣事業を行わせ
るためには、殆んど各條に亘り字句を
修正する必要がありますので、従来省
令で規定されていた事項のうち重要な
ものを法律の中に織り込むと共に、制
度の民主化と法文の平易化を図るた
め、全文改正を行おうとするものであ
ります。

改正の主要点を申し上げますと、第一
は、しう脳、粗製しう脳、再製し
う脳、精製しう脳、しう脳油の定義
しう脳、精製しう脳、しう脳油の定義
を明記して、專賣権の対象を明確にし
ると共に、專賣権の内容、日本專賣公社
の法律上の地位を規定したことであり
ます。第二は、粗製しう脳、又はし
う脳、しう脳油の製造の許可制度を廃止し
て割当制度に改めたことであります。

次に衆議院における修正点について
申し上げますと、第一は、粗製しう脳
又はしう脳、しう脳油の製造予定数量の割
当の基準を明らかにしたことでありま
す。第二は、製造者に対する指示事項
を制限したことあります。第三は、
代金延納の担保免除の限度を明らかに
したことであります。

さて本案審議に当りましては熱心な
る質疑應答がありました。その詳細
は速記録によつて御承知を願ひたいと
存じます。かくて質疑を終局し、五月
十八日討論に入り、採決の結果、全会
一致を以て衆議院送付の修正案通り可
決すべきものと決定いたしました次第であ
ります。

次に復興金融庫に対する政府出資
等に関する法律案の審議の経過並びに
結果を御報告いたします。

復興金融庫の資本金は一千四百五十
億円でありますが、うち二百五十億円
出資済、一千二百億円が出資未済とな
つております。政府は本年度におきま
して九百二十四億六千七百円程度の
出資いたすことにするために、現金
出資分として三百億円は予算に計上し
たしておりますが、六百二十四億六千
七百円を限り、登録國債を発行し、
その交付により出資をいたそうとする
点であります。第二は、同金庫法の規
定によれば、剰余金は復興金融庫委員
会の承認を受け処分できることになつて
おり、従来例によれば本年度に繰越
し、これを新規資金に充当してござい
ましたが、同金庫は全額政府出資の法人
であり、今後の貸付金は回収金を以て
賄ふこととなつておるので、本年度か
らその剰余金は國庫に納付しなければ
ならないことを規定したのであります。

さて、本案審議に当りましては熱心
なる質疑應答がありました。その詳
細は速記録に譲りたく存じます。か
くて質疑を終局し、五月十八日討論に
入り、中西功、木村誠八郎両委員より
反対、小川友三、渡多野野郎両委員より
賛成の意見が述べられ、討論を終局
し、採決の結果、多数を以て原案通り
可決すべきものと決定いたしました次第
であります。

次に貸金業等の取締に関する法律案
の審議の経過並びに結果を御報告いた
します。

去る五月十七日より五月十九日まで
慎重に審議いたし、五月十九日討論に
入り、採決の結果、全会一致を以て原
案通り可決すべきものと決定いたした

次第であります。さて、本案の内容に
ついて申し上げます。最近の金融逼迫に
伴い、高金利悪質貸金業者が乱立し、
預金貯金等の受入れをなし、銀行法等
の違反行為が多数生じ、健全なる金融
の発達を著しく阻害している現状であ
りますので、これら不正金融等の取締
ることを目的として本案を提出したの
であります。本案の要旨は大體次のよ
うであります。

第一に、貸金業者につきまして大蔵
大臣への届出制を設けると共に、貸金
業者の業務の運営について監督の規定
を設けることとした。第二に、頼母子
講のうち大蔵大臣が指定するものにつ
いては、貸金業者の例によつて取締を
行うこととしたのであります。第三に、
日掛貯金の業務のうちに採用し、
度々無盡会社の業務のうちに採用し、
日掛貯金の業務を行う会社のうち健全
良質なものについては、これが無盡會
社の免許を受けることにより、正規の
金融機関としてその業務を行ひ得るこ
ととしたのであります。第四に、金融
機関の役員員の不正利得を防止するこ
ととしたのであります。

本案審議に当り各委員より熱心なる
質疑があり、政府亦これに対し懇切な
る答弁がありました。その詳細は速
記録により御承知を願ひます。かくて
質疑を終局し、五月十九日討論に入
り、採決の結果、全会一致を以て原
案通り可決すべきものと決定いたした
次第であります。

次に、地方自治法第五十六條第四項
の規定に基づき、税関出張所、税関支署
出張所及び税関支署監視署の増設に関
し承認を求めん件の大蔵委員会におけ

る審議の経過並びに結果を御報告いた
します。

本案は、最近における貿易の振興に
伴い、税関業務の円滑な運営を図る見
地より、東京税関支署羽田飛行場出張
所、大阪税関支署富田出張所の二出張所を
法令に基き出張所となし、又岩國税関
支署上関監視署を設置すると共に、密
貿易の監視所として、嚴原税関支署の
比田監視所、佐賀監視所を増設せん
とするのであります。尚、行政機構
の整備が考慮されている情勢に鑑み、
この際、事務量の比較的少い東京出張
所、敦賀出張所、松島出張所、及
び室津監視所、松島監視所、若津監視
所の三監視所を廃止せんとするもので
あります。

次に本案審議の経過を申し上げます
と、去る五月十八日政府より提案理由
の説明がありました。別に質疑もな
く、討論採決の結果、全会一致を以て
原案通り可決すべきものと決定いたし
た次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 少数意見者から
報告することを求められております。
報告時間は五分間に制限いたします。
小川友三君。
「小川友三君登壇、拍手」
○小川友三君 たびたび專賣法案の上程
に当りまして、本案に本員は全面的に
反対する者ではないのです。原始人
が昔の文字のない時分の土人が発明し
た煙草がそのまま進歩をしていないと
いうこの状態を、現状を把握して、植
物学を専攻した本議員としまして、こ
れに大きな進歩を加えたいという意味
で、大蔵委員会ときから大蔵政府当
局に對しましていろいろお話を申し上げ

たわけでありませんが、増収の面からすれば今の大臣も勿論反対するものではないという御意見まで得ておりますので、少しの間煙草の原料を中心とする改善案、進歩した煙草はいよいよ題でお話を、(そんなことは指頭でやれよと呼ぶ者あり)意見を申し上げます。

今の煙草というものは煙草属リンネと云うて、ドイツのリンネ博士が発明したのである。これは煙草にはニコチンというアルカロイドを含んでおりまして、これで非常に中毒をする。数島一本、ピース一本を煎じて飲めば、人間は一本で大体二人くらい致死量で死んで行くという猛毒を持つてゐるのであります。これを平気で喫つてゐるといふところに改善すべき点が多いのでございまして、これには桂皮科の植物、いわゆるコンボザテリ科の植物を加えて行けば或いは強壯剤になる。煙草は何にも有益にならない。全部毒である。それに強壯剤である桂皮科の植物を加えて行く、或いは心臓にいい獨委科のものを加えて行く、或いは心臓を強くするジキタリス科の植物を加えて行く、茶科の植物を加えて行く。茶科植物というものは頭が芽えて来るといふより材料が沢山日本に現在あるのであります。拍手)そこで、この煙草の進歩というものがどういふ利益をなすかと申しますと、そうした身体にいい煙草を作れば世界各國がこれを買ひに来る、パイパーがどん／＼買ひに来るので貿易振興になる。吉田内閣の貿易振興対策が煙草の面から降つて湧いて来るといふわけでありまして、この内閣は相当長い内閣ですから、とにかく大きな

な經營を立てて頑張つてやつて貰いたい、かように思ふのであります。(しつかりやれ)と呼ぶ者あり、拍手、笑(声)それから煙草の耕作面積は五万町歩である。これを半分に減して二万五千町歩にして、今申上げた外の植物を作つて行く、そうすると大体胸の中で計算しても表が百七十五万俵くらゐ余計取れる。山梨縣の人が全部食べられるだけの食糧が、或るいは京都の市民が全部食べられるだけの食糧が煙草を作る耕作面積を半分にするだけで得られるのであります。そうしてそれを金に賣つて儲けが百億以上二百億の利益がある。外國に輸出していわゆる利益を得れば五百億くらいの増収があるのであります。そこで六・三制の問題にしましても、その中から社会教育事業費が出る、社会公共事業費が出る、海外同胞引揚のためにどん／＼と

その五百億の中で幾らでもできるという自信を持つておられますが、特に植物学を専攻した本職の立場から、この面だけはどうしても今の大臣を動かして、政府を動かしてこれを実現したいというようない意見を持ちまして、この本案に對しましていわゆる原料問題から申上げたのであります。それで、その外に喘息煙草の話をするが、世界的有名なアンチアストマ、これは何千万ドルの貿易をやつております。これは喘息煙草を作つて大蔵當局は是非賣つて貰ひたい。世界に賣つて、日本人も喫うというので、この増収面は二三億圓一年間にあると思ひます。それから日本では喘息煙草で吉野煙草というものが全國で何千万圓賣れておるといふ事実を皆さん知らな

いのであります。どうかこの点に對しても、大蔵當局は研究費は幾らでも出す予定であります。土人の喫つておるニコチン煙草が一年前と交らないといふところに文化國家の建設の欠陥があると思ひまして、本案に對しましてかく主張いたすものであります。(何だい)「賛成反対か」何を言つてるのだ)と呼ぶ者あり、拍手、笑(声)〇議長(松平恒雄君)たばこ専賣法案、塩専賣法案及びより鹽専賣法案に對し討論の通告がございまして、板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕
〇板野勝次君 前國會において日本専賣公社法が制定され、今國會において専賣關係法規の整備がなされようとしておりますが、我が國における専賣制度は、日露戦争における戦時負担の激増を賣付るために制定せられ、塩の場合には最初から軍事的目的を持つていたものであります。然るに終戦後我が國國民生活安定と向上が一切の再建の根本的前提となりまして今日、政府は専賣專賣制度の根本的反省をすることを、旧態依然として而もそれに輪をかけておるのであります。むしろ悪質化した専賣制度となつておるのであります。煙草、塩、しよろ糖各専賣法案は、煙草專賣にありましては間接消費税による大衆負担の継続的な増大の維持確保であり、塩、しよろ糖の専賣の内容は民自党内閣の中小企業破壊政策がそのまま盛られておるのであります。このような専賣制度には、大衆課税の撤廃と民族産業をその自主性を

失つた現内閣の破壊政策から擁護するために闘つておる日本共產黨は、無條件に反対せざるを得ないのであります。與えられた時間の範囲でこの三法案のそれ／＼について反対の論旨を盡すことは到底困難なことでありまして、塩専賣法案の主要な反対点のみを述べまして、三法案反対の理由に代へたいと思ふのであります。

塩専賣法案の持つ根本性格は、國內塩業を破壊し導く外塩依存主義の方針をその内容としておるのであります。政府は國內塩業の保護助成による製塩業の民主化、近代化を図ろうとせずに、逆に旧式製塩方式改善のため必要な設備高度化を禁止しておるのであります。その理由とするところは、「熱源の十分な見通しが付かぬ部門へは、新設改良のための資金、資材の配分も十分に參らない。かかる全國民經濟的理由が新設改良抑制の理由である」としておるのであります。併しながら御承知のごとく石炭は最近では備貨が激増し、中小炭鉱はメリット制で潰滅させられようとしておるのであります。製塩用は三千五百カローリ程度のもものが使用せられるのであります。これを有効に利用できるこの中小炭鉱のものが有効に利用できるものであり、これを政府の見解に照すならば、製塩の

業に對する現内閣の破壊政策でありまして、法案第七條の許可製限の規定中には、一ヶ年の製造能力が公社の定める標準に達しない場合は許可しないことができるとの規定を設け、中小製塩業を禁止することのできるようにし、この中小製塩業を破壊せしめる半面、外塩依存を露骨に示して「塩の需給調整上製造數量を制限する必要がある場合」には、製塩を許可しないことが定められ、又製塩の制限さえもできる規定があるのであります。このようにして、國內製塩の保護改良による増産政策をとらないばかりか、これを圧縮せしめて、現在外塩依存に重点を置いておるのであります。塩の輸入価格はどつてあるかと言へば、一トン九十九ドル程度でありまして、爲替レート三百六十円として六千八百四十円程度であります。然るに貿易廳の專賣公社への拂渡し価格は一トン千九百八十円、これに廻送費、手数料二千三百四十円を加えると、四千三百二十円になるのであります。ソード工業には一トン三千円で渡してゐるのであります。然るに消費者価格は一トン一万六千円、一般業務用塩は九千七百円でありまして、政府は外塩六千八百四十円とソード工業向けとの差額を消費者価格につまみかけ、更にその不足分をカーブするため專賣公社へ三十七億圓を支出してゐるのであります。これは即ち實質的な輸入の補助金であります。法案第二十九條の規定で、苛性ソーダ、ソーダ灰その他政令で指定する化学製品の製造の用に供する者に塩を賣り渡す場合においては、低い特別価格で賣り渡すことができるとの規定を設け、ソーダ工業等の大資本に奉

仕せしめることを合法化しているの
あります。その半面、中小製塩に對し
ては、その特別買取價格に對しては現
在の國內製鹽入價格九千七百四十五円
を本年も続けることは無理があるか
ら、他産業同様、國內製塩においても企
業合理化をしなければならぬことを政
府は言明しておるのであります。法案
においても中小製塩業を圧迫するがこ
とを條項を掲げているのであります。
このような方針は徒らに國內製塩業を破
滅させ、外塩依存度を高めるのみで、
斷じて國內産業を愛する者の賛成でき
ないところであります。輸入塩は大部
分粒子の粗大原塩であるのに反し
て、國內塩は白塩であり品質も良いの
であります。従つて文字通り無限に豊
富な海水資源を日本塩業發達のために
活用し、旧式製塩方式に必要な設備の
改善高度化のため、政府が資金、資材
の積極的な保護、助成を講ずるならば、
國內塩生産百万トンは可能なのであり
ます。そして若干の不足部分は、地
中海、紅海方面の遠海塩でなく、近海
塩うち中國よりの輸入に待つべきであ
ると思ひのであります。

我が党は、民族産業、小企業擁護の
立場から、真空式製塩方式のとれない
多数の中小製塩業者を破滅させ、國內
製塩を破壊する製塩破壊法案に反對す
るものであり、又しより腦專賣法案
は、適正しより腦價格の設定の裏付け
がなく、腦賣の道を断たれて餓餓輸出
となつてゐる現状と、台灣の喪失によ
りまして、今日この事實制度存置の意
義は極めて乏しくなつておるので、生
産の保護助成政策をとらなければなら
ないのに、これに對して何らの措置が

とられていないのでありますし、たば
こ專賣法案は大量課税の本山でありま
するので、以上合計三法案は、國民
生活の安定と民族独立の憂國的な熱情
から斷乎反對せざるを得ないのであり
ます。

○議長(松平恒雄君) これにて討論通
告者の發言は終了いたしました。討論
は終局したものと認めます。これより
採決をいたします。先ずたばこ專賣
法案、塩專賣法案及びしより腦專賣法
案全部を問題に供します。三案に賛成
の諸君の起立を請ひます。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて三案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に公認會計士
法の一部を改正する法律案及び貸金業
等の取締に関する法律案全部を問題に
供します。兩案に賛成の諸君の起立を
請ひます。

(議員起立)

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認め
ます。よつて兩案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に復興金融金
庫に對する政府出資等に関する法律案
全部を問題に供します。本案に賛成の
諸君の起立を請ひます。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に地方自治法
第五十六條第四項の規定に基き、税
関出張所、税関支署出張所及び税関支
署監視署の増設に關し承認を求めると

件を問題に供します。委員長報告の通
り、本件に承認を與えることに御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。よつて本件は承認を與えるこ
とに決しました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第
六、國家公務員のための國設宿舍に關
する法律案(内閣提出、衆議院送付)を
議題といたします。先ず委員長の報告
を求めます。大藏委員長櫻内辰郎君。

(審査報告書は都合により最終号
附録に掲載)

國家公務員のための國設宿舍に關
する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。
よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十四年五月十二日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

小字及び一は衆議院修正
國家公務員のための國設宿舍に關
する法律案
國家公務員のための國設宿舍に
關する法律

(目的)
第一條 國家公務員に貸與すべき宿
舎については、この法律の定める
ところによる。

2 この法律の規定は、國家公務員
法(昭和二十二年法律第二十号)、
今後同法が改正せられたときは、
その改正せられた規定を含む。以

下同じ)のいかなる條項をも廢止
し、若しくは修正し、又はこれに
代わるものではなく、又、この法
律に規定する事項は、同法第二十
八條に規定する人事院の勸告事項
に含まれるものである。

(定義)
第二條 この法律において「宿舍」と
は、國がその事務、事業の円滑な
運営に資する目的をもつて、國家
公務員及び主としてその収入によ
り生計を維持する者を居住させる
ため設置する宿舍をいふ。

(宿舍審議會)
第三條 この法律の完全な実施を確
保し、その目的を達成するため、
内閣總理大臣の所轄の下に、宿舍
審議會(以下審議會といふ)を置
く。

2 審議會は、内閣總理大臣の諮問
に應じ、左に掲げる事項を調査審
議するものとする。
一 宿舍の設置に關する計画
二 宿舍の維持及び管理に關する
基準
三 第十二條の規定による無料宿
舎を貸與する者の範囲
四 第十三條の規定による有料宿
舎の一坪当りの使用料の基準
五 第十五條の規定による居住者
の選定の基準

3 有料宿舍は、完全な合理的使用
料を徴収して貸與するものであ
り、國家公務員の報酬の一部とし
て貸與するものではないので、使
用料の基準は、主として、同一の
大きさ、場所及び條件の民間宿
舎に對する法定又は公定の標準家

賃、法定又は公定の標準家賃がな
い場合においては、同一又は類似
の地において比較することのでき
る民間宿舍に對する家賃を考慮し
て定めるものとする。
4 審議會は、宿舍に關する重要事
項について、關係機關に隨時意見
を述べることが出来る。
第四條 審議會の委員は、左に掲げ
る者をもつて充てる。
一 内閣官房次長
二 衆議院事務次長
三 参議院事務次長
四 最高裁判所事務總長
五 大藏次官
六 建設次官
七 經濟安定本部副長官
八 人事院事務次長
2 前項第一号及び第七号の委員
は、内閣總理大臣が命ずる。
第五條 審議會に会長を置く。会長
は、内閣官房次長をもつて充て
る。

2 会長は、会務を總理する。
3 会長に事故があるときは、内閣
總理大臣の指名する者が、その職
務を代理する。
第六條 審議會は、会長が招集し、
その議事は、会長を除く出席委員
の過半数で決する。可否同数であ
るときは、会長の決するところ
による。
2 審議會は、委員五人以上の出席
がなければ議事を開き議決をする
ことができない。
第七條 第三條第二項に掲げる事項
は、政令で定め、その政令は、審
議會の決定に基かなければなら
ない。

(宿舍の管理)

第八條 大藏大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさどるものとする。

2 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長及び人事院総裁(以下各省各廳の長といふ)は、大藏大臣の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理を行ふものとする。

(種類)

第九條 宿舍は、公邸、無料宿舍及び有料宿舍の三種とし、無料宿舍及び有料宿舍には、共同宿舍を含むものとする。

(公邸)

第十條 公邸は、左に掲げる國家公務員のために設置し、無料で貸與する。

- 一 衆議院議長及び参議院議長
- 二 参議院議長及び参議院副議長
- 三 内閣総理大臣及び國務大臣
- 四 最高裁判所長官
- 五 会計検査院長
- 六 人事院総裁
- 七 衆議院事務局長及び参議院事務局長
- 八 官内府長官及び侍從長
- 九 検事総長
- 十 國家公安委員会委員長
- 十一 内閣官房長官
- 十二 公邸には、いす、テーブル等公邸に必要とする備品を備へ付け、無料で貸與する。

(無料宿舍)

第十二條 無料宿舍は、左に掲げる國家公務員のうち政令で定める者のために設置し、無料で貸與する。

一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、鉄道若しくは通信施設に關連する非常勤務又はこれらと類似の性質を有する勤務に従事しなければならぬ者

二 研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行ふことを必要とする研究又は実験に直接従事するもの。

三 へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者

四 官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するために官署の構内に居住しなければならぬもの

無料宿舍は、國家公務員の職務に對する給與の一部として貸與されるものとする。

第十三條 有料宿舍は、左に掲げる場合において、公邸又は無料宿舍の貸與を受ける者以外の國家公務員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸與することができる。

- 一 國家公務員の職務に關連して國の事務、事業の運営に必要と認められる場合。
- 二 國家公務員の在勤地における住宅不足により國の事務、事業に運営に支障を來たす虞があるとして認められる場合。

(有料宿舍の使用料)

第十四條 有料宿舍の使用料は、月額とし、政令で定める一坪当りの使用料の基準に基いて、各宿舍につき各省各廳の長が決定する。

2 新たに宿舍の貸與を受け、又はこれを明け渡した場におけるその月の使用料は、日割により計算した額とする。

3 有料宿舍の貸與を受けた者に報酬を支給する機関は、毎月報酬を支給する際その者の報酬から使用料に相当する金額を控除して、その金額をその者に代りその使用料として國に拂ひ込まなければならない。

第十五條 有料宿舍を貸與する者の選定に當つては、各省各廳の長は、政令で定めるところに従い、國の事務、事業の運営の必要に基き公平に行わなければならない。

(宿舍居住者の保管義務)

第十六條 宿舍の居住者は、必要な注意を拂ひ、宿舍を正常な状態において維持しなければならない。

(宿舍の修繕費等)

第十七條 公邸の修繕に要する費用及び公邸の使用につき必要とする電氣、水道、ガス等に要する費用は、國が負担する。

(費用の負担区分)

第十八條 宿舍の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舍の使用料は、それぞれ宿舍の貸與を受けた者の報酬を支弁する会計の所屬とする。

2 國有鉄道事業、通信事業その他事業を企業的に運営する特別会計の負担において設置する宿舍の設置、維持及び管理に要する費用の財源については、一般会計から繰入をしなければならない。

第十九條 宿舍の貸與を受けた者が左の各号の一に該当した場合においては、居住者は、速かにその宿舍を明け渡さなければならない。

一 國家公務員でなくなつたとき。

二 死亡したとき。

三 轉勤又は轉職によりその宿舍に居住する資格を失ひ、又はその必要がなくなつたとき。

四 國の事務、事業の運営の必要に基き先順位者が生じたとき。

(施行に關する細目)

第二十條 この法律の施行に關し必要な細目は、大藏大臣が定める。

第十條各号に掲げる國家公務員のために設置せられてゐる宿舍にあつては、公邸

第十二條第一項各号に掲げる國家公務員のうち政令で定める者のために設置せられてゐる宿舍にあつては、無料宿舍

三 その他の宿舍にあつては、有料宿舍

135 左に掲げる勅令等は、廢止する。

官舎貸渡規則(明治九年太政官達第五十三号)

巡查給與令(明治三十九年勅令第二百五十九号)

官設鐵道の職員に宿舍料を支給するの件(明治三十九年勅令第二百九十四号)

にのき、慎重に審議いたしました。討論、議決の結果、全会一致を以て衆議院送付の修正案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず、政府提出の原案について申し上げます。國家公務員の宿舎に關しましては、從來これを統轄する機關が明確でなかつたため、この際宿舎の設置、管理及び維持等に關する規定を整備せんとするものであります。

その内容の主たる点を申し上げますと、第一に宿舎の意義を明らかにすると共に、その運営の根本方針を確立し、第二に内閣總理大臣所轄の下に宿舎審議會を設置し、宿舎の設置、利用等に關する統制を圖り、その上に運営に關する重要事項はすべて同審議會の決定によるものとなつております。

第三に、宿舎の管理に關する総合調整は審議會の決定事項の範圍内で大藏大臣が行ふこととし、更にこの法律の施行に關しては、実施に相當の準備期間を必要としますので、公布の日後二ヶ月を経過した日より施行することとしたしております。

次に衆議院送付の修正案について申し上げます。第一に有料宿舎の明渡し期間を六ヶ月を超えないこととし、第二に公邸を貸與される者の範圍を擴張し、第三に審議會における調査審議の結果を國會に報告する等の修正をいたしておるのであります。

〔議長退席、副議長著席〕 さて本案の審議に當りましては、熱心なる質疑應答がございましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。かくて質疑を終局し、五月十二日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付の修正案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松嶋重作君) 本案に対しまして、田中利勝君より成規の賛成者を得て修正案が提出されております。先ずその趣旨説明を求めます。田中利勝君。

國家公務員のための國設宿舎に關する法律案に対する修正案
右の修正案を成規によつて提出する。

昭和二十四年五月十八日

發議者 田中 利勝

賛成者

- 赤松 常子 原 虎一
- 大島農夫雄 山田 節男
- 河崎 ナツ カニエ邦彦
- 中村 正雄 齋 武雄
- 島 清 内村 清次
- 松下松治郎 梅津 錦一
- 若木 勝藏 門田 定藏
- 塚本 重藏 山下 義信
- 中平常太郎 青山 正一
- 河野 正夫 金子 洋文
- 木下 源吾 伊藤 修
- 大野 幸一

参議院議長松平恒雄殿

國家公務員のための國設宿舎に關する法律案の一部を次のように修正する。

第十條第四号を次のように改める。

四 最高裁判所長官

第十條第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第七号として次の一号を加える。

七 國立國會圖書館長
第十九條 宿舎の貸與を受けた者が左の各号の一に該当した場合においては、公邸及び無料宿舎にあつては六十日、有料宿舎にあつては六月以内にその宿舎を明け渡さなければならぬ。但し、各省各廳の長が、病氣、事故その他やむを得ない事由によると認める者はこの限りでない。

一 國家公務員でなくなつたとき。
二 死亡したとき。
三 轉勤又は轉職によりその宿舎に居住する資格を失ひ、又はその必要がなくなつたとき。
四 國の事務、事業の運営の必要に基き先順位者が生じたとき。

〔田中利勝君登壇、拍手〕
○田中利勝君 私は只今上程されました國家公務員のための國設宿舎に關する法律案につきまして修正の動議を提出するものであります。

修正の第一点は、第十條第四号「最高裁判所裁判官」とありますのを、最高裁判所長官に改めるのであります。修正の第二点は、同様第七号を第八号とし、以下順次繰り下げ、第七号を「國立國會圖書館長」に改めるのであります。修正の第三点は、第十九條を次のように改めるのであります。即ち「第十九條 宿舎の貸與を受けた者が左の各号の一に該当した場合においては、公邸及び無料宿舎にあつては六十日、有料宿舎にあつては六ヶ月以内にその宿舎を明け渡さなければならぬ。但し各省各廳の長が病氣、事故止むを得ない事由によると認める者についてはこの限りでない」とするものであります。

以上三つの修正点について簡単に理由を申し上げます。先ず第十條は公邸の貸與を受ける公務員を列記したのであります。同條第四号は「最高裁判所長官」となつておつたのであります。これを衆議院において「最高裁判所裁判官」と修正したのであります。が、元來公邸として椅子、テーブルその他必要な備品、又修繕に要する費用、電氣、ガス、水道等に至るまで盡く國庫によつて負担するゆえには、公機關がオフィスの延長として使用する必要があるからであります。即ち今日までの実例を見ましても、總理官邸は總理個人のみで使用されるものでなく、知事會議、閣議を初め、公的會合に利用されるのみならず、多くの望は官房の事務に利用されて來つたのであります。議長官舎も又各委員會の打合せ等に使用して來たところに國費を以て賄ふ理由があつたのであります。従いましてオフィスの延長としての公邸が必要とされるのは、當時活動する機關につきその代表者に一つづつ貸與すれば足りるのであります。故に最高裁判所だけに十四のオフィスを延長、即ち公邸を必要とする理由を發見し得ないのであります。又最高裁判所の裁判官に與えられたこととするならば、平等の原則から、これと同等の資格と俸給を與えられておられます人、事官、検査官、國家公安委員、公正取引委員長等の職官にも盡く與えなければならぬのであります。然る

得ない事由によると認める者についてはこの限りでない」とするものであります。この各号は原案通りでありますから省略いたします。

得ない事由によると認める者についてはこの限りでない」とするものであります。この各号は原案通りでありますから省略いたします。

以上三つの修正点について簡単に理由を申し上げます。先ず第十條は公邸の貸與を受ける公務員を列記したのであります。同條第四号は「最高裁判所長官」となつておつたのであります。これを衆議院において「最高裁判所裁判官」と修正したのであります。が、元來公邸として椅子、テーブルその他必要な備品、又修繕に要する費用、電氣、ガス、水道等に至るまで盡く國庫によつて負担するゆえには、公機關がオフィスの延長として使用する必要があるからであります。即ち今日までの実例を見ましても、總理官邸は總理個人のみで使用されるものでなく、知事會議、閣議を初め、公的會合に利用されるのみならず、多くの望は官房の事務に利用されて來つたのであります。議長官舎も又各委員會の打合せ等に使用して來たところに國費を以て賄ふ理由があつたのであります。従いましてオフィスの延長としての公邸が必要とされるのは、當時活動する機關につきその代表者に一つづつ貸與すれば足りるのであります。故に最高裁判所だけに十四のオフィスを延長、即ち公邸を必要とする理由を發見し得ないのであります。又最高裁判所の裁判官に與えられたこととするならば、平等の原則から、これと同等の資格と俸給を與えられておられます人、事官、検査官、國家公安委員、公正取引委員長等の職官にも盡く與えなければならぬのであります。然る

得ない事由によると認める者についてはこの限りでない」とするものであります。この各号は原案通りでありますから省略いたします。

以上三つの修正点について簡単に理由を申し上げます。先ず第十條は公邸の貸與を受ける公務員を列記したのであります。同條第四号は「最高裁判所長官」となつておつたのであります。これを衆議院において「最高裁判所裁判官」と修正したのであります。が、元來公邸として椅子、テーブルその他必要な備品、又修繕に要する費用、電氣、ガス、水道等に至るまで盡く國庫によつて負担するゆえには、公機關がオフィスの延長として使用する必要があるからであります。即ち今日までの実例を見ましても、總理官邸は總理個人のみで使用されるものでなく、知事會議、閣議を初め、公的會合に利用されるのみならず、多くの望は官房の事務に利用されて來つたのであります。議長官舎も又各委員會の打合せ等に使用して來たところに國費を以て賄ふ理由があつたのであります。従いましてオフィスの延長としての公邸が必要とされるのは、當時活動する機關につきその代表者に一つづつ貸與すれば足りるのであります。故に最高裁判所だけに十四のオフィスを延長、即ち公邸を必要とする理由を發見し得ないのであります。又最高裁判所の裁判官に與えられたこととするならば、平等の原則から、これと同等の資格と俸給を與えられておられます人、事官、検査官、國家公安委員、公正取引委員長等の職官にも盡く與えなければならぬのであります。然る

得ない事由によると認める者についてはこの限りでない」とするものであります。この各号は原案通りでありますから省略いたします。

得ない事由によると認める者についてはこの限りでない」とするものであります。この各号は原案通りでありますから省略いたします。

という旧思想が拂拭できないからだと断定せざるを得ません。今日の国会図書館は單なる議員の読書室ではなく、立法府に対する協力の外に、各官廳の図書館を初め全國の國立図書館の整備をなすことによつて、文化國家建設の重大使命を担うものであります。以上の理由から第十條第七号を「國立國會図書館長」に改め、原案七号を八号とし、以下順次繰下げんとするものであります。

次に第十九條は國設備令明渡規定であります。政府原案では、居住者は同條の明渡條件の各号に該当した場合に六十日間明渡せなければならぬことになつておりましたものを、衆議院の修正で、一般下級公務員の入る有料宿舎は六ヶ月までは居住できることにいたしました。借家法と同等の取扱をするにいたしましたのでありますが、尙病氣事故等がありまして、否應なしに出されることになつております。實際問題としては病氣でも追いつくような無慈悲なことはできないのであります。すから、この原案では下級公務員に不安を與えるだけであります。そこで下級公務員が安心して働ける一方法として、前に述べましたように改正しまして、飽くまで六ヶ月以内に明渡す原則は堅持しつつ、但書において、病氣等の事故の場合においては親心を加えるよう改正する必要があろうと強調するものであります。

何とぞ御審議の上、満場の御賛成あらんことをお願いする次第であります。(拍手)

○副議長(松嶋著作) これより本案の議決をいたします。先ず田中利勝君

提出の修正案を問題に供します。本修正案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者少数〕

○副議長(松嶋著作) 少数と認めます。よつて本修正案は否決せられました。

○副議長(松嶋著作) 次に本案全部を問題に供します。本案全部に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長(松嶋著作) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○副議長(松嶋著作) 日程第十四、私的独占……、今は取消します。

〔議長しつかりやれ〕と呼ぶ者あり

〔川上嘉君発言の許可を求む〕

○副議長(松嶋著作) 川上嘉君。川上嘉君 本員はこの際、税制問題に対する緊急質問の動議を提出いたします。

○副議長(松嶋著作) 川上君の緊急質問の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(松嶋著作) 御異議ないと認めます。川上嘉君の発言を許します。

〔川上嘉君登壇、拍手〕

○川上嘉君 税制問題につきまして緊急質問を行うことにいたします。

て、税制改革については八月末までに勧告を行う旨発表いたしましたので、凡その輪廓は承知できたのであります。その時期についてお尋ねいたします。第二点は、勧告は成るほど八月に行われるのであります。税制改革の実施は早くても本年末或いは来年度に持越されるのではないかと各方面から案じられておりますので、二十四年度分の税収入を適正公平に徴収するために、当面の問題として、直ちに緊急な特別措置が講ぜられなくちゃならない。これに對して政府は具体的な用意があるかどうかをお伺いいたします。第三点は、税務職員の問題は不当であるが、如何なる根拠に基いてなされるものであるか、尙、税務職員の問題の根本原因はどこにあるかについてお尋ねしたいのであります。先ず第一点につきましては、二十四年度の予算の成立と同時に、当然税制改革が実施されなければならない筈でありながら、政府は取引高税の撤廃、所得税の軽減などの公約を初め、一切の税制改革はショーア博士の來訪を待つて善処するといふ態度をとつて來たのであります。而してすでにショーア博士の一行は來朝して、税制の觀察に着手しておるのであります。そこで、いつ頃税制改革が実施されるかという点につきまして、重視に當んでおる國民は非常に大きな関心を持つておるのであります。先程も申し上げました通り、昨十九日ショーア博士は八月頃までで税制改革の勧告を行う旨発表したのであります。政府がこれを直ちに実施することができるといふことが大きな問題であります。

第二点につきましては、税制改革の実施が只今申上げました通り早くても本年末か或いは来年度に持越されて、而も税制改革が実施されるまでの間、課税方針が従來通り繰返されるとしまして、微税強行、割当課税のごうたる非難は、恐らく前年度に倍加するであろうといふことを、ここに私は警告して置くわけでありませぬ。大蔵省でもしばしば発表しておりますように、前年度の三千百六十億圓にいたしまして、本年度の五千四百八十八億圓にいたしましたも、國民にとつて過重な負担ではあります。決してこれは殺人的なものではない筈でありませぬ。然るに事實はこれに反して、前年度分の徴税実績は現在予算額を約二百五十億圓程上廻つておるのであります。重税のために遂に廢業、更に轉業、失業する者が続出してあります。苦心の余り極度の神経衰弱に陥つて自殺した者も相當数に上つております。これは何が故であるか。つまり現在の税金が阿彌陀くじみたいに、當る人にだけ當る、而して課税が公平適正を欠いておるからであります。この原因は、機軸、税制、運用面等における欠陥によるのであることはしばしば繰返した通りであります。機軸の改革は御承知の通り六月一日より國稅廳が発足する予定になつております。併しこの國稅廳はむしろ恒久的な対策と見るべきでありませぬ。当面の問題を如何に処理するかという緊急措置にはならないのであります。又今回行われようとしております税制の改革も根本的で恒久的と見

るべきでありまして、当面の問題、今年度の税収入を如何にして公平適正に徴収するかということに對しては、別に緊急な特別措置が直ちに講ぜられなくてはならないのであります。第三点は、この数年、どの内閣も、どの大蔵大臣も、税務機軸の拡充強化を唱へて來ております。又實際に人員も不足しておるのであります。如何なる根拠に基いて行政整理を行うのであります。もとより腐敗職員を容赦なく排除するという政府の態度には異存はありませんが、不當なる行政整理には反對するものであります。行政整理をやる一方、他方においては、政府は有能な民間人を特別に任用するということをしばしば発表しております。もとより眞の意味における有能な人でありましたならば誠に結構であります。かかる有能な人は如何に現在いないのであります。又如何に有能な人でも、少くも二三年は訓練しなくては間に合はない。かような立場から、そいつた世間慣れした人を訓練するよりも、むしろ現在職場に奉職しておる若い連中を訓練した方が遙かに優秀であり、而も効果的であります。殊に不正行爲の面から見まして世間慣れをした人が非常に危険である。かような見地からしても今回の行政整理に對しては反對するものであります。尙ここに附加して置きたいことは、誠に遺憾であります。最近腐敗した税務職員が檢査されて日々の新聞を賑わしております。これはもとより職員素質の低下にもよりませぬが、納税者が悪税重税の苦痛を逃がれようとして、窮余の策として命懸けで

て税務職員を誘惑しようとしたのが、
「そも、事の始まりであります。『そ
うだ』と呼ぶ者あり）従いまして、如何
に懲罰を設けましても、その根本であ
る悪税重税と非難せられるものを根本
的に改革しない限り、税務職員が悪徳
行爲も、脱税の不正行爲も、抜本的に
これを断ち切ることは困難であると旨
わざるを得ないのであります。

以上簡単に所見を申述べましたが、
右質問の三点につきまして明確にして
責任ある御答弁をお願いいたしまし
て、私の質問を終ることにいたしま
す。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕
○國務大臣(池田勇人君) 御答申上
げます。今日の新聞に、ショープ博士は
税制改革案を八月末までに作成し、日
本政府に勧告するというのが載つてお
りました。私は直接に聞いておりませ
ん。八月末までに勧告案ができません
ば、できるだけ早い機会に実施いたし
ます。これはよく新聞にも出ており
ます。九月末に臨時國會が開か
れば、そのときには改正案を提案い
たしまして、そうして今年度より実施
するよう努力いたします。(政府は自
主的に出さないのか)と呼ぶ者あり)

第二の、昭和二十四年度の歳入は確
保できるか、確保するためにどうい
うふうな措置を講ずるつもりか、この御
質問に対しては、二十四年度の五
千億円の租税収入は確保できます。
この又確保の方法につきましては、御
承知の通り日本の税制におきましては
税の収入が大抵下半年に片寄るのであ
ります。従いまして、これを調整する
意味からも、又収入を確保する意味か

らも、申告につきまして、税務署がこ
れを懲罰し、指導し、できるだけ早い
機会に相当の税収入の上るような方法
を講じて行きたいと考えております。
次に税務職員の整理は不当ではない
かという御質問であります。一般行
政官廳は三割の整理をいたしますが、
税務の特殊性に鑑みまして、これを大
体二割にいたしましたのでございます。只
今のところ定員は税務職員七万五千人
ございまして、四月一日現在六万四千
人になつております。整理と申しまし
ても、六万四千人のところの四千人が
整理される予定であります。従いまし
て、これに入つて来る者は最近急激に
増加いたしました。職員につきましては
は、その素質なり素行につきましては如
何わしい者もあるやに認められますの
で、そういう者を先ず整理する考えで
おるのであります。最近の税務官吏の
不正事件につきましては、その原因を調
べて見ますと、御承知の通り終戦後
の税務職員の膨脹は著しいものがある
のであります。昨年中におきましても
大抵一万人以上の増加を見ておるので
あります。急激に誰でも彼でも採用し
た結果が今日の税務官吏の腐敗を導い
た主な原因と考えております。今後税
務職員の採用につきましては十分調査
をいたしまして、素質の向上を図つて
行き、不正事件の起らないよう努め
て行きたいと考えております。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程
第十四を後に廻し、日程第十五、社会
教育法案(内閣提出)を議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと
認めます。先ず委員長の報告を求めま
す。文部委員会理事松野喜内君。
〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

社会教育法案
右
國會に提出する。
昭和二十四年四月三十日
内閣総理大臣 吉田 茂

社会教育法案
目次
第一章 総則(第一條―第九條)
第二章 社会教育関係団体(第十
條―第十四條)
第三章 社会教育委員(第十五
條―第十九條)
第四章 公民館(第二十條―第四
十三條)
第五章 学校施設の利用(第四十
四條―第四十九條)
第六章 通信教育(第五十條―第
五十八條)
附則
第一章 総則
(この法律の目的)

第一條 この法律は、教育基本法
(昭和二十二年法律第二十五号)の
精神に則り、社会教育に関する國
及び地方公共団体の任務を明らか
にすることを目的とする。
(社会教育の定義)

第二條 この法律で「社会教育」と
は、学校教育法(昭和二十二年法
律第二十六号)に基き、学校の教
育課程として行われる教育活動を

除き、主として青少年及び成人に
対して行われる組織的な教育活動
(体育及びレクリエーションの活
動を含む。)をいう。
(國及び地方公共団体の任務)
第三條 國及び地方公共団体は、こ
の法律及び他の法令の定めるところ
により、社会教育の奨励に必要
な施設の設置及び運営、集会の開
催、資料の複製、頒布その他の方
法により、すべての國民があらゆる
機会、あらゆる場所を利用して、
自ら實際生活に即する文化的教養
を高め得るような環境を醸成する
ように努めなければならない。
(國の地方公共団体に対する援助)
第四條 前條の任務を達成するため
に必要があると認めるときは、國
は、この法律及び他の法令の定め
るところにより、地方公共団体に
対し、予算の範囲内において、財
政的援助並びに物資の提供及びそ
のあつてを行つことができる。
(市町村の教育委員会の事務)
第五條 市(特別区を含む。以下同
じ。)町村の教育委員会は、社会
教育に関し、当該地方の必要に應
じ、予算の範囲内において、左の
事務を行う。
一 社会教育に必要な指導及び助
言を行うこと。
二 社会教育委員の委嘱に関する
こと。
三 公民館の設置及び管理に關す
ること。
四 所管に属する図書館、博物館
その他社会教育に関する施設の
設置及び管理に關すること。

五 所管に属する学校の行つた社会
教育のための講座の開設及びそ
の奨励に關すること。
六 講座の開設及び討論会、講習
会、講演会、展示会その他の集
会の開催並びにこれらの奨励に
關すること。
七 職業教育及び産業に關する科
学技術指導のための集会の開催
及びその奨励に關すること。
八 生活の科学化の指導のための
集会の開催及びその奨励に關す
ること。
九 運動会、競技会その他体育指
導のための集会の開催及びその
奨励に關すること。
十 音楽、演劇、美術その他藝術
の発表会等の開催及びその奨励
に關すること。
十一 一般公衆に対する社会教育
資料の刊行配布に關すること。
十二 視覚聴覚教育、体育及びレ
クリエーションに必要な設備、
器材及び資料の提供に關するこ
と。
十三 情報の交換及び調査研究に
關すること。
十四 その他第三條の任務を達成
するために必要な事務。
(都道府縣の教育委員会の事務)
第六條 都道府縣の教育委員会は、
社会教育に関し、当該地方の必要
に應じ、予算の範囲内において、
前條各号の事務(第三号の事務を
除く。)を行う外、左の事務を行
う。
一 法人の設置する公民館の設置
及び廃止の認可に關すること。

第七條 都道府縣の教育委員会は、
社会教育に関し、当該地方の必要
に應じ、予算の範囲内において、
前條各号の事務(第三号の事務を
除く。)を行う外、左の事務を行
う。
一 法人の設置する公民館の設置
及び廃止の認可に關すること。

第八條 市町村の教育委員会は、
社会教育に関し、当該地方の必要
に應じ、予算の範囲内において、
前條各号の事務(第三号の事務を
除く。)を行う外、左の事務を行
う。
一 法人の設置する公民館の設置
及び廃止の認可に關すること。

第九條 市町村の教育委員会は、
社会教育に関し、当該地方の必要
に應じ、予算の範囲内において、
前條各号の事務(第三号の事務を
除く。)を行う外、左の事務を行
う。
一 法人の設置する公民館の設置
及び廃止の認可に關すること。

第十條 市町村の教育委員会は、
社会教育に関し、当該地方の必要
に應じ、予算の範囲内において、
前條各号の事務(第三号の事務を
除く。)を行う外、左の事務を行
う。
一 法人の設置する公民館の設置
及び廃止の認可に關すること。

第十一條 市町村の教育委員会は、
社会教育に関し、当該地方の必要
に應じ、予算の範囲内において、
前條各号の事務(第三号の事務を
除く。)を行う外、左の事務を行
う。
一 法人の設置する公民館の設置
及び廃止の認可に關すること。

第十二條 市町村の教育委員会は、
社会教育に関し、当該地方の必要
に應じ、予算の範囲内において、
前條各号の事務(第三号の事務を
除く。)を行う外、左の事務を行
う。
一 法人の設置する公民館の設置
及び廃止の認可に關すること。

第十三條 市町村の教育委員会は、
社会教育に関し、当該地方の必要
に應じ、予算の範囲内において、
前條各号の事務(第三号の事務を
除く。)を行う外、左の事務を行
う。
一 法人の設置する公民館の設置
及び廃止の認可に關すること。

二 社会教育を指導する者の養成

及び研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関する事。

三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつ旋に関する事。

四 市町村の教育委員会との連絡に関する事。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項。

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第七條 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な報告、傳で視覚聴覚教育の手段を利用し、その他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

第八條 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政機関に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第九條 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

第十條 図書館及び博物館に必要事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十條 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいふ。

(文部大臣及び教育委員会との関係)

第十一條 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに應じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を與えることができる。

(國及び地方公共団体との関係)

第十二條 國及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加へてはならない。

第十三條 國及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、補助金を與へてはならない。

(報告)

第十四條 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の複製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第十五條 都道府縣及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

第十六條 社会教育委員は、教育委員会が教育長の推薦により、社会教育関係団体の代表者及び学識経験者のうちから委嘱する。

(社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係)

第十六條 公民館を設置する市町村にあつては、社会教育委員は、第二十九條に規定する公民館運営審議会の委員をもつて充てることができる。

(社会教育委員の職務)

第十七條 社会教育委員は、社会教育に関し教育長に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育方針を立案し、提出すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に應じ、これに對して、意見を述べること。

三 前二の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(社会教育委員の定数等)

第十八條 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、條例で定める。

第十九條 都道府縣又は市町村が前項の條例を制定するには、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一條から第六十三條までの例による。

(社会教育委員の実費弁償)

第二十條 地方公共団体は、社会教育委員がその職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

(目的)

第二十條 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄與することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一條 公民館は、市町村が設置する。

(公民館の事業)

第二十二條 公民館は、第二十條の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁止されたものは、この限りでない。

一 定期講座を開講すること。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三 図書、記録、模型、資料等を備へ、その利用を図ること。

四 体育、レクリエーション等に関する集會を開催すること。

五 各種の団体、機關等の連絡を図ること。

六 その施設を住民の集會その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三條 公民館は、次の行爲を行つてはならない。

一 もつぱら營利を目的として事業を行い、特定の營利事業に公民館の名稱を利用させその他營利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に關し、特定の候補者を支持すること。

三 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教團を支持してはならない。

(公民館の設置)

第二十四條 市町村が公民館を設置しようとするときは、條例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五條 市町村が公民館を設置し、又は廢止したときは、その旨を都道府縣の教育委員会に報告しなければならない。

(法人公民館の認可)

第二十六條 法人の設置する公民館の設置及び廢止並びに設置者の変更は、都道府縣の教育委員会の認可を受けなければならない。

第二十七條 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

第二十八條 館長は、公民館の行つ各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所屬職員を監督する。

第二十八條 市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の規定による館長の任命に關しては、市町村の教育委員会は、あらかじめ、第二十九條に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。

(公民館運営審議会)
第二十九條 公民館に公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に應じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十條 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、市町村の教育委員会が委嘱する。

一 当該市町村の区域内に設置された各学校の長

二 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等に関する団体又は機関で第二十條の目的達成に協力するものを代表する者

三 学識経験者

2 前項第二号に掲げる委員の委員は、それぞれの団体又は機関において互選その他の方法により推薦された者について行ふものとする。

3 第一項第三号に掲げる委員には、市町村の長若しくはその補助機関たる職員又は市町村議会の職員を委嘱することができる。

4 第一項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の條例で定める。

5 前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

第三十一條 法人の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、その役員をもつて充てるものとする。

第三十二條 第十九條の規定は、市町村の設置する公民館の公民館運営審議会の委員に準用する。

(特別基本財産)
第三十三條 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別の基本財産又は積立金を設けることができる。

(特別会計)
第三十四條 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

2 前項の規定による特別会計の設置に關する議案については、第十八條第二項の規定を準用する。

第三十五條 國庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要な援助をすることができ、

第三十六條 前條の規定により國庫が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置する市町村の左の各号の経費の前年度における精算額を基準として行ふものとする。

一 公民館の職員に要する経費

二 公民館における基本的事業に要する経費

三 公民館に備へ付ける圖書その他の教育設備に要する経費

2 前項各号の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條 都道府縣が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八條 國庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を國庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廢止し、又は第二十條に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の條件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(公民館の指導)
第三十九條 文部大臣及び都道府縣の教育委員会は、公民館の運営その他に關し、その求めに應じて、必要な指導及び助言を與えることができる。

(公民館の事業又は行爲の停止)
第四十條 公民館が第二十三條の規定に違反する行爲を行つたときは、都道府縣の教育委員会は、その事業又は行爲の停止を命ずることができ、

(法人公民館の認可の取消)
第四十一條 法人の設置する公民館が左の各号の一に該当する場合には、都道府縣の教育委員会は、その認可を取り消すことができる。

一 この法律に故意に違反したとき。

二 第二十六條第二項に規定する都道府縣の教育委員会規則に違反したとき。

三 公民館の事業の廢止その他の理由により、第二十條に掲げる目的を達成することができなくなつたとき。

(罰則)
第四十二條 第四十條の規定による公民館の事業又は行爲の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)
第四十三條 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に關しては、第三十九條の規定を準用する。

第五章 学校施設の利用
(適用範囲)
第四十四條 社会教育のために、國立又は公立の学校(この章中以下「学校」といふ)の施設の利用に

關しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)
第四十五條 学校の管理機關は、学校教育上支障がないと認め、限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機關」とは、國立学校にあつては文部大臣、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいふ。

(学校施設利用の許可)
第四十六條 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機關の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機關が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十七條 國又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前條の規定にかかわらず、当該学校の管理機關と協議するものとする。

第四十八條 第四十六條の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機關は、同條第一項の許可に關する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に關し必要な事項は、学校の管理機關が定める。

尙本委員会といたしましては、社会教育に關係の最も深い数名の証人を喚問いたしました。その意見を聴取した次第であります。これらに關する詳細は何とぞ記録において御了承を願いたいと存じます。かくて質疑を終えまして討論に入りました。先ず若木委員から、一、地方公共團體に對する國の援助を義務付けることによつて、その財政的の負担の軽減を図ると共に、社会教育の振興を図ること。二、社会教育に關する社会教育委員の活動並びにその選任などは、教育基本法の本旨に従ひ、民主的でないならばならぬこと。三、社会教育關係團體への干渉を排除することと共に、更に進んで援助の途を講ずること。これらの三点を主なる眼目として、第四條、第五條、第六條、第十一條、第十五條、第十七條、第二十五條、第三十五條などをそれぞれその趣旨に合致するよう修正すると共に、第四十一條を削除するとの修正案が述べられましたのであります。本修正案につきまして討論の結果、多数を以てこれを可決されました次第であります。次に修正案以外の法案につきまして討論に入りましたところ、岩間委員より、財政的の裏付けのない本法案の成立は、本法案所期の成果を収めることができぬのみならず、地方財政に過重なる負担と混乱を招來いたし、延いては六・三制などの先決的教育事業の完遂に支障を來すものであるという趣旨の下に反對の発言がありました。したが、梅津委員その他の方々からは、財政的の裏付け等の希望を附して本法案に賛成の発言がありました。かくて表決の結果は、多数を以て本法案を可決することになりました次第です。よつて本法案は別紙お手許に配付された修正案通り本委員会において可決することに決した次第であります。以上を以て御報告いたします。(拍手)

○副議長(松嶋重作君) 本案に對し討論の通告がございませぬ。兼岩傳一君。(兼岩傳一君登壇、拍手)
○兼岩傳一君 只今上程されております社会教育法案は、別に本國會に上程されております國立学校設置法案と共に、日本の学校教育、社会教育の両面を、單に法律の上では、即ち法律的な構成としては完成させるものであります。併し第一に予算の裏付けがないのであります。二十四年度社会教育關係の予算は僅かに一億二千四百四十四千円でありませぬ。たつた一億二千四百四十四千円の子算で全國四十六の都道府縣にございませぬ。一市町村の社会教育費を賚りといはしますとどうなるか。一市町村一ヶ年当り平均たつた一萬一千余円でありませぬ。これだけの予算でこの法案を執行するところなるか。地方財政委員会及び文部省は地方民に負担をかけるないといふことを約束いたしておりますが、併し從來の經驗に徴しまして、都道府縣、市町村の間に、社会教育の活動或いは施設の面で競争が起つて來るといふことは必然であります。従つて強制寄附の問題が起つて來るといふことも必然であります。(「そらだ」と呼ぶ者あり)而も文部省では優良公民館表彰費として二十二萬三千円を計上しておりますが、これは競争に油を注ぐものでありまして、これは大衆的な負担を加重することは火を見るより明らかなのであります。

第三の欠陥は、本法によりまして、社会教育委員、それから公民館長、それから公民館運営審議會、通信教育審議會、いずれもそれらの委員に對して天下りの方針をとつておりました。民主的な公選制といふ方針をとつていないといふ点であります。従つてこの法律によつて、學識經驗といつたような名前で地方廳におられる社会教育主事といつたような人たちがこの地位に就く可能性が非常に大きいのであります。従いまして、これらの人の面を通じまして官僚的な文部省の指導権が確立するであろうといふ点であります。而も社会教育の内容が極めて抽象的でありまして、それだけに以上の道を通じまして反動的な政府の一方的な宣傳のために利用されるという危険が非常に大きいのであります。本案に對しましては参議院の委員各位の努力によりまして修正が加えられております。それは進歩的なものであります。併し以上申述べました二つの点につきましては修正されていないのであります。従いまして日本共産黨としては本法案に反對するものであります。(拍手)

○副議長(松嶋重作君) これにて討論通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は修正議決報告をいたします。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請ひます。(起立者多数)
○副議長(松嶋重作君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました(拍手)
これにて午後一時半まで休憩いたします。

午後二時十七分開議
○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。
この際お諮りいたします。千葉信君より通信委員を、水橋藤作君より労働委員をそれ／＼辞任したい旨の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として通信委員に水橋藤作君を、労働委員に千葉信君をそれ／＼任命いたします。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案
右成規により發議する。
昭和二十四年五月十九日
發議者
堀井 伊介 塚本 重藏
今泉 政喜 谷口彌三郎
中平常太郎 山下 義信
草葉 隆園 黒川 武雄
中川 壽彦 紅露 みつ
竹中 七郎 井上なつゑ
岡元 義人 小杉 イモ
穂積眞六郎
参議院議長松平恒雄殿
消費生活協同組合法の一部を改正する法律
消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律との關係)
第五條 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四條各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第十條第一項中第五号及び第六号をそれぞれ第八号及び第九号とし、第四号の次に左の三号を加える。
五 組合員の貯金を受け入れる事業
六 組合員の生活に必要な資金を貸し付ける事業
七 組合員に住宅を供給する事業
同條第二項中「通合会」を「消費

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。本案は發議者堀井伊介君外四名より委員会審査省略の要求書が提出されております。發議者要求の通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。本案は發議者堀井伊介君外四名より委員会審査省略の要求書が提出されております。發議者要求の通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に對し趣旨説明の發言を許します。堀井伊介君。

決せられました(拍手)
これにて午後一時半まで休憩いたします。

生活協同組合連合会（以下連合会という。）に改める。

同條第三項を次のように改める。

3 第一項第五号及び第六号の事業をあわせ行い連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業のその他の事業を行つてることができる。

4 前項の連合会は、会員のために手形を割引引き、定款で定める金融機關に對して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機關の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

第十五條の見出し「（加入の自由）」を「（加入）」に改め、同條の次に左の一條を加える。

第十五條の二 組合は、特別の事由がある者については、定款の定めるところにより六箇月の期間を限り、組合員として加入させることができる。

2 前項の組合員は、出資の拂込をするまでの間、議決権及び選挙権を有せず、また、剰余金の割戻を受けない。

第十六條第三項中「四分の一」を「二十分の一」に改める。

第四十三條第一項中第七号を第十号とし、以下順次三号ずつくり下げ、第六号の次に左の三号を加える。

七 一會員又は一組合員に貸し付ける金額の最高限度

八 貸付金の利率の最高限度

九 連合会が一會員のためにする手形割引の金額及び債務保証の金額の最高限度

第五十一條第四項中「第五号」を

「第八号」に改める。
第八條の次に左の一條を加える。

（農林中央金庫との關係）
第八條の二 農林中央金庫の出資者であつた産業組合が第四百條の規定により消費生活協同組合となつた場合には、当該消費生活協同組合は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十六号）第五條第一項の規定にかかわらず、当分の間、金庫の出資者であることができる。

第一次改正法律附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

（出資口数に関する経過規定）
第二條 この法律施行の際、現に、改正後の第十六條第三項に規定する限度を超える出資口数を有する組合員は、同項の規定にかかわらず、この法律施行後最初に到来する事業年度の終までは、なお引き続き従前の出資口数を有することができる。

2 前項に規定する組合員は、組合の承認を得て、その限度を超える出資口数を当該組合の他の組合員に譲り渡すことができる。但し、譲り受けた組合員の有する出資口数が改正後の第十六條第三項に規定する限度を超えることはできない。

3 第一項に規定する事業年度の終において、なお改正後の第十六條第三項に規定する限度を超える出資口数を有する組合員は、その時

において、同項に規定する限度までその出資口数を減少したものとみなす。この場合には消費生活協同組合法第二十一條から第二十三條までの規定を準用する。

（堀井伊介君登壇、拍手）
○堀井伊介君 只今上程されました消費生活協同組合法の一部を改正する法律案の説明をさして頂きます。

各種の協同組合が國民協同生活の基本形態であることは御承知の通りであります。然るに生活協同組合法が施行されました以来、この組合の發展過程は甚だ遅々としておるのでござい

ます。それは主として金融面においての關係があることとはひとしく誰もが認めるところで、又その点につきましても國民側から強き要望が常に起つておるのでござい

ます。従いましてこの改正案の趣旨としますところは、農業協同組合法の線に沿ひまして、その線以上には出ない、この範圍におきまして改正を試みたのでござい

ます。その内容を少し申上げますと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触しないように、それから事業面におきましては、組合員の貯金を受入れる事業、組合員の生活に必要な資金を貸付ける事業、組合員に住宅を供給する事業、これを新たに追加いたしましたのでござい

ます。尚、連合会といったものでは全國組織を認めることにしてあります。併し信用事業につきましては、これに附帯する事業の外、他の事業を兼營することはできない規定を設けております。尚、曾ての産業組合に予約加入の例がありました

が、ほこれに倣ひまして六ヶ月間の期間を限りまして組合員となることのできる事項を差加えました。前申しましたように、信用事業ができることになりま

すと、従来のように出資額を一組合員が総出資額の四分の一までを持つという

ことに考慮しなければならぬ点がござい

ます。即ち金融關係からいたしまして、或る力を特別に持つと言つたような姿になつては困るのであります

から、その点を緩和いたしますために、従来の四分の一を二十分の一に改めたのでござい

ます。尚、従来の規定にありませんところの一會員又は一組合員に貸付ける金額の最高限度、連合会が一會員のためにする手形割引の金額、及び債務保証の金額の最高限度、こういふものを總會において決議しなければならぬという事項を加えたのでござい

ます。次に、農林中央金庫の出資者でありました産業組合が、漸次この組合に切替えられま

す。その組合は農林中央金庫の出資者として今当分の間はその權利、義務を續けて行くようにいたしましたのでござい

ます。尚、附則といたしましては、さつき申しました出資額の限度を切下げました關係上、従来の出資を適當に調整するために譲渡の方法、乃至は一部拂戻の方法といったような経過規定を添えたのでござい

ます。その意味でござい

ます。何とぞこの法案が通過いたしますように切に御賛成をお願い申し上げます。尚、先程申されましたように、委員会におきましては審査省略をいたしまして本會議に附せられた次第でござい

ます。何とぞよろしく御賛同の程をお願いいたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

（議員起立）
○議長（松平恒雄君） 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（松平恒雄君） この際、日程に追加して青少年不良化防止に関する決議案、（堀井伊介君外十四名發議）、（委員会審査省略要求事件）を議題とすることに御異議ござい

ませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に対し趣旨説明の發言を許します。堀井伊介君。

青少年の不良化防止に関する決議案
右の議案を國會議法第五十六條によつて發議する。

昭和二十四年五月十九日

發議者
堀井 伊介 塚本 重藏
今泉 政喜 谷口彌三郎
中平常太郎 山下 義信
草葉 隆園 黒川 武雄
中山 壽彦 紅露 みつ

六三三

竹中 七郎 井上なつゑ
岡元 義人 小杉 イキ
櫻積儀六郎
参議院議長長松平恒雄殿

青少年の不良化防止に関する決議

戦後國情の混乱は、幾多深刻なる社会問題を引き起しているが、國家將來の活力たるべき青少年が、或は親を失い、家庭を離れ、巷に放浪して遂に罪を犯すに至るものが近次著しくその数を増加していることは誠に憂慮に堪えない。

よつて、政府は自由を名目とする放任主義政策を是正し、三千五百万に余る児童及び青少年の社会福祉に關する積極的方針を確立し、その心身を健全に保護育成して前途に光明を與え、不良化を防止して國家社会の明朗なる將來を建設するため、左記各項につき適切な施策を断行して、その結果を次期國會において本院に報告すべきである。

- 一、青少年及び児童の社会的実態を示すべき調査を公表し、これに對する福祉施策を確立すること。
- 二、児童福祉法、少年法、労働基準法、職業安定法、学校教育法、社会教育法等各種関係法制施行に當つては適切な調整を図り、主管行政の独自の弊害を排し、青少年の指導に万全を期すること。
- 三、青少年の適性指導並びに適性職能補導施策を充実促進すること。
- 四、青少年及び児童の心身の健全なる発達を阻害する社会環境の是正に努むると共に、刊行物、藝能作品及び演出、遊技、娯樂及び各種廣

告物等に関する文化財の質的向上を図ること。

五、青少年及び児童に對する厚生施設の整備普及を図ること。

六、青少年及び児童の自治的共勵運動を促進してその発達を期すること。

七、青少年不良化の誘因たる道義荒蕪の根元を究明して、民主的平和日本確立のための國民運動を展開し社会風教の刷新を図ること。右決議する。

〔堀井伊介君登壇、拍手〕

○堀井伊介君 只今上程されました青少年の不良化防止に関する決議案につきまして御説明を申し上げます。先ず決議案の本文を朗読いたします。

戦後國情の混乱は幾多深刻なる社会問題を引き起しているが、國家將來の活力たるべき青少年が或いは親を失い、家庭を離れ、巷に放浪して遂に罪を犯すに至るものが近時著しくその数を増加していることは、誠に憂慮に堪えない。よつて政府は自由を名目とする放任主義政策を是正し、三千五百万に余る児童及び青少年の社会福祉に關する積極的方針を確立し、その心身を健全に保護育成して、前途に光明を與え、不良化を防止して、國家社会の明朗なる將來を建設するため、左記各項につき適切な施策を断行して、その結果を次期國會において本院に報告すべきである。

- 一、青少年及び児童の社会的実態を示すべき調査を公表し、これに對する福祉施策を確立すること。
- 二、児童福祉法、少年法、労働基準法、職業安定法、学校教育法、社会教育法等各種関係法制施行に當つては、適切な調整を図り、主管行政の独自の弊害を排し、青少年の指導に万全を期すること。
- 三、青少年の適性指導並びに適性職能補導施策を充実促進すること。
- 四、青少年及び児童の心身の健全なる発達を阻害する社会環境の是正に努むると共に、刊行物、藝能作品及び演出、遊技、娯樂及び各種廣告物等に関する文化財の質的向上を図ること。
- 五、青少年及び児童に對する厚生施設の整備普及を図ること。
- 六、青少年及び児童の自治的共勵運動を促進してその発達を期すること。
- 七、青少年不良化の誘因たる道義荒蕪の根元を究明して、民主的平和日本確立のための國民運動を展開し、社会風教の刷新を図ること。右決議する。

對して一人の犯罪者、更に時間的に見ますると二分間に一人の犯罪者を出すという状況にあるのでございます。これは犯罪者のみの統計でございまして、これを若し我々の言う犯罪に陥る虞のある者、或いは不良化の性格を持つておるといつたような者を凡そこれの二十倍と見ますならば、(簡單)と呼ぶ者あり、更に恐るべき数に上るのでございます。この原因はどこにあるか。多く申すまでもなく子供その人の罪ではございませぬ。殊に戦後におきまして、この混乱せる社会情勢において、扶養者を失い、適當な保護者を持たないところの戦災孤兒或いは遺兒が、淋しさに、苦しさに悩み抜いて、自分たちはどうして生きればいいのか。どこへ行けばいいのか。その結果は、或る者は闇屋の手先になつて道具に使われて塵埃に沈んで行く者も酒々としてその数が殖えて参りました。希望もない。光明もない。遂には思想に混乱を生じまして、絶望の果ては、反抗心、復讐心さえも起すようになった者が多いと断言できないのでございます。曾て家の子として考えられておりましたのが、今は國の子であり、社会の子であり、世界の子である。我が日本が將來平和の文化的國家として立派に國際的にその地位を保つて行くためには、現在のこの青少年が中心とならなければならぬ。これが今のままで放置されてよろしいでしょうか。又それらの多数の子供の中に、適當にこれを処理して行つたならば誠に立派な人物ができるのでございます。或いはその中に將來の大政治家なしと誰が断言し得るか。立派な学者、或いは学校の先生、

或いは科学者、或いは文化人、そういう立派な素質を持つておる者があの多数の青少年中にいるというのを考えましたときに、我々ばそのまま放任して置くことはできないのであります。即ちこれは社会の罪であり、又政治の大なる責任であると痛感せざるを得ないのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手) 私は左記各項と申しました事項につきまして一々詳しいことは、もはや申上げません。けれども、ただ從來のような各官廳行政部門がそれぞれにばらばらに分れておりましたは立派な仕事はできない。何とかして各關係各省が相提携連絡いたしまして、この青少年の善導に對して死力を注がなければ、我々が念願しておりましたところの明るい國家の建設は至難であります。この間、新聞記事を見ますると、放火をして、付け火をして、集團して脱走した少年院におりました子供たち……。その事件が起りますと、その院長はさういふことを申されたら新聞は報道しております。設備がない、悪い、どうにもしようがない、人も足らない、だから、これからは施設が完備するまでは、悪質な少年を送つて貰わないように法務廳に申上ると言つておるのであります。一方から言へば無理もない。これら職員は、何故施設を十分にして呉れないかとも言えますけれども、然らば悪質な者を送つて呉れるなど言うが、その悪質な少年は誰が保護するか。誰がそれを守つていくか。たとえ不備な設備でありましたも、職員が足りないでも、命がけを以てそれらの子供を抱きかかえて行かなければならぬのがその人の天

す。(ノール)と呼吸あり、拍手)
○議長(松平恒雄君) 暫時休憩いたします。

午後二時四十九分休憩
午後四時五十五分開議
○議長(松平恒雄君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。(拍手)
草葉隆園君外一名より提出にかかる議員星野芳樹君に対する懲罰の動議を問題に供します。懲罰の動議は討論を用いず採決をいたすことになつておきます。これより本動議の採決をいたします。本動議の表決は記名投票を以て行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

○議長(松平恒雄君) 投票の結果を報告いたします。投票総数九十八票、白色票即ち本動議を可とするもの九十二票、(拍手)青色票即ち本動議を否とするもの六票、よつて本動議は可決せられました。

議長は星野芳樹君を懲罰委員会に付託いたします。(拍手)
〔参照〕
賛成者(白色票)氏名 九十二名

阿竹賢次郎君 宇都宮 登君 江熊 哲翁君 加賀 操君 河井 彌八君 小宮山常吉君 新谷寅三郎君 竹下 豊次君 田中耕太郎君 波多野林一君 藤井 丙午君 町村 敬貴君 山崎 恒君 赤澤 與仁君 岡元 義人君 九鬼敏十郎君 島津 忠彦君 下條 康賢君 大野木秀次郎君 小林 英三君 玉屋 喜章君 徳川 頼貞君 田口政五郎君 團 伊能君 西出 天香君 藤井 新一君 川村 松助君 池田宇右衛門君 荒井 八郎君 黒田 英雄君 草葉 隆園君 柴田 政次君 松野 喜内君 紅露 みつ君 深水 六郎君 城 義臣君 仲子 隆君 重宗 雄三君

岩本 月洲君 梅原 眞隆君 小野 哲君 柏木 康治君 小杉 イ子君 西郷吉之助君 鈴木 直人君 高橋龍太郎君 中川 以良君 早川 慎一君 堀越 儀郎君 矢野 西雄君 赤木 正雄君 岡本 愛祐君 木下 辰雄君 山田 佐一君 島村 軍次君 宿谷 榮一君 遠山 丙市君 玉置吉之丞君 松嶋 喜作君 一松 政二君 岡田喜久治君 結城 安次君 渡邊 甚吉君 西川 昌夫君 浅岡 信夫君 堀 末治君 西川 甚五郎君 寺尾 豊君 石坂 豊一君 小杉 繁安君 黒川 武雄君 大隅 憲二君 平岡 市三君 藤森 眞治君 中川 幸平君 西山 亀七君

伊東 隆治君 滝野 清雄君 左藤 義詮君 小串 清一君 尾形六郎兵衛君 木村三四郎君 木内 四郎君 櫻内 辰郎君 油井賢太郎君 星 一君 小畑 哲夫君 入交 太蔵君 大隈 信幸君 門屋 盛一君 平野善治郎君 池田七郎兵衛君 板野 勝次君 細川 嘉六君 中野 重治君 原 虎一君 中村 正雄君 佐々木良作君

反對者(青色票)氏名 六名
○議長(松平恒雄君) 日程第十四、私人的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長(佐々木良作君)の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
私人的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿
(小字及び一は衆議院修正)
私人的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私人的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。
この法律において競争とは、二以上の事業者がその國內における通常の事業活動の範圍内において、且つ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく左の各号の一に掲げる行為をし、又はすることができるといふ。但し、第四章における競争には、第二号に規定する行為をし、又はすることができるといふ。又、又はすることができるといふ状態は含まれないものとする。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること
第六條及び第七條を次のように改める。

第六條 事業者は、外國の事業者と第四條第一項各号の一に掲げる事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし、又は國內の事業者と貿易について同條同項各号の一に掲げる事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならない。

前項の規定は、國際取引又は國內取引の一定の分野における競争が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

事業者は、外國の事業者と國際的協定若しくは國際的契約(前項の規定に該当する協定若しくは契約を含む)をし、又は國內の事業者と貿易についての協定若しくは契約(前項の規定に該当する協定若しくは契約を含む)をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約の要(口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書)を添附して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

前項の規定は、一回限りの取引(目的物の授受の期間が一年を超えるものを除く)に関する協定又は契約及び取引上の代理権を與えることのみを内容とする協定又は契約(相手方の事業活動を拘束する条件を含むものを除く)には、これを適用しない。

第七條 第三條、第四條第一項、第五條又は前條第一項若しくは第三項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、届出を命じ、又は当該行為の禁止、營業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第九條から第十六條までを次のように改める。

第九條 持株会社は、これを設立してはならない。
会社(外國会社を含む)は、國

内に於いて持株会社となつてはならない。

前二項において持株会社とは、國內の他の会社の株式（社員の特分を含む。以下同じ。）を所有することによりその会社の事業活動を支配することを目的として、株式を所有することを主たる事業とする会社をいう。

前項の持株会社でない会社であつて、國內の他の会社の株式を所有することを主たる事業とするもの（外國会社を含む。）が、その会社の株式を所有することによりその会社の事業活動に著しい影響を與へた場合においては、第二項の適用については、これを持株会社とみなす。

第十條 会社（外國会社を含む。）は、直接たると間接たるとを問はず、國內の一又は二以上の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を實質的に減殺することとなる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合には、当該株式又は社債を取得し、又は所有してはならず、又、不正な競争方法により、國內の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

金融業（銀行業、信託業、保険業、無盡業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む会社（外國会社を含む。）は、自己と國內において競争関係にある國內の他の会社の株式又は社債を取得

し、又は所有してはならない。

前項の規定の適用については、金融業以外の事業を営む会社（外國会社を含む。以下本項において親会社という。）とその子会社との間には競争関係があるものと解してはならない。（第十二條及び第十四條第二項若しくは第三項の規定の適用についても同じ。）この場合において子会社とは、左の各号のすべてに該当する國內の会社をいう。

一 事業活動に必要な原材料、半製品、部分品、副産物、廢物等の物資その他の経済上の利益（資金を除く。）の供給を受け、又は事業活動に必要な特許發明若しくは実用新案を利用することに関し、親会社と当該事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係にあることにより当該親会社に從属している会社

二 親会社により株式の相当部分が所有されており、又は所有されることとなる会社

三 親会社により株式を取得される際又はその直前において、当該親会社と國內において競争していない会社

金融業以外の事業を営む國內の会社であつて、その総資産最終の貸借対照表により、且つ、未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に対する請求権を除いたものとする。以下同じ。）が五百万円を超えるもの又は金融業以外の事業を営む外國会社は、國內の他の会社の株式又は社債を所有する場合

（株式又は社債の有價証券信託において、自己を受託者とする場合を含む。但し、株式については、自己が議決権を行使する場合に限る。）には、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎年四月一日現在及び十月一日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に関する報告書をそれぞれ三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

第十一條 金融業を営む会社（外國会社を含む。○は、自己と國內において競争関係にある同種の金融業を営む國內の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。）

金融業を営む会社（外國会社を含む。）は、國內の他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。

前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

一 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合

二 証券業以外の金融業を営む会社が賣出のための引受によつて株式を取得し、又は所有する場合

三 委託者を受託者とする有價証券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

第二項の規定は、金融業を営む会社が担保権の行使又は代物弁済により、國內の他の会社の株式を取得する場合に、これを適用しない。

第三項第一号若しくは第二号又は前項の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを條件としなければならない。

第十二條 削除

第十三條 会社（外國会社を含む。）の役員又は従業員（繼續して会社の業務に従事する者であつて役員以外の者をいう。）は、その会社と國內において競争関係にある國內の他の会社の役員を兼ねてはならない。

第十四條 会社（外國会社を含む。）以外の者は、直接たると間接たるとを問はず、國內の一又は二以上の会社の株式又は社債を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を實質的に減殺することとなる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合には、当該株式又は社債を取得し、又は所有してはならず、又、不正な競争方法により國內の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

会社（外國会社を含む。）以外の者は、國內において相互に競争関係にある二以上の國內の会社の株式を所有する場合において、いづれか一の会社の株式をその総数の百分の十を超えて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、これらの株式に関する報告書をその所有することとなつた日から三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

会社（外國会社を含む。）の役員は、その会社と國內において競争関係にある國內の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

公正取引委員会は、特別の事情があると認めるときは、申請により、すみやかに処分することを條件として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、申請をした日からその承認又は却下の日までの期間は、これを三十日の期間に算入しない。

第十五條 國內の会社は、左の各号の一に該当する場合には、合併をしてはならない。

一 当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

二 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
三 当該合併が不正な競争方法によるものである場合
四 前項の合併は、合併をしようとする場合において、そのいずれか一の会社の総資産が五百万円を超えるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

前項の場合において、前項の合併は、前項の合併に準じて、合併を受ける場合を除く外、合併をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該合併の日から三十日を経過するまでは、合併を受ける場合を除く外、合併をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該合併の日から三十日以内に行うべきである。

公正取引委員会は、第十七條の二の規定により当該合併に必要と認むる場合に、審判開始決定をし、又は勧告する場合は、前項本文に規定する三十日の期間又は同項但書の規定により延長された期間内にこれをしなければならない。但し、第二項の届出と重要事項につき虚偽の記載があつた場合には、この限りでない。

前項の規定は、公正取引委員会が、第七條、第八條第一項又は第二十條の規定により必要と認むる場合に、審判開始決定をし、又は勧告することと併せて行ふことができる。

第十六條 前條の規定は、会社（外国会社を含む。）以下本條において同じ。）が左の各号に掲げる行為をする場合に、これを準用する。
但し、外国会社が左の各号に掲げる行為をする場合には、本條にお

いて準用する前條第三項の規定にかかわらず、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。
一 他の会社の國內における營業の全部又は重要部分の譲受
二 他の会社の國內における營業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受
三 他の会社の國內における營業の全部又は重要部分の貸借
四 他の会社の國內における營業の全部又は重要部分についての經營の受任
五 他の会社と國內における營業上の損益全部を共通にする契約の締結

第十七條の次に次の一條を加える。
第十七條の二 第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、○第一項、若しくは第五項、第十五條○（第十六條）において準用する場合を含む。、第十六條但書又は前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、届出、報告書の提出若しくは認可の申請を命じ、又は株式若しくは社債の全部若しくは一部の処分、營業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第九條第一項若しくは第二項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項又は前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、当該違反行為者

に対し、報告書の提出を命じ、又は株式の全部若しくは一部の処分、会社の役員の変更その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。
前二項に規定する排除措置は、第八條第二節に規定する手続に従つて、これをしなければならぬ。この場合において、前項の規定の適用については第八條第二節の規定中事業者又は当該事業者とあるのは、それぞれ違反行為者又は当該違反行為者と読み替へるものとする。

第十八條中「第十五條第一項」を「第十五條第二項○及び第三項」に改める。
第二十六條第一項中「第四十八條第三項又は第五十三條の三又は第五十四條」に改める。
第三十五條第四項中「犯罪」を「事件」に改める。
第四十八條第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、事業者が、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、○第一項、若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項、第十五條○（第十六條）において準用する場合を含む。、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていて認めるとき、事業者が第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いて

反して不正な競争方法を用いてしていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。
第五十一條の次に一條を加える。
第五十一條の二 公正取引委員会は、審判開始決定をした後、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、公正取引委員会規則の定めるところにより、○第四十六條審判手続（審決を除く。）の一部を行わせることができる。
第五十二條第一項中「第八條第一項」の次に、「第十七條の二」を加える。
第五十三條の次に次の二條を加える。

第五十三條の二 刑事訴訟法第四百十三條から第四百四十七條まで、第四百四十九條、第五百四十四條から第五百五十六條まで、第六百六十五條及び第六百六十六條の規定は、公正取引委員会が、審判に際して、参考人を審訊し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について、これを準用する。但し、第五百四十四條を準用する場合は、委員が出席する場合に限るものとする。

前項の場合において、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と、「証人」とあるのは「参考人」と、「尋問」とあるのは「審訊」と、「被告人」とあるのは「事業者」とそれぞれ読み替へるものとする。
第五十三條の三 公正取引委員会

は、審判開始決定をした後、事業者が、審判開始決定書記の事実及び法律の適用を認め、公正取引委員会に対し、その後の審判手続を進行しないで審決を受けたい旨を文書を以て申し出て、且つ、当該違反行為が不当な事業能力の較差を排除するために自ら採るべき具体的措置に関する計画書提出した場合には、適当と認めるときは、その後の審判手続を進行し、同趣旨の審決をすることができ

第五十四條 公正取引委員会は、審判手続を終了後、事業者が、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、○第一項、若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項、第十五條○（第十六條）において準用する場合を含む。、第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行為をしていて認めるとき、○事業者が、第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いてしていると認める場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第六十五條第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）又は第十六條但書の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決を以て、これを却下しなければならない。

第六十七條第一項を次のように改める。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、事業者に対し、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項若しくは第二項、第十一條第一項、第十三條、第十四條第一項若しくは第三項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）若しくは第十七條の規定に違反する疑のある場合における当該行為、議決権の行使又は会社の業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。第十九條の規定に違反して不正な競争方法を用いている疑のある行為についても、同様とする。

第六十九條中「公正取引委員会に對し、」の次に「審判開始決定後、」を加え、「正本、」を削る。

第七十六條但書規定を「公正取引委員会規則」に改める。

第七十六條 公正取引委員会は、その内部規

則、事件の処理手続及び届出、認可申請その他の事項に関する必要を手續について規則を定めることができる。

第八十五條第三号中「第八十九條及び第九十條」を「第八十九條から第九十一條まで」に改める。

第八十九條中「五万円」を「五十万円」に改める。

第九十條中「三万円を三十万円」に、「第四十八條第三項又は第五十四條」を「第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條」に改める。

第九十一條を次のように改める。

第九十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第三項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第四項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第五項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第六項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第七項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第八項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第九項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十一項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十二項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十三項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十四項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十五項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十六項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十七項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十八項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第十九項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十一項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十二項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十三項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十四項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十五項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十六項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十七項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十八項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第二十九項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第三十項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第三十一項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第三十二項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十一條第三十三項の二に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十四條の次に次の一條を加える。

第九十九條の次に次の一條を加える。

第二條 この法律施行の際、金融業以外の事業を営む会社（外國会社を含む。）が第十條第二項の改正規定に反して所有する國內の他の会社の株式又は社債の処置については、政令で定める。

2 金融業以外の事業を営む國內の会社であつてその総資産が五百万円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外國会社は、昭和二十四年四月一日現在において國內の他の会社の株式又は社債を所有している場合（株式又は社債の有價証券信託において、自己を受益者とする場合を含む。）但し、株式については、自己が議決権を行使する場合に限る。）には、第十條第四項の改正規定にかかわらず、同日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に関する報告書を公正取引委員会規則で定める日までに、公正取引委員会に提出しなければならない。

第三條 この法律施行の際、第十四條の改正規定に反して所有されている株式の処置については、政令で定める。

第四條 附則第二條第一項又は前條の規定に基く政令には、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金の範圍内で罰則の規定を設けることができる。

第五條 附則第二條第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六條 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人の業務（又は財産）の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対しても、同條の罰金刑を科する。

第七條 この法律施行前に公訴の提起のあつた事件の管轄は、第八十五條第三号の改正規定施行後も、なお改正前の規定による。

第八條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔佐々木良作君登壇、拍手〕

○佐々木良作君 只今議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の經濟安定委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

政府の提案説明によりますと、いわゆる私的独占禁止法が昭和二十二年四月公布されましたから、約二年を経過したのであります。日本經濟の再建自立のため不可欠な外資導入並びに再建整備法に基く証券消化等の問題に關連しまして、本法中若干の諸規定で日本經濟の事態に不適当なものがあることが認められたというのであります。特に改正法第六條の外國事業者との間の國際契約に関する認可制と、同じく第十條の会社の株式保有を原則的に禁止する規定とが問題となり、本法の法益とする公正且つ自由な競争を阻害しない限り、これらの規定を緩和いたしまして、外資導入、証券消化等の障害を除去する必要が生じた、このように思われます。

○又は財産 ます。即ち先ず第一は、独禁法の法益を阻害しない限り、現行法第十條、第十三條のごとく、会社の大小、或いは業種の如何を問はず、会社の持株を原則的に禁止したり、一定数以上の役員兼任を機械的に禁止したりするようないかなる規定を設けるべきか、この点に關しては、現行法中では第六條又は第十條以下の第四章の規定のごとく、國際契約会社の株式取得、個人の株式取得、会社合併、營業譲渡等につきまして、嚴重な認可申請を要する事項が極めて多いのであります。このようないかなる規定を設けるべきか、この点に關しては、特に必要のないものについてのみ、有効且つ適切な事後届出制に改めようとしておることであり、第三に、本法の條文中隨所に用いられておる「競争」という文字の定義につきましては、現行法では單に第二條第二項「潜在的競争を含む」とあるだけであります。その意味は必ずしも明確でなく、殊に第四章中の役員兼任、株式取得に関する制限規定の適用につき判断に苦しむ向が少なくなく、又この独禁法の規定が外國会社、外國事業者等に適用があるかどうかにつきましても、若干の疑義が生じたので、これらの競争の定義をできるだけ明確にすると共に、外國会社についても本法の法域内にある限り適用がある旨を明らかにしようとしておることであり、改正要点は今申上げました三点であります。この改正法案は現在の經濟上相当重要と考えられますから、主な改正の内容につきまして、少しく説明を加えて見たいと思つております。

先ず第一に、第二條第二項を改正いたしまして、本法でいう「競争」とは、二つ以上の事業者が、共に國內で生産、販賣等、何らかの事業活動を営み、その通常の状態で起る現実の競争であるか、或いは又は現在このようないかなる競争がなくても、施設方法等に簡單な変更を加えれば同一の顧客を争い得るような場合の競争を指すことを明記してあります。又その競争には買手間の競争だけでなく、買手間の競争をも含めておることを規定してあります。併しながら第四章の株式保有や役員兼任に関する予防規定には、買手間の競争は一切問題にしないことになつております。

次に第六條につきましては、外資導入、國際契約等に関する制約を緩和するため、國際契約、貿易協定の認可制を事後届出制に改め、又第四條第一項各号に該当するような契約でない限り、「科学、技術に關する知識、情報の交換を制限するような契約」でも差支ないよう改められていたのであります。

第十條は相當問題の規定であります。が、事業会社の株式保有の制限に関する規定でありまして、会社の株式保有を原則的に禁止する従来の規定を廢止しまして、原則的に廣く一般会社の株式保有を認めるため、外國会社をも含めて、会社は「競争を實質的に制限することとなる場合に限り、これを禁止することと改正されております。尚、金融会社以外の会社が、自己と競争關係にある他会社の株式を取得所有することは一切禁止されておりますが、たとへば第二條第二項の競争の抽象的基準に該当するような不安がある場合でも、親会社から經濟上の利益の供給を受けなければ子会社の事業活動に重大な支障を來すような場合は、両会社の間に競争關係がないという規定を新たに設けておるのであります。更に金融以外の会社の株式取得の認可制は、一年二回の定期的な届出報告に改め、總資産五百万円以下の会社は、これらの届出義務もないことになつておるのであります。

第十條の以上のような大幅な緩和に伴ひまして、既存の会社が持株会社となり得る場合が生じて参りますので、第九條は、持株会社の設立だけでなく、その機能をも禁止するよう改められております。

次に、第十二條の会社の社債取得の二五%の制限並びに第十三條の役員兼任の四分の一又は一人三つの制限の規定は、すべて削除されまして、競争關係にある会社相互間でない限り役員兼任は自由となつておるのであります。

最後に、第十五條、会社の合併に關する規定におきまして、政府原案では、總資産五百万円以下の会社については、従来の認可制を三十日以内の届出制に改め、又第十六條におきまして、外國会社の場合だけは營業の譲渡等につき事前認可制となつておりましたが、衆議院におきまして、總資産五百万円以上であつても届出制ということにし、ただ、この場合、届出受理の日から三十日間は当該行為をしてはならないということにし、更に外國会社についても、國內の会社と同様、届出制

にすることに修正してあるのであります。

このように、第四章予防規定が全面的に緩和されると共に、機械的な制限がすべて削除されましたので、これらの規定の違反であるかどうか、はつきりしない場合の多いことが予想されるために、第十七條の二を追加し、特に必要な排除措置又は届出命令の規定を設けておるのであります。その他第八章第二節の手續規定、或いは第十章の罰則、これは罰金額の値上げであり、又衆議院におきましても若干の修正を加えておりますが、これらすべて條文の整理に基くものであります。

以上が本改正案の内容であります。これに對しまして各委員から熱心な質疑が行われましたが、質疑の主なものを以下整理して二、三申上げて見たいと思ひます。

第一に、制限会社によりまして、資本金五百万円以上の制限会社の株式社債等を譲り渡したり取得しようとするものは大蔵大臣の許可を要することになつており、会社証券保有等制限令によりまして、他会社の株式、社債の保有、役員兼任は禁止されております。従つて獨禁法が折角以上のように改正されましたが、現在主要な会社はこれらの勅令の適用を受けておるために、事実上はこの法律改正の効果は極めて薄いと思はれるが、政府はこれをどういふふうにお考へておるかといふのが第一であります。

それから第二には、事業者團體法に

よりまして、企業の大小を問はず、すべて事業者が共通の利益を増進することを目的として結合又は連合して、購買、販賣、生産、製造、加工、搬送その他営業活動を行ふことは禁止されておる。従つて同法により、中小企業は協同行爲ができていないものが少くなく、本法改正により、大企業に對し中小企業の取扱が不均衡となり、そのため却つて獨禁法の趣旨に反して、一部大企業のみを利用する虞れがありはしないか、これが第二点であります。

それから第三点といたしまして、外國会社の取扱については、國際市場では手が着けられないことになつておる上に、今度の改正では、國內市場では、外國会社を國內会社と同様に平等無差別に扱ふことになつておるが、これでは外國会社に押されることになる虞れがあるから、外國会社の取扱については更に検討を要すると思ひがどうか、これが第三点であります。

整理して見ますと、大体こゝろの質問が主であつたと思ひます。これに對しまして、政府の答弁もいろいろありましたが、これを今のうちに整理して申上げます。

第一は、制限会社の我が國産業復興に占める比重と獨禁法改正の趣旨に鑑みて、この際、制限会社の解除をできるだけ速かに行ふことが適當であると思はれておるし、又会社証券保有等制限令も相當緩和することが望ましいと思はれておるというのが政府の第一の答弁であります。

それから第二には、事業者團體法に關しても或る程度の改正を加える必要があると思はれるので、政府において

も只今關係方面と折衝中であり、今後とも努力する考である。こゝろのお答であります。

それから第三に、第十條、第十五條及び第十六條の緩和によつて外國会社に不當に押されはしないかといふ懸念については、本改正法では外國会社に對しても無差別の方針を採つておるけれども、一方に外國資本の導入については、外國人の財産取得に關する政令がありまして、これによつて制約できるから心配はないと思はれると、こゝろのことでありました。大体整理して申上げますと、以上のようになると思ひます。

それから討論に入りまして、討論におきましては、藤井、鎌田、帆足、奥西川、安達等の各委員の方から、第一に、國際協定、貿易協定については、今後の日本經濟の振興状況に應じて更に緩和すべきであり、第二には、事業者團體法の改正も行わなければならないと思ひます。第三には、制限会社令、会社証券保有等制限令が現在のままでは、本改正は殆んど奏効がないから、これらの政令も速かに改正すべきである、こゝろの政令の意味の強い要望を寄せられまして、賛成意見が述べられました。

それから和田委員からは、今回の改正は、企業の現実の要求を容れて緩和しておるようであつて、この点に關してだけは反對しないのであるけれども、事業者團體法との關係で非常に中小企業との關係が不均衡になり、更に役員兼任の緩和は經濟の民主化を妨げる虞れがある。又外國会社を國內会社と同じに扱つておる上に、國際市場には手が着けられない。外資導入には自

主性を持つ必要がある、以上の諸点からして反對であるが、更に本法の重要な重要な改正は、本改正案のごとき部分的な改正ではなくて、日本經濟の全面的な考慮の上に立つて、もつと本格的な改正がなされるべきである、こゝろの意味の反對意見が述べられました。かくいたしましたので採決に入りましたところ、多数を以て本改正法律案を可決すべきものと決定した次第であります。尚ちよつとお断り申上げますが、この報告におきましては、質疑應答中に必ずしも意味の明瞭でない点もあつたのでありますけれども、今日の報告までにまだ速記録が整備いたしておりませんために、適宜委員長の責任におきまして整理いたしました。或いは補足し、解釈をいたしまして報告申上げたいことを御了解願ひたいと思ひます。尙詳しい点につきましては、速記録を一つ十分に御覽願ひたい、こゝろのふりにお考へます。以上を以ちまして私の御報告を御報告いたした次第であります。

(拍手)
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。
〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第十六、古物營業取締法案、日程第十七、道路交通取締法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡本憲助君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
古物營業取締法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十七日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 松平恒雄
〔小字及び一は衆議院修正〕
古物營業取締法案
古物營業取締法
(定義)
第一條 この法律において「古物」とは、一度使用された物品(無價的又は価値を有する以下同じ)若しくは使用されぬ物品で、使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入をしたものをいふ。
2 この法律において「古物商」とは、古物を賣買し、若しくは交換し、又は委託を受けて賣買し、若しくは交換することを營業とする者で第二條第一項の規定による許可を受けたものをいふ。
3 この法律において「市場」とは、古物商間の古物の賣買又は交換のための市場をいふ。

4 この法律において「市場主」とは、市場を經營する者で第三條の規定による許可を受けたものをいふ。

(古物商の許可)

第二條 古物商にならうとする者は、總理廳令(以下「命令」といふ。)の定めるところにより、營業所ごとに、その取扱おりする古物の種類を定めて、營業所(營業所のないときは、住所又は居所をいふ。以下同じ。)の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、古物商にならうとする者は、自ら管理しないで營業所を設けるときは、その營業所の管理者を定めなければならない。

(市場主の許可)

第三條 市場主にならうとする者は、命令の定めるところにより、市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四條 公安委員会は、第二條第一項又は前條の規定による許可を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合においては、許可をしない。

- 一 禁こ以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることなくなつた後、三年を経過していない者
- 二 許可の申請前三年以内に、第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の

規定に違反して二度以上罰金の刑に処せられ改しゆんの情の認められない者

三 住居の定まらぬ者

四 營業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が古物商又は市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号の二又は第五号に該当しない場合を除くものとする。

五 第二十四條第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

六 同居の親族のうち前号に該当する者又は營業の停止を受けている者のある者

七 第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

八 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

(營業内容の変更)

第五條 古物商又は市場主は、同一公安委員会の管轄区域内において營業所若しくは市場を移轉し、又は取り扱う古物の種類を変更しようとする場合においては、命令の定めるところにより、管轄公安委員会の許可を受けなければならない。

營業所の管理者を新たに設け、変更し、又は廢止しようとするときも同様とする。

2 古物商又は市場主は、廢業したとき若しくは長期休業をしようとするとき又は第二條第一項若しくは第三條の規定による許可の申請書の記載事項につき変更を生じたときは、命令の定めるところにより、管轄公安委員会に届け出なければならない。

3 古物商又は市場主が死亡した時は、同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定に準じて死亡の届出をしなければならない。

(無許可營業の禁止)

第六條 古物商又は市場主でない者は、古物を賣買し、交換し、若しくは委託を受けて賣買し、交換することを營業とし、又は市場を設けてはならない。

(他人名義の營業の禁止)

第七條 古物商又は市場主は、自己の名義をもつて、他人に古物商又は市場主の營業をさせてはならない。

(行商及び露店の許可)

第八條 古物商が、行商をしようとし、又は露店を出そうとするときは、命令の定めるところにより、管轄公安委員会にその旨を届け出なければならない。

2 古物商は、その従業者に、三人をこえない範圍において行商をさせ、又は露店を出させることができる。前項の規定は、この場合に準用する。

(せり賣の許可)

第九條 古物商は、市場以外において、せり賣をしようとするときは、命令の定めるところにより、日時及び場所を定めて、その場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可証)

第十條 公安委員会は、第二條第一項、第三條、第八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

2 前項の許可証は、命令の定めるところにより、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければならない。その効力を失ふ。

3 許可証の様式及びその書換、再交付等については必要な事項は、命令で定める。

4 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を他人に貸與し、又は譲り渡してはならない。

5 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、命令の定めるところにより、直ちに管轄公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(許可証の返納)

第十一條 前條の規定により許可証の交付を受けた者は、左の各号の一に該当するに至つた場合においては、命令の定めるところにより、十日以内に当該許可証を管轄公安委員会に返納しなければならない。

2 許可証の有効期間が満了したとき。

二 廢業したとき、又は行商、露店若しくはせり賣をやめたとき。

三 第八條第二項の従業者が行商又は露店に従事しなくなつたとき。

四 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき。

五 許可を取り消されたとき。

2 古物商又は市場主が死亡した場合において第五條第三項の規定により死亡の届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定により、許可証を返納しなければならない。

(許可証の携帶)

第十二條 古物商は、行商をし、露店を出し、又はせり賣りをするときは、当該許可証を携帶してなければならない。

第八條第二項の従業者が行商をし、又は露店を出すときも同様とする。

(許可の表示)

第十三條 第二條第一項、第三條又は第八條第一項若しくは第二項の許可を受けた者は、それぞれ營業所、市場又は露店の見易い場所に、命令の定めるところにより、許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(手数料)

第十四條 都道府縣公安委員会から第十條の規定により許可証の交付を受け、又は許可証の更新若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、許可手数料、更新手数料又

は再交付手数料を國庫に納めなければならぬ。

2 前項の手数料の額は、千円以下の範囲内において、命令で定める。

3 市町村又は都が、市町村公安委員又は特別区公安委員会の行う第十條の規定による許可証に関する事務については、手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

(営業の制限)

第十五條 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は賣却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。

2 市場においては、古物商間でなければ古物を賣買し、交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けてはならない。

(確認及び申告)

第十六條 古物商は、古物を買ひ受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けようとするときは、命令の定める方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならぬ。不正品の疑がある場合においては、直ちに警察官又は警察吏員にその旨を申告しなければならぬ。

(帳簿)

第十七條 古物商は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、賣買若しくは交換のため、又は賣却若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 取引の年月日

二 古物の品目及び数量

三 古物の特徴

四 相手方(命令で定める古物の賣却の相手方を除く。)の住所、氏名、職業、年齢及び特徴

五 第十六條の規定により行つた確認の方法

第十八條 市場主は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、その市場において賣買され、又は交換される古物につき、取引の都度、前條第一号から第三号までに規定する事項並びに取引の当事者の住所及び氏名を記載しなければならぬ。

第十九條 古物商又は市場主は、前二條の帳簿を廃棄しようとするときは、営業所の所在地の所轄警察署長の承認を受けなければならない。

2 古物商又は市場主は、前條の帳簿を遺失し、又は盗み取られたときは、直ちに前項の警察署長に届け出なければならない。

第二十條 警察官又は警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主に対して、その物の品目を発することができる。

2 古物商又は市場主は、前項の品目を受けたときは、その品目番に到達の日附を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 古物商は、品目を受けた日にその古物を所持していたとき、又は前項の期間内に品目に相当する古物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

4 市場主は、第二項に規定する期間内に、品目に相当する古物が取引のため市場に出たときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

(盗品及び遺失物の回復)

第二十一條 古物商が買ひ受け、又は交換した古物のうちに盗品又は遺失物があつた場合には、その古物商が当該盗品又は遺失物を公の市場において又は同種の物を取り扱う業者から善意で譲り受けた場合においても、被害者又は遺失主は、古物商に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、盗難又は遺失のときから二年を経過した後ににおいては、この限りでない。

(差止)

第二十二條 古物商が買ひ受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該古物商に対し三十日以内の期間を定め、その古物の保管を命ずることができぬ。

(立入及び調査)

第二十三條 警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、

一 古物商又は市場主が他の法令に違反して、禁こ以上の刑に処せられたとき又は罰金の刑に処せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。

二 古物商又は市場主が第四條第一項第三号若しくは第七号に該当したとき、又は古物商若しくは市場主が法人である場合において、その業務を行つた役員のうち第四條第一項第一号若しくは第三号から第五号までの一に該当した者若しくは許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられ若しくは他の法令に違反して二度以上罰金の刑に処せられた者があるに至つたとき。

三 古物商又は市場主の法定代理人が、第四條第一項第一号、第三号若しくは第五号に該当し若しくは該当するに至つたとき又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。

四 古物商、市場主、それらの代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

五 古物商又は市場主が正当の理由がなくてその許可証の更新を受けないとき。

2 以上の営業所を有する古物商が、一の営業所につき、古物商の許可を取り消された場合、又は古物商の営業を停止された場合においては、他の営業所についても、その所在地を管轄する公安委員会は、情状により、その古物商の許可を取り消し、又は営業を停止することができる。この場合において、前者の所在地が当該公安委員会の管轄に属するものと問わない。

3 公安委員会は、第八條第一項、第二項若しくは第九條の規定による許可を受けた者若しくはその従業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反した場合又は第八條第一項、第二項若しくは第九條の許可を受けた者が正当の理由

官報号外 昭和二十四年五月二十一日 参議院會議録第三十号 古物営業取締法案外一件

がなくて許可証の更新を受けない場合においては、当該許可を取り消し、又は期間を定めて行商、露店、若しくはせり賣の停止を命ずることができ、

(聽聞)

第二十五條 公安委員会は、前條の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該營業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該營業者に通告し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聽聞の場合においては、当該營業者は、自己のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

(訴の提起)

第二十六條 この法律の規定による公安委員会又は警察署長の処分を受けた者は、行政事件訴訟特別法(昭和二十三年法律第八十一号)により訴を提起することができる。

(罰則)

第二十七條 第六條若しくは第七條の規定に違反し、又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による処分に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第八條第一項若しくは第二項、第九條、若しくは第十五條第一項の規定に違反し、又は第

二十四條第三項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十九條 第五條第一項、第十條第四項、第十五條第二項、第十六條前段、第十七條から第十九條まで若しくは第二十條第二項から第二十二條の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は一

万円以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項若しくは第三項第十條第五項、第十一條から第十三條までの規定に違反した者

二 第二十三條第一項の規定による警察官又は警察吏員の立入又は帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第二十三條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十一條 第二十七條から第二十九條までの罪を犯した者には、情状により、各本條の懲役及び罰金を併科することができる。

第三十二條 過失により第二十條第三項又は第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二十七條から第三十條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、そ

の法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 古物商取締法(明治二十八年法律第十三号)及び古物商取締法細則(明治二十八年内務省令第八号)は、廃止する。

3 この法律施行前にした古物商取締法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律施行の際、古物商取締法又は古物商取締法細則の規定により、許可、認可若しくは鑑札を受け、又は營業の禁止若しくは停止を受けている者は、それぞれ、この法律の相当規定による許可を受け、又は許可の取消若しくは營業の停止を受けた者とみなす。但し、許可を受けた者とみなされた者は、この法律の施行後三月以内に第十條第一項の規定による許可証の交付を受けなければならない。

5 第四條第一項第二号の適用については、古物商取締法第二條又は古物商取締法細則第九條第一項の規定に違反した者は、第六條の規定に違反した者とみなす。

6 この法律施行の際、現に古物商取締法細則第十一條の規定による届出をしてせり賣を行つてゐる者は、引き続きせり賣を行おうとする者は、この法律施行後三十日の間は第九條の規定による許可を受けた者とみなす。

(審査報告書は都合により最終号附録に掲載)

道路交通取締法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十七日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右

國會に提出する。

昭和二十四年四月十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 道路を通行する歩行者は、右側に、車馬は、左側によらなければならない。

歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者は、道路の左側の歩道を通行することができる。

第四條第一項中「車馬その他の行列」の下に、及び他の歩行者の通行を妨害する虞のある者で、命令で定めらるるもの」を加える。

第七條第二項第一号中「車馬」の下に「又は軌道車」を加え、同條第三項を削る。

第八條第一項中「法令に定められ

た速度の範囲内で、」を削る。
第九條第一項を次のように改める。
自動車は、公安委員会の運轉免許を受けた者でなければ、これを運轉してはならない。

第九條第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定による運轉免許は、自動車運轉者試験に合格した者に対し、運轉免許証を交付して、これを行ふ。

自動車の運轉者は、運轉中、運轉免許証を携帯していなければならない。

第十二條に次の一項を加える。

公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のために特に必要があると認めるときは、区域を限り、併進、後退又は轉回について、必要な制限を定めることができる。

第十四條を次のように改める。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて徐行して回らなければならない。

自動車は、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の中央によつて交差点の中心の直近の外側を除外して回らなければならない。

自動車以外の車馬が、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて交差点の中心から離れた外側を徐行して回らなければならない。

交差点の意義については、命令
これを定める。

第十六條第一項第二号中「緊急自動車以外の自動車及び軌道車」を軌道車に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 緊急自動車以外の自動車
同條第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「緊急自動車」を「第一項に定める通行の順位による通行の区分、進路を譲る方法その他必要な事項及び緊急自動車」に改め、同條第二項を第三項とし、同條第三項を第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項第三号の自動車相互の間の通行についての順位は、第十條第一項に規定する命令で定める最高速度の順序による。

第十七條 車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとするときは、第十六條第三項の規定にかかわらず、他の道路から既に交差点に入っている車馬又は軌道車の進行を妨げてはならない。

順位の同じ車馬が、交通整理の行われていない交差点に異なつた方向から同時に入ろうとする場合においては、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならぬ。

第十八條第二項を次のように改める。

公安委員会は、交差点の状況により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、常

に一時停車すべき場所を定めることができる。

第十八條の二 手信号による交通整理の行われていない交差点で右折しようとする車馬又は軌道車は、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車があるときは、第十六條第三項又は第十七條第一項の規定にかかわらず、これに進路を譲つて、一時停車するか又は除行しなければならぬ。但し、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車の進行している地点、速度、進行の方向等から安全に通行できると合理的に判断される場合においては、一時停車することを要しない。

前項但書の場合においては、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車は、既に右折している車馬又は軌道車に進路を譲らなければならぬ。

前二項の場合において、右折しようとする車馬又は軌道車が、回る地点に達するまでは、これを直進するものとみなす。

第十九條第一項中「接近して来たときは、」の下に「第十七條及び第十八條の二の規定にかかわらず、」を加え、同條第二項の次に次の一項を加える。

第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條並びに第十八條の二の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條の二 交通整理の行われている交差点で左折し、又は右折しようとする車馬又は軌道車は、横断歩道において信号に従つて車馬又は軌道車の進路を通行している歩行者の通行を妨げてはならない。

車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点においては、横断歩道を通行する歩行者の安全を確保して、除行して進まなければならぬ。この場合においては、歩行者は、当然すべき注意をしないで車道に入り、又は車馬若しくは軌道車の進路に接近してはならない。

第二十三條第二項中「停止することができる。」を「停止し、運轉者に対し、そのために必要な緊急の措置を指示することができる。」に改める。

第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二 道路を通行する諸車又は軌道車は、命令の定めるところにより、法令で定められた危険防止及びその他の交通の安全のために必要な構造及び装置を備えていなければならない。且つ、これらは、調整されていなければならない。

当該警察官又は警察吏員は、車馬又は軌道車が、第七條第二項各号の二に該当し、又は前項の規定に違反しているとき、一、一時車馬又は軌道車の操縦を停止し、運轉

免許証及び車同検査証の呈示を求め、並びに構造及び装置を検査することができる。

当該警察官又は警察吏員は、第七條第二項各号の二に該当し、又は第一項の規定に違反する車馬又は軌道車の操縦者に対し、交通の安全のために必要と認められる緊急の措置を指示し、並びにこれらの使用主又は操縦者に対し、命令で定める様式により、必要な構造若しくは装置を備え、又は必要な調整をすべき旨の警告書を交付することができる。

前項の規定による警告書の交付を受けた者は、警告書に記載された期間内に、命令で定めるところにより、必要な構造若しくは装置を備え、又は必要な調整をしたことについて、警察署長又は当該行政廳の証明を受けなければならない。

第二十四條第一項中「車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第二十六條第二項を第三項とし、以下順次繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える。

警察署長は、前項の許可を受けたときは、命令の定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

第二十六條の次に次の二條を加える。

する者は、命令の定めるところにより、それぞれ、自動車運轉者試験手数料、運轉免許証交付手数料、又は運轉免許証再交付手数料を國庫に納めなければならない。

前條の規定により、都道府縣公安委員会の管轄区域内の警察署長から許可証の交付又は再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、当該許可証の交付手数料又は再交付手数料を國庫に納めなければならない。

前二項の手数料の額は、千円以下の範囲内において、命令でこれを定める。

第二十六條の三 第九條の規定により、市町村若しくは都が、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の行う自動車運轉者試験を受け、若しくは市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会から運轉免許証の交付若しくは再交付を受けようとする者から、それぞれ、自動車運轉者試験手数料、運轉免許証交付手数料若しくは運轉免許証再交付手数料を徴収する場合、又は第二十六條の規定により、市町村若しくは都が、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の管轄区域内の警察署長から許可証の交付若しくは再交付を受けようとする者から、それぞれ、当該許可証の交付手数料若しくは再交付手数料を徴収する場合において、その額は、千円をこえることができない。

第二十七條第一項中「五千円」を

「五万円」に、同條第二項中「三千元」を「二万円」に改める。

第二十八條を次のように改める。
第二十八條 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は五十円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第二十四條第一項の規定に違反した者
二 第二十三條第二項の規定による当該警察官又は警察吏員の停止又は指示に従わなかつた者
三 第二十三條の第二項の規定による当該警察官若しくは警察吏員の停止に従わず、又は呈示若しくは検査を拒み、若しくは妨げた者

四 第二十三條の二第三項の規定による当該警察官又は警察吏員の指示に従わなかつた者
五 第二十三條の二第四項の規定による警察署長又は当該行政廳の証明を受けなかつた者

六 第二十六條第三項又は第四項の規定による処分に違反した者
第二十九條中「千円」を「三千元」に、同條第一号中「第九條第五項」を「第九條第三項若しくは第七項」に、同條第二号中「第十二條」を「第十二條第一項」に、「第十四條」を「第十四條第一項乃至第三項」に、「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に、「第十八條第一項又は第十九條第一項」を「第十八條、第十九條の二第一項若しくは第二項、第十九條第一項又は第十九條の二」に改め、同條第四号中「第六條」の下に、「第十二條第二項」を加える。

第三十條中「第九條第六項」を「第九條第八項」に改め、「第十三條」の下に「第十六條第四項」を加え、「又は第二十三條第一項」を「第二十三條第一項又は第二十三條の二第二項若しくは第四項」に、「千円」を「三千元」に改める。

第三十一條中「第二十六條第一項」の規定又は同條第二項若しくは第三項の規定による処分に違反したときは、行爲者を「第二十三條の二第四項の規定に違反して証明を受けなかつたときは、同條第三項の規定による警告書の交付を受けた者を、第二十六條第一項の規定又は同條第三項若しくは第四項の規定による処分に違反したときは、行爲者を、」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年十一月一日から施行する。
2 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔岡本愛祐君登壇、拍手〕
○岡本愛祐君 只今議題となりました古物営業取締法案及び道路交通取締法案の一部を改正する法律案の地方行政委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

先ず古物営業取締法案は、現行古物商取締法が時勢に副わぬ部分があるばかりでなく、最近における犯罪激増の事情に照して、古物の取扱を公正明瞭化する共に、古物の取引に際して、盗品の発見に努めることによつて犯罪の防止を効果的ならしむるために、これを全面的に改正せんとするものであり

まして、既述の案の内容は古物商、市場主、露店、行商、せり賣は、すべて公安委員会の許可を受けしめ、右許可をするときは許可証を交付することとし、許可証制度を定め、古物商、市場主の許可には一定の厳重基準を設け、古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所、居所以外において、古物商以外の者から古物の取引をしてはならないこととし、市場においては古物商間に限り古物の取引をなすべきこととし、業者の協力を得て、贋品の発見を容易にするために、相手方の確証の方法及び品触れの制度を定め、又帳簿の記載を適確ならしめ、古物商が扱つた古物の中に盗品又は遺失物があった場合には、善意の場合であつても、二年間は被害者又は遺失主に対して、無償回復の請求権を認め、古物の中で盗品又は遺失物の疑いの濃いものについては、警察署長が古物商に対し三十日以内を限つて、その古物の保管を命ずることを認め、許可の取消又は営業の停止、並びに罰則については他の法令との均衡を考慮し、殊に犯罪の温床となるもぐり業者に対しては嚴罰を科する等の規定がその主要点であります。

この政府原案に対し、衆議院において五点の修正が加えられております。即ち法律の名称を古物営業法と改めること、古物の中に観賞的美術品を含むことを明確ならしめたこと、古物商が行商をさせ露店を出させることのできる従業員の数の制限を撤廃したこと、盗品及び遺失物の無償回復請求権を二年を一年に短縮して、被害者又は遺失主の保護と共に古物商の義務負担

を軽減したこと、警察官又は警察吏員は、その身分を証明する証書を関係者の請求を待つまでもなく自分の方から検査を受ける関係者に対して提示すべきことに改めたのであります。

以上衆議院における修正の箇所は、いづれも本院の地方行政委員会においても亦論議の対象となり、政府側との間に熱心な質疑応答が重ねられた点であります。その他、委員会における質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。かくて五月十八日討論に入り、西郷委員より賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て衆議院の送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に道路交通取締法の一部を改正する法律案は、交通秩序の現状に鑑み、交通事故の発生をできるだけ防止するため、従来の左側通行一本道を改めて、歩行者は原則として道路の右側を通行し、歩行者と車馬とが同じ側で相対面して通行する方式を実施すること、自動車、右小廻りの実施、即ち自動車は右折しよとするとときは、予めその前からできる限り道路の中央に寄つて交差点の中心の直近の外側を徐行して廻らなければならぬとすること、右に伴い交差点を横断する歩行者の安全を守る規定を設けること、それから罰則の改正等がその内容であります。本委員会は慎重審議の後、五月十八日に討論に入り、採決の結果、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。先ず古物営業取締法案全部を問題に供し

ます。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に道路交通取締法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第十八、船員保險法等の一部を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔報告報告書は都合により最終号附録に掲載〕
船員保險法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十四年五月十日
衆議院議長 齋藤實
参議院議長 松平恒雄君
(小字及び一は衆議院議長)

船員保險法等の一部を改正する法律案
第一條 船員保險法(昭和十四年法

律第七十三号(一)部を次のように改正する。
 第二條第二項から第四項までを削る。
 第三條第一項中「職務執行ノ對價トシテ受クル賃金、給料、俸給、」に、同條同項但書を次のように改める。
 但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三條第二項を次のように改める。
 報酬ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ都道府縣知事ニ之ヲ定ム
 第四條第二項を次のように改め、同條第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同條第一項を削る。
 標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報 酬 月 額
	月 額	日 額	
第一級	二、〇〇〇圓	七〇圓	二、二五〇圓未満
第二級	二、五〇〇圓	八五圓	二、二五〇圓以上三、七五〇圓未満
第三級	三、〇〇〇圓	一〇〇圓	二、七五〇圓以上三、二五〇圓未満
第四級	三、五〇〇圓	一一五圓	三、二五〇圓以上三、七五〇圓未満
第五級	四、〇〇〇圓	一三〇圓	三、七五〇圓以上四、二五〇圓未満
第六級	四、五〇〇圓	一四五圓	四、二五〇圓以上四、七五〇圓未満
第七級	五、〇〇〇圓	一七〇圓	四、七五〇圓以上五、五〇〇圓未満
第八級	六、〇〇〇圓	二〇〇圓	五、五〇〇圓以上六、五〇〇圓未満
第九級	七、〇〇〇圓	二三〇圓	六、五〇〇圓以上七、五〇〇圓未満
第一〇級	八、〇〇〇圓	二七〇圓	七、五〇〇圓以上八、五〇〇圓未満
第一級	九、〇〇〇圓	三〇〇圓	八、五〇〇圓以上九、五〇〇圓未満
第二級	一〇、〇〇〇圓	三三〇圓	九、五〇〇圓以上一一、〇〇〇圓未満
第三級	一一、〇〇〇圓	三六〇圓	一〇、〇〇〇圓以上一一、〇〇〇圓未満
第四級	一二、〇〇〇圓	三九〇圓	一一、〇〇〇圓以上一二、〇〇〇圓未満
第五級	一三、〇〇〇圓	四二〇圓	一二、〇〇〇圓以上一三、〇〇〇圓未満
第六級	一四、〇〇〇圓	四五〇圓	一三、〇〇〇圓以上一四、〇〇〇圓未満
第七級	一五、〇〇〇圓	四八〇圓	一四、〇〇〇圓以上一五、〇〇〇圓未満
第八級	一六、〇〇〇圓	五一〇圓	一五、〇〇〇圓以上一六、〇〇〇圓未満
第九級	一七、〇〇〇圓	五四〇圓	一六、〇〇〇圓以上一七、〇〇〇圓未満
第十級	一八、〇〇〇圓	五八〇圓	一七、〇〇〇圓以上一九、〇〇〇圓未満

第一七級	二〇、〇〇〇圓	六七〇圓	一九、〇〇〇圓以上二一、〇〇〇圓未満
第一八級	二二、〇〇〇圓	七三〇圓	二一、〇〇〇圓以上二三、〇〇〇圓未満
第一九級	二四、〇〇〇圓	八〇〇圓	二三、〇〇〇圓以上二五、〇〇〇圓以上

第四條ノ二第一項を次のように改める。
 被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス
 一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額
 二 日又ハ時間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ前一月間ニ現ニ使用セラルル船舶ニ於テ同様ノ勤務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額
 前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ屬スル月ニ受ケタル報酬ノ額
 三 前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ勤務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額
 四 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ勤務ニ従事スル者ガ通常ノ場合ニ於テ受ケベキ額ヲ標準トシテ算定シタル額

第五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
 第八條に次の一項を加える。
 前項ノ規定ハ第一條第二項ノ保費給付ヲ爲ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ被扶養者タリシ者ノ戸籍ニ關シ之ヲ準用ス
 第九條第二項を次のように改め、同條第三項中「其ノ者ノ異動、報酬其ノ他必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシメ、文書ヲ提示セシメ又ハ出頭」を「行政廳又ハ船舶所有者ニ對シ船員保險ノ施行ニ必要ナル報告、申出若ハ届出ヲ爲サシメ、文書ヲ提出セシメ又ハ失業保險金ノ支給ニ關シ行政廳ニ出頭」に改める。

被保険者タリシ者ノ從前ノ船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者タリシ者ヨリ失業保險金ノ支給ヲ受タルニ必要ナル證明書ノ交付ヲ請求アリタルトキハ其ノ請求ニ係ル證明書ヲ其ノ者ニ交付スベシ
 第十二條及び第十二條ノ二を次のように改める。
 第十二條 保費料ヲ滞納スル者アルトキハ行政廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ
 前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ

對シ督促狀ヲ發スベシ此ノ場合ニ在リテハ督促手數料トシテ十圓ヲ徴收ス
 前項ノ督促狀ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徴收金額百圓ニ付一日二十錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徴收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認めル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 一 納入ノ告知書一通ノ徴收金額千圓未満ナルトキ
 二 納期ヲ繰上ゲ徴收ヲ爲ストキ
 三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ
 延滞金ヲ計算スルニ當リ徴收金額二千圓未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨テ計算ス
 督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徴收金ヲ完納シタルトキ又ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十圓未満ナルトキハ延滞金ヲ徴收セズ延滞金ノ金額二十圓未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ算定ス
 第十二條ノ二 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保費料其ノ他本法ニ依ル徴收金ヲ納付セザルトキハ行政廳ハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村(東京都ノ區ノ存スル區域及地方自治法第五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區以下之ニ同シ)

ニ對シ之方處分ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ行政廳ハ徵收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ交付スベシ
第二十八條ノ二中「第二十八條」を「前條」に改める。

第二十八條ノ三中「行政廳」を「都道府縣知事」に改める。
第二十八條ノ四第一項中「命令」を「厚生大臣」に、同條第二項中「行政廳」を「都道府縣知事」に改め、同條第一項ノ次に次の一項を加える。
厚生大臣前項ノ定ヲ爲サントスルトキハ中央社會保險診療協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第二十八條ノ五を第二十八條ノ六とし、同條第一項中「費用トス」を「費用ヲ超ユルコトヲ得ズ」に改め、第二十八條ノ四ノ次に次の一條を加える。

第二十八條ノ五 保險醫ニ對シ適正ナル保險診療ヲ指導シ及其ノ監督ヲ圖ル爲中央社會保險診療協議會及地方社會保險診療協議會ヲ置ク前項ノ社會保險診療協議會ノ委員ハ保險者タル政府ヲ代表スル者、被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ付中央社會保險診療協議會ニ在リテハ厚生大臣、地方社會保險診療協議會ニ在リテハ都道府縣知事各同數ヲ委囑ス

前項ノ委囑ハ被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第二十九條中「療養ノ給付」の上に「都道府縣知事」を加え、其ノ他命令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ緊急其ノ他已ムラ得ザル場合ニ於テ保險醫及」に改め、「行政廳」を削る。

第二十九條ノ二第一項中「行政廳」を「都道府縣知事」に、同條第三項中「第二十八條ノ五」を「第二十八條ノ六」に改める。

第三十二條第五項中「第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五」を「第二十八條ノ二、第二十八條ノ六」に改める。

第三十三條ノ三第二項中「左ニ掲グル契約ニ基キ」を「左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於ケル」に、「契約ニ基キ使用セラルル者」を「規定ニ該當スル場合ニ於テ其ノ者」に、同項第一

号及び第二号を次のように改める。
一 二月以内ノ期間ヲ定ムル契約ニ基キ使用セラルルトキ
二 季節的業務ニ四月以内ノ期間ヲ定ムル契約ニ基キ使用セラルルトキ
第三十三條ノ三第二項に次の一号を加える。

三 左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乗組ム場合ニ於テ當該船舶所有者ヨリ前項ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ニ算入セザルコトニ付其ノ使用スル被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ申請アリタルニ依リ都道府縣知事ガ指定シタルトキ
イ 汽船トローリ漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又ハ機船底曳網漁業ニ從事スル漁船ニ乗組ムトキ（母船式漁業ニ從事スル漁船ニ作業員トシテ乗組ムトキ及機船底曳網漁業ニシテ東徑百三十度以東ノ海面ヲ作業區域トスルモノニ從事スル漁船ニ乗組ムトキヲ除ク）
ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ從事スル漁船ニ乗組ムトキ
ハ 漁業ニ關スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ從事スル漁船ニ乗組ムトキ

第三十三條ノ九第二項を次のように改め、同條第三項中「被保險者タリシ者ハ」を「被保險者タリシ者ガ」に、「ノ支給ヲ受タルコトヲ得」を「ヲ支給ス」に改め、同項第二号但書及び第四項を削る。

第三十三條ノ九第二項を次のように改め、同條第三項中「被保險者タリシ者ハ」を「被保險者タリシ者ガ」に、「ノ支給ヲ受タルコトヲ得」を「ヲ支給ス」に改め、同項第二号但書及び第四項を削る。

第三十三條ノ九第二項を次のように改め、同條第三項中「被保險者タリシ者ハ」を「被保險者タリシ者ガ」に、「ノ支給ヲ受タルコトヲ得」を「ヲ支給ス」に改め、同項第二号但書及び第四項を削る。

第三十三條ノ九第二項を次のように改め、同條第三項中「被保險者タリシ者ハ」を「被保險者タリシ者ガ」に、「ノ支給ヲ受タルコトヲ得」を「ヲ支給ス」に改め、同項第二号但書及び第四項を削る。

第三十三條ノ九第二項を次のように改め、同條第三項中「被保險者タリシ者ハ」を「被保險者タリシ者ガ」に、「ノ支給ヲ受タルコトヲ得」を「ヲ支給ス」に改め、同項第二号但書及び第四項を削る。

規定ニ依リ計算シタル標準報酬日額ノ平均額ノ百分ノ六十二ニ相當スル額トス但シ三百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
第三十三條ノ十三及び第三十三條ノ十四第二項中「船員保險委員會」を「船員保險審議會」に改める。

第三十四條を次のように改める。
第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル被保險者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ五十歳ニ至ル迄其ノ支給ヲ停止ス
一 十五年以上被保險者タリシ者
二 十五年未満被保險者タリシ者ニシテ漁船ニ乗組ミタル被保險者タリシ期間ガ左ニ掲グル期間ヲ除キ十年以上ノ者
イ 母船式漁業ニ從事スル漁船ニ乗組ミタル期間（作業員トシテ乗組ミタル期間ヲ除ク）
又ハ汽船捕鯨業ニ從事スル漁船ニ乗組ミタル期間
ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ從事スル漁船ニ乗組ミタル期間
ハ 漁業ニ關スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ從事スル漁船ニ乗組ミタル期間

第三十五條中「養老年金」を「前條第一號ノ規定ニ依リ養老年金」に改め、同條に次の一項を加える。

前條第二號ノ規定ニ依リ養老年金ノ額ハ平均標準報酬月額ノ二分ノ一ニ相當スル金額トス

第三十七條中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。
第四十條中「別表第六」を「別表第五」に、「別表第七」を「別表第六」に改める。
第四十一條ノ二を次のように改める。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第五ニ定ムル發疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ發疾ノ状態ガ別表第五ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス
第二十三條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付テハ準用ス
第四十六條に次の一項を加える。
第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十四條第二號、第四十九條ノ二又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第四十七條ノ三を削る。
第五十條第一号中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。

第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。
第四十條中「別表第六」を「別表第五」に、「別表第七」を「別表第六」に改める。
第四十一條ノ二を次のように改める。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第五ニ定ムル發疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ發疾ノ状態ガ別表第五ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス
第二十三條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付テハ準用ス
第四十六條に次の一項を加える。
第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十四條第二號、第四十九條ノ二又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第四十七條ノ三を削る。
第五十條第一号中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。

第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。
第四十條中「別表第六」を「別表第五」に、「別表第七」を「別表第六」に改める。
第四十一條ノ二を次のように改める。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第五ニ定ムル發疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ發疾ノ状態ガ別表第五ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス
第二十三條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付テハ準用ス
第四十六條に次の一項を加える。
第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十四條第二號、第四十九條ノ二又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第四十七條ノ三を削る。
第五十條第一号中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。

第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。
第四十條中「別表第六」を「別表第五」に、「別表第七」を「別表第六」に改める。
第四十一條ノ二を次のように改める。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第五ニ定ムル發疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ發疾ノ状態ガ別表第五ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス
第二十三條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付テハ準用ス
第四十六條に次の一項を加える。
第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十四條第二號、第四十九條ノ二又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第四十七條ノ三を削る。
第五十條第一号中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。

第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。
第四十條中「別表第六」を「別表第五」に、「別表第七」を「別表第六」に改める。
第四十一條ノ二を次のように改める。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第五ニ定ムル發疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ發疾ノ状態ガ別表第五ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス
第二十三條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付テハ準用ス
第四十六條に次の一項を加える。
第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十四條第二號、第四十九條ノ二又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第四十七條ノ三を削る。
第五十條第一号中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。

第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。
第四十條中「別表第六」を「別表第五」に、「別表第七」を「別表第六」に改める。
第四十一條ノ二を次のように改める。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第五ニ定ムル發疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ發疾ノ状態ガ別表第五ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス
第二十三條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付テハ準用ス
第四十六條に次の一項を加える。
第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十四條第二號、第四十九條ノ二又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第四十七條ノ三を削る。
第五十條第一号中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。

第五十條ノ二第一項第一号及び第二号中「二分ノ一」の下に「第三十四條第二號ニ該當シタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ養老年金ノ額」を加え、同項第二号中「十五年以上」を「第三十四條各號ノ一ニ該當スル」に改める。

第五十二條ノ二第一項第四号中「職業安定法の上に」船員職業安定法第二十一條又ハ」を加え、同條第二項中「船員保險委員會」を「船員保險審議會」に改める。

第五十三條第三項を次のように改める。
行政廳ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者第一項各號ノ一ニ該當スル場合ト雖モ第一條第一項後段ノ保險給付ヲ爲スコトヲ妨グズ

第五十六條ノ二 第二十五條、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條第一項及第二項、第五十四條並ニ前條ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第五十九條第二項中「前項ノ」を削り、同條第四項第一号から第三号までを次のように改める。
一 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項各號ニ該當セザルニ因リ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二百十六

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項

各號ノ一ニ該當スルニ因リ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百九十四
三 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ千分ノ百
第六十條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項各號ニ該當セザルニ因リ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ被保險者ニ於テハ千分ノ百八十五、船舶所有者ニ於テハ千分ノ百三十一

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項各號ノ一ニ該當スルニ因リ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ被保險者ニ於テハ千分ノ百七十四、船舶所有者ニ於テハ千分ノ百二十

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第六十二條ノ三の次に次の一章を加える。
第五章 船員保險審議會

第六十二條ノ四 船員保險事業ノ運営ニ關スル事項ヲ審議スル爲メ厚生省ニ船員保險審議會（以テ審議會ト稱ス）ヲ置ク

第六十二條ノ五 審議會ハ船員保險事業ノ運営ニ關スル事項ニ付厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議シ及文書ヲ以テ答申スルノ外自ラ厚生大臣若ハ關係各大臣ニ文書ヲ以テ建議スルコトヲ得

第六十二條ノ六 審議會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス公益ヲ代表スル委員中ニハ醫療關係ノ經驗者ヲ含ムモノトス

各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ
第六十二條ノ七 委員ノ任期ハ二年トシ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十二條ノ八 審議會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク
會長ハ會務ヲ總理シ審議會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス
第六十二條ノ九 厚生大臣ハ審議會ノ要求アリタルトキハ船員保險事業ニ關スル資料及情報ヲ提供スベシ

第六十二條ノ十 審議會ハ必要ニ應ジ開クモノトス但シ正當ナル理由アル場合ヲ除クノ外少クトモ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ
第六十二條ノ十一 審議會ハ會長之ヲ招集ス

會長ハ厚生大臣ノ諮問アリタルトキ又ハ委員ノ三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ二週間以内ニ審議會ヲ招集スベシ
第六十二條ノ十二 審議會ハ毎會計年度經過後六十日以内ニ其ノ年度ニ於ケル審議會ノ活動狀況、審議

ノ結果及建議ノ大要ヲ文書ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベシ
第六十二條ノ十三 審議會ニ幹事八人以内ヲ置キ厚生省若ハ關係廳ノ職員又ハ學識經驗者ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス
第六十二條ノ十四 審議會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス
第六十四條中「第十二條」を「第十二條ノ二」に改める。
第六十五條ノ十五の次に次の二條を加える。

第六十五條ノ十六 船員保險審議會ニ幹事六人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ
幹事ハ船員保險審議會ノ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十五條ノ十七 船員保險審查會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス
第六十八條第一項中「六月」を「一年」に「五千圓」を「三萬圓」に改める。

第六十九條中「一萬圓」を「三萬圓」に、同條第一号中「提出」を「提示」に、同條第三号を次のように改める。
三 第六十一條本文ニ規定スル保險料ヲ督促狀ニ指定シタル期限

迄ニ納付セザルトキ
第六十九條ノ二中「五千圓」を「一萬圓」に、同條第一号中又ハ出頭セザルトキ」を「若ハ出頭セズ又ハ醫師ノ診斷ヲ拒ミタルトキ」に改める。
附則第二項中「別表第八」を「別表第七」に改める。

別表第五を削り、別表第六を別表第五とし、別表第七を別表第六とし、別表第八を別表第七とする。
第二條 船員保險法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四條及び第五條を次のように改める。
第四條 保險料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一 第十七條の規定に依る被保險者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の二に該當することに因つて失業保險金の支給を受け得るものについては、千分の百三十二

二 第十七條の規定による被保險者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の二に該當することに因つて失業保險金の支給を受け得るものについては、千分の百十

第五條 前條に規定する保險料率によつて計算した保險料額の負担の割合は、当分の間、第六十條第一項の規定にかかわらず、被保險者及び被保險者を使用する船舶所有者は、左の区分に従い、これを負担するものとする。

一 第十七條の規定による被保險者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないこと因つて失業保險金の支給を受け得るものについては、被保險者において百三十二分の四十三、船舶所有者において百三十二分の八十九

二 第十七條の規定による被保險者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することに因つて失業保險金の支給を受けられないものについては、被保險者において百十分の三十二、船舶所有者において百十分の七十八

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の日前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保險者の資格のある者の標準報酬については、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保險者の資格を取得したものとみなす。

3 この法律施行前より引き続き失業保險金の支給を受けていた者の失業保險金の日額が、第三十三條ノ九第二項の失業保險金の日額より高いときは、この法律施行後においてその者に支給すべき失業保險金の日額については、なお従前の例によるものとする。

この法律施行の日前に督促状を發した被保險者に対する延滞金については、なお従前の例による。

5 第三十四條第二号に規定する被保險者であつた期間は、昭和二十二年十二月一日から起算する。

6 この法律施行の日において、現に船員保險委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ船員保險審議会の委員、幹事及び書記を命ぜられたものとみなす。

7 前項の規定によつて船員保險審議会の委員を命ぜられたものとみなされた委員の任期は、その者が船員保險委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

〔原本重蔵君登壇、拍手〕

○ 櫻本重蔵君 只今議題となりました船員保險法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法案の主たる改正要点を簡単に申し上げます。第一は現行船員保險の標準報酬であります。現行法におきましては、最低五百円を第一級とし、最高八千円を第三十級としていたものであります。最近の船員給與の實情に鑑み、これを最低月額二千円を第一級とし、最高月額二万四千円を第十九級としてこれを区分し、保險給付の適正を期すると共に、保險給付の適正を図らんとしたのであります。

第二は、保險給付の内容の改善につきました。先ず漁船船員に対する養老年金制度の適正化を図つたことであり、一般船員に相当する漁船船員であつた期間を除き、十年以上十五年未満の者にも養老年金を支給することとしたのであります。次に

に失業保險金の支給日額を陸上の失業保險と同様にいたしました。即ち現行法においては、百分の六十の率を基準として、報酬の低い者につきましては最高百分の八十までこれを過増した率で支給し、報酬の高い者につきましては最低百分の四十まで過減した率によつて支給することになつていたのであります。今回これを一律に百分の六十の率に改め、失業保險金の實質的増額を図ることといたしますと共に、漁船乗組員の実態に鑑み、労働者の四分の三以上の同意を得ることによつて失業保險から除外することとした。

第三は保險料率の改正であります。最近の經濟情勢下におきましては、医療費が非常に高まつて参りましたことと、被保險者がこれを利用する利用率が高まつて参りましたために、その受給率が著しく増加いたしました。従ひまして傷病給付に対する費用が著しく増高いたしましたのと、船員保險におきましては、船員の災害補償を完全に実施する関係もあり、適正に且つ迅速な給付をするために、傷病給付の保險料率を若干引き上げたのであります。即ち失業保險の給付を受ける者は一・三・二%、失業保險金を受けない者は一・〇%とし、その他延滞金の額及びその計算方法につきまして、他の社會保險と同様に國稅徴收法に依つてこれを改めました。以上が本法案改正の主なる内容であります。

本法案は去る五月十日に衆議院において修正可決の上、同日本院に送付を受けたのであります。今衆議院における修正の要点を申し上げます。

その第一点は、保險料率は、百分の二十六とあるを百分の二十四と改め、その百分の二十四のうち、被保險者の負担を二十四分の八十四とし、船舶所有者の負担を二十四分の百三十に改めました。

第二点は、さういふふうには本文にはその料率を明らかにいたしましたけれども、いろいろの事情によつて、尙、當分の間はこれに経過規定をいたしまして別な料率を設けられておるのであります。それは、保險料率を當分の間は百分の百三十二に止めておりました。被保險者の負担額が百三十二分の四十三であり、船舶所有者の負担が百三十二分の八十九となつておる、この率を改正いたしまして百分の百三十と改めました。さうしてこの百分の百三十のうち被保險者の負担を百三十分の四十二とし、船舶所有者の負担を百三十分の八十八に衆議院では改正いたしましたのであります。

厚生委員会におきましては、本法案が現下の海運、水産の業務に従事する海上労働者に及ぼす影響の重大性に鑑み、慎重に審議を進めたのであります。即ち五月十二日には運輸委員会と適合委員会を開き、運輸委員の意見をも十分参照し、尙必要により運輸省からも關係者を出席せしめ、慎重に審議をいたしましたのであります。委員会においては、船員保險料の中に含まれてゐる失業保險料は、衆議院における修正案によつて政府の原案千円につき二十二円が二十円に改められ、失れども、尙それにも拘わらず高きに失するのではないかと、これは十六円程度で十分であると懸念が如何、更に又養

老年金の受給資格期間は一般船員が十年で、その養老年金の額は平均標準報酬月額額の四ヶ月分である。然るに漁船に乗組んだ被保險者の受給資格期間は十年で、その年金額は二ヶ月分であるが、これは受給資格期間と年金額との割合が前者と後者の間が不均衡ではないか。又運輸省側は今回の改正について如何なる見解を有しておるか等々の質問が熱心に出されたのであります。これに對しまして政府からそれぞれ詳細なる答弁が参りましたが、その詳細については何とぞ速記録によつて御承知願ひたいのであります。

要するに以上の質疑應答におきまして、この改正は、今日の保險經濟の安定を図る必要のため、標準報酬月額とその等級並びに保險料率の妥當な改正を行い、又漁船乗組被保險者の希望に副うために養老年金制の適正化を期したと、社會保障制度への發展を目標といたしまして、今回陸上労働者に対する諸保險の内容に歩調を合せること等の改正であることが明らかになりました。かくて質疑を終了いたしましたところ、本法案は全会一致を以ちまして衆議院修正通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

○ 議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔議員起立〕

○ 議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第三、日本國有鉄道法施行法案(内閣提出、衆議院送付)を議題としたし、まず委員長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

日本國有鉄道法施行法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄

日本國有鉄道法施行法案

日本國有鉄道法施行法

(監理委員会の委員及び總裁の任命の事前措置)

第一條 内閣は、日本國有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)施行前に、同法第十二條の例により、日本國有鉄道の監理委員会の委員となるべき者を指名することができる。

2 内閣は、日本國有鉄道法施行前に、同法第二十条第一項及び第二項並びに同法第二十一条の例によるべき者の推薦に基き、日本國有鉄道の總裁となるべき者を指名することができる。

3 前二項において日本國有鉄道法第十二條又は同法第二十一条の例による場合において、同法第十二條第三項第五号中「日本國有鉄道」

とあるのは「國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帯事業に關して運輸省と視み替へるものとする。」
4 日本國有鉄道法第十七條の規定は、第一項の規定による委員となるべき者に準用する。
5 第一項又は第二項の規定により指名された委員となるべき者及び總裁となるべき者は、日本國有鉄道法施行の時に於いて、同法の規定によりそれぞれ日本國有鉄道の最初の監理委員会の委員又は總裁に任命されたものとする。

(職員の内閣)

第二條 日本國有鉄道法施行の際、現に運輸省職員(運輸部内の官吏、官吏の特選を受ける者、雇員及び見習雇員をいふ。以下同じ)であつて、運輸省鉄道總局等主として國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帯事業に關する事務を所掌する部局その他の機關であつて運輸大臣の定めるものに勤務するものは、運輸大臣の指名する者を除き、同法施行の際運輸省職員としての身分を失ひ、日本國有鉄道に引き継がれるものとする。

2 日本國有鉄道法施行の際、現に運輸省職員であつて、大臣官房等國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帯事業に關する事務を所掌する部局その他の機關(前項の規定により運輸大臣の定めるものを除く。)に勤務するものは、運輸大臣の指名する者に限り、同法施行

の監理運輸省職員としての身分を失ひ、日本國有鉄道に引き継がれるものとする。
3 前二項の規定により、運輸省職員が、日本國有鉄道に引き継がれる場合においては、その者に対する退官退職手当は、支給しない。
4 前項に規定する者が政府の職員として勤務した期間は、退職金の計算については、日本國有鉄道に勤務した期間とみなす。
5 地方公共團體の議会の議員たる者の暫定措置
第三條 前條第一項又は第二項の規定により日本國有鉄道の職員となつた者であつて、日本國有鉄道法施行の際現に地方公共團體の議会の議員であるものは、その任期中は引き続きその議員であることができる。

(権利義務の承継)

第四條 國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帯事業に關し、日本國有鉄道法施行の際現に國有する権利義務は、別に定めるものを除く外、その時において日本國有鉄道が承継する。

(訴訟の受継)

第五條 前條に規定する事業に關し、國を當事者とする訴訟であつて、日本國有鉄道法施行の際現に係属しているものは、その時において日本國有鉄道が受け継ぐ。同條に規定する事業に關し、これを所管する行政廳を當事者とする訴訟で前段と同様なもの、日本國有鉄道の總裁が受け継ぐ。

(共済組合に關する暫定措置)

第六條 日本國有鉄道法施行の際、現に國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第二條第二項第八号の規定による共済組合の組合員であつて、第二條第一項又は第二項の規定により日本國有鉄道に引き継がれないものは、日本國有鉄道法施行後當分の間、引き続き日本國有鉄道法第五十七條第二項の規定により日本國有鉄道に設けられる共済組合(以上國鉄共済組合)といふ。の組合員とする。

2 國庫は、前項に規定する者に係る國家公務員共済組合法第六十九條第一項各号及び同法第九十二條に掲げる費用を負担するものとし、政府は、これを國鉄共済組合に拂ひ込まなければならぬ。

(不動産に關する登記の手續)

第七條 日本國有鉄道が第四條の規定により不動産に關する権利を承継した場合において、その権利につきすべき登記の囑託書には、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十一条第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾書を添付することを要しない。

2 日本國有鉄道の總裁が不動産に關する権利につき登記を囑託する場合において、その役員又は職員を代理人と定め、その旨を官報で公告したときは、当該代理人は、不動産登記法第三十五條第一項第五号に掲げる書面を提出することを要しない。

(日本國有鉄道が引き継ぐ財産の範囲)

第八條 日本國有鉄道法施行の日に於いて日本國有鉄道が政府から引き継ぐ財産は、昭和二十四年五月三十一日における國有鉄道事業特別會計の資産並びに公債及び借入金以外の負債とする。

(公債及び借入金の処理)

第九條 昭和二十四年五月三十一日において國有鉄道事業特別會計が負擔する公債及び借入金は、日本國有鉄道法施行の日において、一般會計に帰属せしめる。

2 日本國有鉄道は、日本國有鉄道法施行の日において、前項に規定する公債及び借入金の金額に相當する額の債務を政府に対し負するものとする。

3 前項に規定する債務については、日本國有鉄道は、政府に対しその債務を表示する證書を交付するものとする。
4 第二項の規定により日本國有鉄道が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日は、第一項の規定により一般會計に帰属した公債及び借入金の償還期限、利率及び利子支拂期日によるものとする。

5 政府は、第一項の規定により一般會計に帰属した公債及び借入金の場合に於いては、その償還期限、利率及び利子支拂期日並びに公債についてはその発行價格に基き、第二項の規定により日本國有鉄道が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日を変更することを得る。

（國庫余資金の貸付）

第十條 政府は、日本國有鐵道において支拂上現金に不足があるときは、日本國有鐵道法第四十五條の規定による貸付として國庫余資金を一時貸し付けることができる。（資本金の類）

第十一條 日本國有鐵道法第五條に規定する資本金は、昭和二十四年五月三十一日における國有鐵道事業特別会計の資産の價額（調整勘定に計上する額を含む。）から負債の金額を控除した額に相当する金額とする。

（國有鐵道事業特別会計の業務の処理）

第十二條 國有鐵道事業特別会計における昭和二十三年度及び昭和二十四年度の予備費の使用、決算、財産及び出納その他会計に関する事務は、日本國有鐵道法施行の日以後は、従前の例により日本國有鐵道が行う。

（廳舎の無償貸付）

第十三條 日本國有鐵道は、日本國有鐵道法施行の際現に政府が使用している廳舎を政府に無償で貸し付けることができる。

（他の法令の改廢等）

第十四條 鐵道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「帝國」を「本邦」に、「政府」を「日本國有鐵道」に改める。

第二條、第四條及び第五條を削り、第三條を第二條とする。

第十五條 國有鐵道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を

次のように改正する。

第一條第一項中「國有鐵道（國有鐵道に關連する國營船舶を含む。）」を「日本國有鐵道の鐵道及び連絡船」に改める。

第五條、第七條第三項、第八條及び第九條中「運輸大臣」を、第八條中「國有鐵道」をそれぞれ「日本國有鐵道」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條之二 第五條、第七條第三項及び第九條の規定により日本國有鐵道が左の各号に掲げる運賃及び料金を定める場合においては、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

一 定期旅客運賃

二 小口扱貨物運賃

三 手小荷物運賃

四 旅客運賃及び貨物運賃の最低運賃

五 糞合料金

第十六條 日本通運株式會社法（昭和十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「政府」を「日本國有鐵道」に、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第二項を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第九條之二を削る。

第十七條 帝都高速度交通營團法（昭和十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「政府」を「日本國有鐵道」に改め、同條第二項を削る。

第六條中「政府」を「日本國有鐵道」に改める。

第二十四條中「帝國鐵道會計を「日本國有鐵道」に改め、同條後段を削る。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條 削除

第二十七條 削除

第三十四條第二項を削る。

第十八條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ二 日本國有鐵道ヨリ發スル證書、帳簿

第十九條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二号を次のように改める。

二 日本國有鐵道自己ノ爲ニスル登記又ハ登録

第二十條 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則中「國有鐵道國有鐵道ニ關連スル國營船舶ヲ含ム以下同ジ」を「日本國有鐵道ノ鐵道及連絡船」に、「運輸大臣」を「日本國有鐵道」に、國有鐵道ノ乗客を「日本國有鐵道ノ鐵道及連絡船ノ乗客」に改める。

第二十一條 國家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二條第二項第八号を次のように改める。

八 削除

第二十二條 大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及び郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律（昭和二十二年法律第七十号）、

政府職員の俸給等の支給に關する措置等に伴う大藏省預金部外三特別會計に対する一般會計の繰入金に關する法律（昭和二十三年法律第十三号）及び大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十三年年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律（昭和二十三年法律第十八号）の一部をそれぞれ次のように改正する。

第二項中「、國有鐵道事業特別會計」を削る。

第二十三條 左に掲げる法令は、廃止する。

國有鐵道事業特別會計法（昭和二十二年法律第四十号）

地方鐵道及軌道に於ける納付金等に關する法律（昭和二十年法律第十九号）

鐵道會議官制（昭和五年勅令第百二十九号）

鐵道輸送協議會官制（昭和十七年勅令第五百十二号）

鐵道教育所官制（昭和十四年勅令第六百十七号）

地方鐵道軌道納付金委員會官制（昭和二十年勅令第二百九十号）

鐵道大臣に於て委任に依り陸運に關する機器器具等の製作、修理又は調達を爲すの件（昭和十七年勅令第三百六十九号）

附則

1 この法律は、日本國有鐵道法施行の日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から、第二十二條の規定は、昭和二十四年五月三十一日から施行する。

2 國有鐵道事業特別會計法は、第二十三條の規定にかかわらず、日本國有鐵道法第三十六條第一項の規定においてその例による限度において、なおその効力を有する。

3 日本國有鐵道が政令で定める期間内に物品の運送に關する取引には、取引高税を課さない。

4 日本國有鐵道は、昭和二十四年度においては、第九條第二項の規定により日本國有鐵道が政府に對し負う債務の利子及びその債務の取扱に要する経費を國債整理基金特別會計に納付することができる。

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりました日本國有鐵道法施行法案につきまして運輸委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は従來、國が經營しておりました國有鐵道及びこれに關連いたしました各種の事業を、日本國有鐵道法の施行に當りまして日本國有鐵道に引継ぎますため、必要な種々の法的措置を規定したものであります。この法的措置と申しますのは、第一は職員

事業に勤務いたしておられる者は従
来の身分を失い、日本国有鉄道に引継
がれたものとなるのであります。第二
は、財産その他の権利義務の承継であ
りまして、これも引継事業に關し現に
國が有する財産その他の権利義務
は、引継ぎのときに對して日本国有鉄
道が承継することに相成ります。第三
は、日本国有鉄道の発足に伴う各法令
の改定でありまして、これは日本国有
鐵道が一應國とは人格上別個の独立体
となり得るのであります。最後に日
本の必要があるのであります。最後に日
本國有鐵道の總裁及び監理委員會の委
員の任命についての準備的措置を規定
いたしました。監理委員會の委員及び
總裁は、日本國有鐵道法によりまして、
國會の同意を要するのであります。日
本國有鐵道発足の日の六月一日には
國會は開會中ではないと考えられます
ので、日本國有鐵道の発足に支障なから
しむるため、事前に監理委員會の委員
となるべき者及び總裁となるべき者
を、日本國有鐵道法の規定の例によ
り、予め指名することのできるような
法的措置を要するのであります。以上
が日本國有鐵道法施行法案の骨子であ
ります。

この法案の審議中、質疑應答の要点
を録して申し上げます。日本國有
鐵道法第三十六條の規定による會計に
關する法律案を、この法律案と同時に
成立せしめる必要があるということが
論議の中心となつたのであります。す
でに御承知の通り第三國會の本院にお
いて日本國有鐵道法を可決いたしました
際、種々反對及び修正の意見があつた
のであります。これらの点につきま

しては、本院として修正の要求をいた
して置いた次第であり、この會計に關
する法律案もその一つであります。こ
の會計に關する法律案は、日本國有鉄
道の獨立採算制を確立し、高効率な経
営をいたす上に必要な法律であり
ますので、これが提案にならなければ
ば、只今議題になつておる施行法を成
立せしめても、日本國有鐵道として獨
立採算制の基礎を確立し得ず、意義の
極めて薄いものとなるのであります。
よつて運輸委員會におきまして、再
三政府にその提出を督促したのであり
ます。遂に本會期中に提案の見込が立た
なくなり、遂に誠意遺憾千萬の
次第であります。若し政府が提案でき
ないならば、本院としてこれを提案す
る準備があるのであります。第三國會
會において政府に要求しておる次第も
あり、又運輸大臣も急速提案の用意が
あると言明されておりますので、政
府に對しては重ねて會計に關する法律
案を至急提案する旨要求したのであり
ます。

次で討論に入りまして、小野委員よ
り、この法律案は速かに成立せしむる
ことが日本國有鐵道の発足に必要と思
うので、賛意を表する次第であるが、
日本國有鐵道法第三十六條の規定によ
る法律案が未だに提案の運びになつて
いないという事は、遺憾である。政
府は速かに政府案として右法律案を提
案することを強く希望する旨の意見の
開陳がありました。又内村委員より
は、日本國有鐵道の成立当時いさよ
の点で反對の意見を表明したのである
が、政府においては当時の反對意見を

勘案して速かに日本國有鐵道法の修正
をせられたく、かかる改正案を提出す
ることを條件としてこの法律案に賛成
をせられ、又鈴木委員より同様、日本
國有鐵道法成立当時の反對意見を政府
は勘案し、速かに改正案を出すべきで
あるが、この法案は日本國有鐵道の発
足を急ぐ必要があると思つたので、右改
正案の提出されることを希望して賛成
する旨の意見の開陳があつたのであり
ます。

以上で討論は終了したのであります
が、今期も追つておることでもあり、
日本國有鐵道を速かに発足せしむるた
め、重ねて政府に日本國有鐵道法第三
十六條による會計に關する法律案を速
かに提出することを要求し、全会一
致、本法案を可決すべきものと決定し
た次第であります。尚、右會計に關す
る法案につきましては、政府からの提
案があるまで、運輸委員會としては引
續きの問題を採り上げることになつ
ております。以上御報告申し上げます。
(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部の問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を請います。
〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に
追加して、外國保險業者に關する法
律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と
することに、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長長の報告を求めま
す。大藏委員長櫻内辰郎君。
〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

外國保險業者に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて國會法第八十三條により送付
する。
昭和二十四年五月十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 松平恒雄

外國保險業者に關する法律案
外國保險業者に關する法律
第一章 總則(第一條-第二條)
第二章 免許及び事業の開始(第
三條-第十條)
第三章 業務(第十一條-第十九
條)
第四章 免許の取消及び事業の廢
止(第二十條-第二十九
條)
第五章 登記(第三十條-第三十
三條)
第六章 罰則(第三十四條-第三
十六條)

附則 第一章 總則
(目的)
第一條 この法律は、日本保險事業
者と衡平の條件の下に、外國保險
事業者の日本における保險事業を
規定することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「外國保
險事業者」とは、日本以外の國の

法令に準拠して、主として日本以
外の國において保險事業を営む法
人又は個人をいひ、外國生命保險
事業者及び外國損害保險業者に
分ける。
2 この法律において「本國」とは、
外國保險事業者が設立又は事業の
開始にあつて準拠した法令を制
定した國をいひ、
3 この法律において「主たる店舗」
とは、外國保險事業者の日本にお
ける支店、從たる事務所その他の
事務所又は募集をする者の店舗の
うち、外國保險事業者がその事業
の本拠として定めたものをいひ、
4 この法律において「募集」とは、
保險募集の取締に關する法律(昭
和二十三年法律第七十一號)第
二條第三項に規定する募集をい
ふ。

第二章 免許及び事業の開始
(免許)
第三條 外國保險事業者が日本にお
いて保險事業を営むには、大藏大
臣の免許を受けなければならない。
2 何人も、日本において免許を受
けたい外國保險事業者の締結する
保險契約について、日本において
代理又は媒介の行爲をしてはなら
ない。
(免許の申請及び添附書類)
第四條 外國保險事業者が免許を申
請するには、左に掲げる事項を記
載した申請書を大藏大臣に提出し
なければならない。

1 保險事業者の本國名、氏名又
は名稱、本店又は主たる事務所

の所在地及び設立又は事業の開始の年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び住所を附記する。)

二 日本において営もうとする生命保險事業又は損害保險事業の種類

三 日本における代表者の氏名及び住所

四 日本における主たる店舗

2 前項の申請書には、外國保險事業者の法人の設立又は事業の開始が適法に行われた旨及び日本において営もうとする生命保險事業又は損害保險事業の種類と同種類の保險事業を本國において適法に行つてゐる旨を証する本國の権限のある機關の証明書を添附しなければならない。

3 第一項の申請書には、日本における代表者の代表権を証する書面を添附しなければならない。

4 前二項に規定するものの外、第一項の申請書には、左の書類を添附しなければならない。

一 定款又はこれに準ずる書類
二 日本における事業の方法書
三 日本において締結する保險契約の普通保險約款

四 生命保險事業者にあつては、日本において締結する保險契約の保險料及び責任準備金の算出の方法を記載した書類

五 損害保險事業者にあつては、日本において締結する保險契約の保險料を記載した書類及び未経過保險料準備金の算出の方法を記載した書類
六 最終の財産目録、貸借対照表

及び損益計算書
七 その他大蔵大臣が必要と認めざる書類

5 前項第二号から第五号までに掲げる書類の記載事項については、大蔵省令で定めることができる。

6 大蔵大臣は、第四項第四号及び第五号に掲げる責任準備金及び未経過保險料準備金の算出の方法が外國保險事業者の本國の法令に基いて定めた方法である場合であつても、第三條第一項の免許をすることが出来る。

(保險事業の種類の変更認可)
第五條 外國保險事業者は、日本において営む生命保險事業若しくは損害保險事業について、その種類を変更し、又は日本において新たな種類の生命保險事業若しくは損害保險事業を営もうとするときは、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(公告)
第六條 大蔵大臣は、第三條第一項の免許をしたときは、その旨及び第四條第一項に掲げる事項を、前條の認可をしたときは、その旨を、遅滞なく、告示をもつて公告しなければならない。

第七條 第五條に該当する場合を除く外、外國保險事業者は、第四條第一項に掲げる事項につき変更があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣にその旨を届け出で、且つ、公告しなければならない。

2 第四條第二項及び第三項の規定は、前項の届出に準用する。

3 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百四十四條公告の方法の規定は、第一項の公告に準用する。

(供託)
第八條 外國保險事業者は、一千万円の金額の金銭を供託しなければならない。日本においてその事業を開始することができない。

2 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、外國保險事業者に対しその日本における事業を開始する前に、前項に定める供託金額の外相当地と認め金額の金銭の供託を命ずることが出来る。

3 外國保險事業者は、賠償その他大蔵大臣の認可した有價証券をもつて、前二項の供託金に代えることができる。

(供託物に対する優先権)
第九條 日本における保險契約者、被保險者、保險金額を受け取るべき者又は外國相互会社(これに類似する外國の法人を含む。以下同じ)の社員は、前條第一項又は第二項、第十九條において準用する保險業法(昭和十四年法律第四十一号)第九條及び第二十七條において準用する同法第三十六條の規定による供託物の上に優先権を有する。

2 外國相互会社の日本における一般の債権者は、日本における社員、被保險者及び保險金額を受け取るべき者に対し、前項に規定する供託物の上に優先権を有する。

(日本における代表者)
第十條 商法(明治三十二年法律第四十八号)第七十八條代表社員の種類(の規定は、外國保險事業者の日本における代表者に準用する。

2 日本における代表者は、退任の後においても、これに代わるべき代表者の氏名及び住所につき商法第四百七十九條第二項の登記並びに第七條第一項の届出及び公告があるまで、なお代表者の権利義務を有する。

第三章 業務
第十一條 外國保險事業者は、毎年日本における事業の報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書の書式及びその提出の時期は、大蔵省令で定める。

(本店の決算書類の提出)
第十二條 外國保險事業者は、事業年度ごとにその本店において作成した財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書を、当該事業年度終了後相當の期間内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

(責任準備金の計算)
第十三條 外國保險事業者の日本における代表者は、第十一條第二項の大蔵省令で定める時期において、日本における保險契約についてその種類に従つて責任準備金又は未経過保險料準備金及び支拂備金を計算して、帳簿に記載しなければならない。

(外國生命保險事業者の財産)
第十四條 外國生命保險事業者は、日本において締結した生命保險契約のうち日本通貨で表示された生命保險契約について、責任準備金及び支拂備金に相當する金額を日本において日本通貨で表示された財産として所有しなければならない。

(外國損害保險事業者の財産)
第十五條 外國損害保險事業者は、日本において締結した損害保險契約のうち日本通貨で表示された損害保險契約について、收入した保險料から再保險料を控除した残額の未経過部分に相當する金額を日本において日本通貨で表示された財産として所有しなければならない。

2 前項の再保險料は、保險業法又はこの法律に基き免許を受けた保險事業者に対し、日本通貨で支拂われたものに限る。

(外貨建保險契約)
第十六條 外國保險事業者は、保險金額が外國通貨をもつて表示された保險契約を締結しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(定款その他の書類の備付)
第十七條 外國保險事業者の日本における代表者は、定款又はこれに準ずる書類、日本における社員の名簿並びに第十一條第一項及び第十二條に掲げる書類を、日本における主たる店舗に備えて置かなければならない。

2 保險業法第八十三條の規定(決算書類の關聯等)は、前項の書類に

準用する。

(商法の規定の準用)

第十八條 商法第十九條から第二十條まで(商号の登記及び保護)、第三十條及び第三十一條(商号の廃止)、第五章(商業帳簿)、第六章(商業使用人)(第四十四條(物品販賣店舖の使用人の権限)を除く。及び第七章(代理商)(第四十九條(物品販賣及び媒介の代理商の権限)を除く。の規定は、外國相互会社に準用する。

(保險業法の規定の準用)

第十九條 保險業法第五條第一項本文(兼業の禁止)、第六條から第十條(常務役員の専業主義、生命保險と損害保險との兼業禁止、報告徴収及び検査、監督命令及び基礎書類の変更)及び第二百二十七條營業譲渡の禁止)の規定は、外國保險事業者の當む保險事業に準用する。

第四章 免許の取消及び事業の廃止

(解散及び事業停止の届出)

第二十條 外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、又は日本における事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の届出のあつた日において、外國保險事業者に対する大蔵大臣の免許は、その効力を失ふ。

3 外國保險事業者は、日本における保險事業の種類を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。
(解散契約の包括移轉)

第二十一條 外國保險事業者は、契約をもつて責任準備金又は未経過保險料準備金の算出の基礎が同じである日本における保險契約の全部を包括して、日本において事業を営む他の保險事業者に移轉することが出来る。

2 保險業法第二十條(保險契約の移轉に關する部分に限る。)、第一百十一條第二項、第一百十二條第一項から第三項まで及び第一百十三條から第一百十八條までの規定(保險契約の移轉關係)は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第一百十二條第一項中「移轉契約書作成の日」とあるのは「移轉契約書作成の日」と、同法第一百十三條及び第一百十五條第一項中「株主總會又は社員總會ノ決議アリタル時」とあるのは「移轉契約書作成の時」と、同法第一百七條第二項中「保險契約移轉ノ決議ノ後」とあるのは「移轉契約書作成の後」と読み替へるものとする。

3 前項に掲げる規定中總會の決議に關する規定は、外國保險事業者については準用しない。

4 外國保險事業者が日本における保險契約の全部を移轉したときは、その日本における事業を廃止したものとみなす。
(事業停止、代表者解任命令及び免許の取消)

第二十二條 外國保險事業者が法令の規定又は大蔵大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣は、その日本における事業の停止若しくは代表者の解任を命じ、又は免許若しくは第五條の認可を取消することが出来る。

大蔵大臣は、外國保險事業者の免許を取り消したときは、その処分が確定した後、遅滞なく、その旨を支店又は従たる事務所の登記所に通知しなければならない。
3 登記所が前項の通知を受けたときは、その支店又は従たる事務所の登記をまつ消ししなければならない。
(事業停止、管理及び保險契約の移轉命令)

第二十三條 大蔵大臣は、外國保險事業者の業務又は財産の状況により、その日本における事業の継続が困難であり、又は不適當であると認めるときは、その日本における事業の停止、日本における業務及び財産の管理又は日本における保險契約の移轉の命令をすることが出来る。

2 保險業法第一百條から第一百三條まで、第一百四條第一項及び第三項前段、第一百五條(保險契約の移轉に關する部分に限る。及び第六條の規定(業務及び財産の管理關係)は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合に、同法第三百三條、第三百四條第一項及び第三項前段、第三百七條、第三百八條及び第三百二十一條から第三百二十五條まで並びに保險業法施行令(昭和十四年勅令第九百四号)第十二條から第十四條までの規定(命令による保險契約の移轉關係)は、前項の保險契約の移轉の命令があつた場合に準用する。この場合に

おいて、保險業法第一百七條第二項中「保險契約移轉ノ決議ノ後」とあるのは「移轉契約書作成の後」と、同法第二百一十一條第三項中「各会社」とあるのは「相手会社である日本の会社」と、同法第二百二十二條第三項において準用する同法第一百十五條第一項中「株主總會又は社員總會ノ決議アリタル時」とあるのは「移轉契約書作成の時」と読み替へるものとする。

3 前項に掲げる規定中總會の決議に關する規定は、外國保險事業者については準用しない。
(事業停止及び免許取消の公告)

第二十四條 外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、若しくは保險事業の種類を廃止し、又は免許若しくは第五條の認可を取り消された場合には、大蔵大臣は、遅滞なく、その旨を告示をもつて公告しなければならない。
(供託物の返還請求)

第二十五條 外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、又は免許を取り消された場合には、第九條の規定によつて優先権を有する者に弁済をし、又は担保を供しなければ供託物の返還を請求することが出来ない。
(職務の取扱を行ふ者)

第二十六條 外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、又は免許を取り消された場合において、大蔵大臣は、必要と認めるときは、職務の取扱を行ふ者を選任し、又は解任することが出来る。

2 第十條第一項及び保險業法第三百三十三條(主務大臣の選任する清算人の報酬)の規定は、前項の職務の取扱を行ふ者に準用する。
(保險業法第三百三十六條の準用)

第二十七條 保險業法第三百三十六條(清算監督命令)の規定は、事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、又は免許を取り消された外國保險事業者が職務の取扱をする場合に準用する。
(保險業法第三百二十四條の準用)

第二十八條 保險業法第三百二十四條(解散後の保險金支拂等)の規定は、外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、又は免許を取り消された場合に準用する。
(商法第四百八十四條及び第四百八十五條の準用)

第二十九條 商法第四百八十四條(支店閉鎖命令)並びに第四百八十五條第一項及び第二項(日本にある財産の清算)の規定は、外國保險事業者が日本において従たる事務所その他の事務所を設け、又はもつばら外國保險事業者のために募集をする者が營業所若しくは事務所を設けた場合に準用する。
第五章 登記

(商法の規定の準用)

第三十條 商法第九條(商業登記簿)、第十一條から第十五條まで(商業登記の公告及び効力)及び第六十一條(登記期間の起算点)の規定は、外國相互会社に準用する。

第三十條 商法第九條(商業登記簿)、第十一條から第十五條まで(商業登記の公告及び効力)及び第六十一條(登記期間の起算点)の規定は、外國相互会社に準用する。

第三十條 商法第九條(商業登記簿)、第十一條から第十五條まで(商業登記の公告及び効力)及び第六十一條(登記期間の起算点)の規定は、外國相互会社に準用する。

第三十條 商法第九條(商業登記簿)、第十一條から第十五條まで(商業登記の公告及び効力)及び第六十一條(登記期間の起算点)の規定は、外國相互会社に準用する。

第三十條 商法第九條(商業登記簿)、第十一條から第十五條まで(商業登記の公告及び効力)及び第六十一條(登記期間の起算点)の規定は、外國相互会社に準用する。

第三十條 商法第九條(商業登記簿)、第十一條から第十五條まで(商業登記の公告及び効力)及び第六十一條(登記期間の起算点)の規定は、外國相互会社に準用する。

(登記簿)
第三十一條 各登記所に、外國相互保險会社登記簿を備える。
(登記申請)
第三十二條 外國相互会社が日本に事務所を設けた場合においてその登記を申請するときは、会社の代表者は、申請書にその日本における主たる店舗及び代表者の氏名及び住所を記載し、且つ、左に掲げる書面を添付しなければならない。

一 主たる事務所の存在を認めるに足る書面
二 代表者としての資格を証する書面
三 会社の定款又は会社の性質を識別するに足る書面
2 前項第一号から第三号までの書面は、会社の本國の管轄官廳が証明したものでなければならぬ。
(非訟事件手続法の規定の准用)
第三十三條 非訟事件手続法第二百一十六條第三項、第二百三十五條ノ九第三項、第二百三十八條ノ十六、第二百三十九條、第二百三十九條ノ二、第二百四十二條から第二百四十九條まで、第二百五十條ノ二、第二百五十條ノ四、第二百五十條ノ五、第二百五十一條から第二百五十一條ノ四まで、第二百五十一條ノ六、第二百五十四條から第二百五十八條まで、第二百七十一條から第二百七十五條まで、第二百七十六條、第二百七十七條、第二百七十八條及び第二百三條から第二百五條までの規定(商事非訟事件の登記關係)は、外國相互会社に準用する。
第六章 罰則

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。
一 第三條第一項又は第二項の規定に違反した者
二 第五條の規定に違反した者
三 第十四條の規定に違反した者
四 第十五條第一項の規定に違反した者
第三十五條 法人(法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。
2 前項の規定により法人でない社團又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社團又は財團を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第三十六條 左の各号の一に該当する場合においては、外國保險事業者の代表者、支配人、保險管理人、清算人又は残務の取扱を行つる者は、五千円以下の過料に処する。但し、その行為について刑を科すべきときはこの限りでない。
一 第十九條において準用する保險業法第五條第一項の規定に違反したとき
二 第十九條において準用する保險業法第八條の規定による報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は臨検若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
三 第十三條の規定に違反して責任準備金、未経過保險料準備金又は支拂準備金の計算をしなかつたとき。
四 第二十九條において準用する商法第四百八十四條又は第四百八十五條第一項の規定による裁判所の命令に違反したとき。
五 第八條第一項の規定に違反したとき。
六 第八條第二項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條第二項において準用する保險業法第一百一條第四項又は第二十七條において準用する保險業法第二百三十六條の規定による大藏大臣の命令に違反したとき。
七 第五章に定める登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。
八 第七條第一項、第二十條第一項若しくは第三項又は第十九條において準用する保險業法第十條第四項の規定による公告若しくは届出をすることを怠り、又は不正の公告若しくは届出をしたとき。
九 第十一條第一項に規定する報告書提出せず、又は虚偽の記載をした報告書提出したとき。
十 第十二條に規定する財産目録、貸借対照表、事業報告書又

は損益計算書を提出せず、又は虚偽の記載をしたこれらの書類を提出したとき。
十一 第十七條第一項に規定する書類を備えて置かず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
十二 正当の事由がなく第十七條第一項に掲げる書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。
十三 第十六條又は第十九條において準用する保險業法第十條第一項の規定に違反したとき。
十四 第二十三條第二項において準用する保險業法第一百一條第二項の規定に違反して、正当の事由がなく保險管理人となることを拒否したとき。
十五 第二十三條第二項において準用する保險業法第一百一條第一項に規定する大藏大臣の選任する保險管理人に事務の引継をしなかつたとき。
十六 第二十一條第二項において準用する保險業法第一百一十一條第二項、第一百一十二條第一項から第三項まで、第一百一十三條、第一百一十五條又は第十六條の規定に違反して、保險契約移轉の手續をし、又は保險契約、財産の処分若しくは債務を負担すべき行為をしたとき。
十七 第二十三條第二項において準用する保險業法第二百三條の規定に違反して事業を営んだとき。
十八 第十九條において準用する

保險業法第二百二十七條の規定に違反したとき。
十九 第二十九條において準用する商法第四百八十五條第二項において準用する商法第四百二十一條から第四百二十四條まで及び第四百三十條から第四百五十六條までの規定に違反したとき。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 外國保險会社に関する件(明治三十三年勅令第三百八十号)は、廢止する。
3 この法律施行の際現に外國保險会社に関する件の規定によつて免許を受けている外國保險事業者は、この法律の規定によつて免許を受けたものとみなす。
4 外國保險会社に関する件の規定によつて免許を受けた外國保險事業者で昭和十六年十二月七日に日本において保險事業を営んでいたものが、日本において保險事業を行おうとするときは、第四條第一項から第三項までに掲げる書類を添附して、大藏大臣に届け出なければならぬ。
前項の外國保險事業者は、大藏大臣が前項の届出を受理した日において、第三條第一項の規定による免許を受けたものとみなす。
6 保險募集の取締に関する法律の一部を次のように改正する。
第二條に次の一項を加える。
6 この法律における保險会社には、外國保險事業者に関する法

は損益計算書を提出せず、又は虚偽の記載をしたこれらの書類を提出したとき。
十一 第十七條第一項に規定する書類を備えて置かず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
十二 正当の事由がなく第十七條第一項に掲げる書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。
十三 第十六條又は第十九條において準用する保險業法第十條第一項の規定に違反したとき。
十四 第二十三條第二項において準用する保險業法第一百一條第二項の規定に違反して、正当の事由がなく保險管理人となることを拒否したとき。
十五 第二十三條第二項において準用する保險業法第一百一條第一項に規定する大藏大臣の選任する保險管理人に事務の引継をしなかつたとき。
十六 第二十一條第二項において準用する保險業法第一百一十一條第二項、第一百一十二條第一項から第三項まで、第一百一十三條、第一百一十五條又は第十六條の規定に違反して、保險契約移轉の手續をし、又は保險契約、財産の処分若しくは債務を負担すべき行為をしたとき。
十七 第二十三條第二項において準用する保險業法第二百三條の規定に違反して事業を営んだとき。
十八 第十九條において準用する

保險業法第二百二十七條の規定に違反したとき。
十九 第二十九條において準用する商法第四百八十五條第二項において準用する商法第四百二十一條から第四百二十四條まで及び第四百三十條から第四百五十六條までの規定に違反したとき。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 外國保險会社に関する件(明治三十三年勅令第三百八十号)は、廢止する。
3 この法律施行の際現に外國保險会社に関する件の規定によつて免許を受けている外國保險事業者は、この法律の規定によつて免許を受けたものとみなす。
4 外國保險会社に関する件の規定によつて免許を受けた外國保險事業者で昭和十六年十二月七日に日本において保險事業を営んでいたものが、日本において保險事業を行おうとするときは、第四條第一項から第三項までに掲げる書類を添附して、大藏大臣に届け出なければならぬ。
前項の外國保險事業者は、大藏大臣が前項の届出を受理した日において、第三條第一項の規定による免許を受けたものとみなす。
6 保險募集の取締に関する法律の一部を次のように改正する。
第二條に次の一項を加える。
6 この法律における保險会社には、外國保險事業者に関する法

に基いて免許を受けた外国保険事業者(以下外国保険事業者という)を含む。

第二十一條(生命保険会社)の下に「(外国保険事業者を除く。)」を加える。

7 保険業法の一部を次のように改正する。

第三條(基金)の次に「第六十五條ノ規定ニ依ル積立金ヲ含ム」を加え、「十万元以上」を「三千万円以上」に改める。

第六十九條を次のように改める。

第六十九條 削除

8 この法律施行の際、資本又は基金(保険業法第六十五條に規定する積立金を含む)の総額が三千万円未満の保険会社は、なるべく速かに、その額を三千万円以上に増加しなければならぬ。但し、生命保険会社で責任準備金の総額が三千万円をこえるものについては、この限りでない。

9 前項の規定により資本又は基金の総額を増加するまでは、当該保険会社は、保険業法第三條の規定にかかわらず、保険事業を営むことができる。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました外国保険事業者に関する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の内容について申し上げます。去る一月十四日附議司令部より寄せられました「外国商社の業務の活動

及び投資に関する覚書」により、外国商社の活動は日本の業者と無差別の條件の下に行われるべきであるとの一般原則に基きまして、外国保険業者の日本における活動を規定せんとするものがあります。即ち外国保険業者が日本において保険事業を営まんとするときは大蔵大臣の免許を要しますが、戦前日本において営業を営んでいた者は、簡便なる届出により営業を営み得ると共に、外国における保険事業に関する法規及び慣習を尊重し、必要以上日本の特種性を強調しないことになつております。併し他面においては、被保険者等債権者の利益を保護するため、外国保険業者は一千万円の供託金を設ける必要があり、且つ必要により大蔵大臣がこれを増額することができ、外、保険契約は円建を原則とし、その責任準備金等相当額は必ず日本円に投資しなければならぬことになつております。

さて本案審議に当りましては、熱心なる質疑応答がありました。五月十九日質疑を終局し、討論に入りまして、黒田英雄委員より次の修正案が提出されました。

即ち政府提出原案によれば、外国保険業者が法令の規定又は大蔵大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣は事業の停止若しくは代表者の解任又は免許若しくは認可の取消しができることになつておりますが、かかる場合は必ず公聴会を開くことを要するものとし、これに併り規定を挿入せんとするものであります。黒田英雄委員の修正案は採決の結果、多数を以て可決せら

れ、次に修正箇所を除く原案について採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定し、よつて本案を修正議決いたしました次第であります。ここに御報告いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 本案に対し討論の通告がござります。順次發言を許します。中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕
○中西功君 日本共産党はこの法案に反対であります。

この条文を見ますと、非常に些細なと言いますか、殆んど問題がないことと見えるのであります。我々も又單に法文だけならば勿論取立てて私がここで反対討論をする必要もない程のものであります。併し私たちがこの法案の根本的な問題について非常に大きな疑義を持つておるのであります。即ちこれは外国の保険業者に関する法律でありまして、これは我が國と、そして諸外國との關係を律する上におきまして、非常に大きな問題を投げかけるのであります。然るに現実に我が國のこの對外關係或いは國際關係がどうなつておるかというところを考へて見ますと、未だ我々自身もこれを決定するだけのところに行つていないし、更に世界的に見ましても、日本のこの對外的な關係は將來の講和會議において当然決定される筈のものであります。現にそういう意味で言いますならば、未だにこの我々の國際關係を律する根本的なものができていないのであります。そういうふうなときに、このような對外關係に至大な影響を持つところのこの法案を我々が急いで法案化せなければならぬ、かどう

か、ここに我々は大きな疑義を持つのであります。實際の問題にいたしましても、旧來かかる法案、かかる問題を律する法案が、即ち法律、命令がないわけではなく、さつき委員長の報告にもありましたごとく、現に過渡的にはあるのであります。而も、それによつて必ずしも大きな支障はないのであります。而も、今日それならば現実に我が國の保險事業が特にこの對外關係においてどのようになつておるかというところを考へて見ますとき、現在我々は、我々の例えは海上保險は非常に大きな契約額であり、又保險額であるのにも拘わらず、現に私たちが日本の保險業者はこの点については殆んど關與してないのであります。例えは日本の輸出入総額が十五億米ドルあるといつても、少くとも保險契約額は五千四百億円の多きに達してしまふ。保險料だけでも、その一分取りましても五十四億円の多きに達するのであります。このようなものがまだ現に日本の保險業者によつてなされていないのであります。こういうときに我々が何故に慌ててかかるものを法律化しなければならぬかという点が私たちがとしては非常に大きな問題になると考へておられます。私たちの率直な希望を申し上げますれば、これは今日のような状態の下において我々は、こういふ法律を作るべきでなく、若し是非必要ならばポ命令という手段もあり、又現実に今まで出されたところの命令もあり、決して事欠かない以上は、これは將來の講和會議のときに、我が國の國際關係がうまく行きましたときに、改めてこれを決めまして決して遅くはない。

い。そうであるのに、若し讀いてごときで、これを決めようとするときは、徒らに現状を固定化する。これは大きく國際關係から見ますならば、我々自身が好きに本當の日本の獨立を可能にするような講和會議を望むところの熱意が少いといふふうな外國の人々から見られて仕儀がないのであります。我々は本當に日本の早急な又完全な獨立を保障するならば、講和會議を一日も早く期待しますが故に、私はこゝういふふうな部分的な、暫定的な講和的処置にひとしいようなことは、成るだけ避けたい、又避けるべきである、こゝういふふうな我々は考へております。こゝういふ点からこの根本に對して私たちは疑義を持つております。これを以て私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 小川友三君。
〔小川友三君登壇、拍手〕
○小川友三君 外國保險事業者に関する法律案に對しまして賛成の趣旨をこゝれから少しの間申し上げます。

日本の保險会社が優秀であるというふうな点においては、何人も是認するものであります。現在の國內情勢におきまして、一口で五億、十億の保險契約を得る会社は先ず存在しないのであります。そうした大きな契約をする場合に、外國の保險会社にその保證をして貰うという建前をとるのは、非常に安全性を保持する点において優秀である。かように本議員は固く信じて、本案に賛成をするものであります。そこで社会党の同心片山先生を初め、講和條約の促進運動を街頭に立つてまで盡力せられておる。この外國の保險

事業者をこちらに入れて、そして國民外交的に平和條約、いわゆる講和條約の促進をすることは、誠に慶賀に堪えないと、かように信するものであります。そこで、戦前におきまして生命保険において外國に契約した額は六百七十八万余円という僅少な額でありまして、日本の保険会社に契約する額の一割に満たない程度で戦前はあつたのであります。又火災保険におきましても、僅かに八百七十七万円、こゝに契約額でありまして、内地の保険会社から非常なる反対が本案につきましてはあつたのであります。内地の保険会社の経営に對して困るような大きな契約は、損失はない。かように信じて、本案に賛成いたします。そこで現在の情勢は、すでに外國の保険会社とどしどし契約をしておる。それは明治三十三年の勅令第三百八十号によりまして許可されておる形勢をこの法案に盛り上げただけのものでもありまして、スミ、スミにこの保険事業を内地の保険業者と組合せまして経済の安定を図つて行くといふような趣向であります。そこで本案に對しましては現在の吉田内閣が十二分に研究し、そして本委員会におきまして、委員長長の報告通り、いゝものであるといふので多数決で賛成したものであります。本議員も、特に米國の保険会社、オランダの保険会社、イギリスの保険会社、この三社が入つておるのであります。この三社に敬意を表し、本案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論通告者の発言は全部終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際お諮りいたします。岡田宗司君より外務委員を、羽生三七君より農林委員を、それぞれ解任したい旨の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答ふる者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として外務委員に羽生三七君を、農林委員に岡田宗司君を、それぞれ指名いたします。

議事の都合により本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答ふる者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会

○本日の會議に付した事件

- 一、特別委員解任の件
- 一、日程第一 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律案
- 一、日程第二 食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

- 一、地方公務員たる教員の地方職員兼職禁止に関する緊急質問
- 一、日程第四 通訳案内業法案
- 一、日程第五 船舶運賃の船員の給與基準の設定及び船舶運賃の役員に對する特別手当の支給に関する法律案
- 一、日程第七 公認会計士法の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 たばこ専賣法案
- 一、日程第九 塩専賣法案
- 一、日程第十 しよら、腦專賣法案
- 一、日程第十一 復興金融庫に對する政府出資等に関する法律案
- 一、日程第十二 貸金業等の取締に関する法律案
- 一、日程第十三 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税關出張所、税關支署出張所及び税關支署監視塔の増設に關し承認を求めめるの件
- 一、日程第十六 國家公務員のための國設宿舎に関する法律案
- 一、税關問題に對する緊急質問
- 一、日程第十五 社会教育法案
- 一、常任委員解任及び補欠の件
- 一、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案
- 一、青少年不良化防止に関する決議案
- 一、議員星野芳樹君を懲罰にするの動議
- 一、日程第十四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第十六 古物営業取締法案
- 一、日程第十七 道路交通取締法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松嶋 喜作君

議員

- 小川 友三君 阿竹齋次郎君
- 井上なつゑ君 岩本 月洲君
- 宇都宮 登君 梅原 眞隆君
- 江熊 哲翁君 小野 哲君
- 加賀 操君 柏木 庫治君
- 鎌田 逸郎君 河井 彌八君
- 高良 とみ君 小杉 イキ君
- 小宮山常吉君 西郷吉之助君
- 佐伯四郎君 佐藤 尙武君
- 新谷寅三郎君 鈴木 直人君
- 竹下 鑿次君 高瀬莊太郎君
- 高田 寛君 高橋龍太郎君
- 伊達源一郎君 田中耕太郎君
- 中川 以良君 野田 俊作君
- 波多野林一君 早川 慎一君
- 東浦 庄治君 久松 定武君
- 姫井 伊介君 藤井 丙午君
- 堀越 儀郎君 町村 敬貴君
- 松村眞一郎君 村上 義一君
- 矢野 西雄君 山崎 恒君
- 赤木 正雄君 赤澤 與仁君
- 安部 定君 飯田精太郎君
- 奥 むめお君 岡本 愛祐君
- 岡元 義人君 木下 辰雄君
- 九鬼敏十郎君 楠見 義男君
- 山田 佐一君 中山 壽彦君

- 島津 忠彦君 島村 軍次君
- 下條 康徳君 宿谷 榮一君
- 大野木秀次郎君 遠山 丙市君
- 小林 英三君 田村 文吉君
- 玉置吉之丞君 徳川 宗敬君
- 玉置 喜章君 徳川 頼貞君
- 一松 政二君 藤野 繁雄君
- 北條 秀一君 田口政五郎君
- 岡田喜久治君 國 伊能君
- 山内 卓郎君 山本 勇造君
- 結城 安次君 西田 天香君
- 渡邊 甚吉君 植竹 春彦君
- 藤井 新一君 北村 一男君
- 加藤常太郎君 西川 昌夫君
- 川村 松助君 淺岡 信夫君
- 池田宇右衛門君 堀 末治君
- 荒井 八郎君 西川甚五郎君
- 黒田 英雄君 寺尾 豊君
- 草葉 隆圓君 石坂 豊一君
- 柴田 政次君 小杉 繁安君
- 板谷 順助君 松野 喜内君
- 黒川 武雄君 石川 準吉君
- 紅澤 みつ君 深川タマエ君
- 木内キヤウ君 大隅 憲二君
- 深水 六郎君 平岡 市三君
- 城 義臣君 藤森 眞治君
- 仲子 隆君 中川 幸平君
- 重宗 雄三君 西山 亀七君
- 橋本萬右衛門君 伊東 隆治君
- 佐々木鹿蔵君 廣野 清雄君
- 浅井 一郎君 廣瀬與兵衛君
- 左藤 義詮君 小串 清一君
- 尾形六郎兵衛君 木村三四郎君
- 木内 四郎君 鬼丸 義齋君
- 櫻内 辰郎君 谷口彌三郎君
- 油井賢太郎君 星 一君
- 小畑 哲夫君 前之園喜一郎君
- 入交 太蔵君 高橋 啓君

小林 勝馬君	松下松治郎君
内村 清次君	梅津 錦一君
大隈 信幸君	門屋 盛一君
平野善治郎君	鈴木 順一君
村尾 重雄君	門田 定藏君
塚本 重藏君	奥 圭一郎君
池田七郎兵衛君	河野 正夫君
田中 利勝君	林屋龜次郎君
中井 光次君	稻垣平太郎君
カニ邦彦君	和田 博雄君
森下 政一君	青山 正一君
中平常太郎君	若木 勝藏君
吉川末次郎君	天田 勝正君
板野 勝次君	細川 嘉六君
中野 重治君	中西 功君
兼岩 傳一君	鈴木 清一君
木村啓八郎君	堀 眞琴君
原口忠次郎君	池田 恒雄君
太田 敏見君	金子 洋文君
小泉 秀吉君	大野 幸一君
千田 正君	國井 淳一君
藤田 芳雄君	羽仁 五郎君
伊藤 修君	大島農夫雄君
岩崎正三郎君	河崎 ナツ君
川上 嘉君	丹羽 五郎君
原 虎一君	下條 恭兵君
島 清君	中村 正雄君
三好 始君	佐々木良作君
波多野 鼎君	三木 治朗君
木下 源吾君	山下 幾信君
岡田 宗司君	駒井 藤平君
小川 久義君	岩男 仁藏君
鈴木 憲一君	岡村文四郎君

國務大臣	大藏大臣 池田 勇人君	國務大臣 磯貝 詮三君
政府委員	内閣官房長官 増田甲子七君	經濟安定政務次官 中川 以良君
大藏政務次官 田口政五郎君	大臣事務次官(大官房次長) 河野 通一君	大臣事務次官(大臣官房次長) 原田 富一君
文部事務次官(社教教育局長) 柴沼 直君	厚生事務次官(社会局長) 木村忠二郎君	農林政務次官 池田宇右衛門君
運輸事務次官(大臣官房長) 芥川 精君	運輸事務次官(海上保安廳保安局長) 山崎小五郎君	

〔審査報告書(第二十五号奉照)は都合により最終号附録に掲載〕

定價 一部 四四五十錢

送料実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三〇〇
振替東京一九〇〇
圖書課